

写 令和 6 年第 4 回定例会

(12 月 9 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和6年第4回益城町議会定例会目次

○12月9日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	6
日程第5 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号 令和6年度益城町一般会計補正（第3号）	8
日程第6 議案第77号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）	9
日程第7 議案第78号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9
日程第8 議案第79号 令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	9
日程第9 議案第80号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第10 議案第81号 益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の 制定について	9
日程第11 議案第82号 益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第12 議案第83号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	10
日程第13 議案第84号 益城町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定 について	10
日程第14 議案第85号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	10
日程第15 議案第86号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第16 議案第87号 益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の一部を改正 する条例の制定について	10
日程第17 議案第88号 益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	10
日程第18 議案第89号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約 の一部変更について	10
日程第19 議案第90号 工事請負契約の締結について	10
日程第20 議案第91号 工事請負契約の変更について	10

日程第21	議案第92号	工事請負契約の変更について	10
日程第22	議案第93号	工事請負契約の変更について	10
日程第23	議案第94号	工事請負契約の変更について	10
日程第24	議案第95号	工事請負契約の変更について	10
日程第25	議案第96号	町道の路線廃止について	10
日程第26	議案第97号	町道の路線認定について	10
日程第27	議案第98号	町道の路線認定について	10
日程第28	議案第99号	指定管理者の指定について	10
日程第29	議案第100号	物品購入について（追認）	10
日程第30	議案第101号	物品購入について（追認）	10
日程第31	議案第102号	物品購入について（追認）	10
日程第32	議案第103号	訴えの提起について	10
	散会		21

○12月10日（第2日）

出席議員	22
欠席議員	22
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	22
説明のため出席した者の職・氏名	22
開議	23
日程第1 総括質疑	23
散会	51

○12月11日（第3日）

出席議員	52
欠席議員	52
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	52
説明のため出席した者の職・氏名	52
開議	53
日程第1 一般質問	53
8番 吉村建文議員	53
1 福祉行政について	
2 「マイナ保険証」の普及と利用促進等について	
3 高速道路下の「ボックス」について	
4 教育交流について	
5番 富田徳弘議員	60

1	町民憩の家について	
2	企業誘致の推進について	
7番	松本昭一議員	66
1	農地保護の施策について	
2	通学路における交通安全対策について	
2番	木村正史議員	71
1	AI オンデマンドバス「のるーとUMEらいん」は、今後どう運営するのか	
2	益城町文化会館は、夜間の利用時に暗いが。	
4番	上村幸輝議員	77
1	学校給食の次年度以降の課題対策の進捗について	
2	校区グラウンドの利用状況及び管理状況について	
3	ドローンの運用管理について	
	散会	84

○12月12日（第4日）

	出席議員	85
	欠席議員	85
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	85
	説明のため出席した者の職・氏名	85
	開議	86
	日程第1 一般質問	86
11番	宮崎金次議員	86
1	町民憩の家の存続について	
2	令和6年度中財政見通しについて	
3	(都) 南北線沿いの水路の整備について	
9番	甲斐康之議員	99
1	現行の「健康保険証」を廃止し、「マイナ保険証」使用を押し付けることで、どのようなトラブルが発生しているか把握しているか。発生した場合の対応はどのようにしているか。この問題を解決するには、現行の「健康保険証」を残すべきと考えるが町の見解を問う	
2	「住宅用火災警報器」の交換について、購入費用の助成を求める	
1番	坂井金次郎議員	105
1	工事の検査と監査について	

	2	木山仮設団地跡の開発について	
	3	文書保存期間について	
17番	榮	正敏議員	113
	1	益城町の地下水の安全確保について	
	2	認知症対策について	
	3	困窮世帯の小中学生、高校生、大学生の現状について	
	4	特別職と議員報酬引き上げについて	
散会			121

○12月17日（第5日）

出席議員			122
欠席議員			122
職務のため出席した事務局職員の職・氏名			122
説明のため出席した者の職・氏名			122
開議			123
日程第1	各	常任委員会委員長報告	123
日程第2	議案第104号	副町長の選任同意について	143
日程第3	議案第105号	教育委員会委員の任命同意について	144
日程第4	益福第2353号の2	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	145
日程第5	益福第2353号の3	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	146
日程第6	益福第2440号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	147
日程第7	議員派遣の件		147
日程第8	閉会中の継続調査の件		148
閉会			148

12 月 9 日（月曜日）

令和6年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年12月9日午前10時00分招集
2. 令和6年12月9日午前10時00分開会
3. 令和6年12月9日午前11時22分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第5 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第15号 令和6年度益城町一般会計補正(第3号)
 - 日程第6 議案第77号 令和6年度益城町一般会計補正予算(第4号)
 - 日程第7 議案第78号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 日程第8 議案第79号 令和6年度益城町水道事業会計補正予算(第1号)
 - 日程第9 議案第80号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第81号 益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定
について
 - 日程第11 議案第82号 益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第12 議案第83号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
 - 日程第13 議案第84号 益城町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
 - 日程第14 議案第85号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
 - 日程第15 議案第86号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第16 議案第87号 益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する
条例の制定について
 - 日程第17 議案第88号 益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第18 議案第89号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一
部変更について
 - 日程第19 議案第90号 工事請負契約の締結について
 - 日程第20 議案第91号 工事請負契約の変更について
 - 日程第21 議案第92号 工事請負契約の変更について

- 日程第22 議案第93号 工事請負契約の変更について
日程第23 議案第94号 工事請負契約の変更について
日程第24 議案第95号 工事請負契約の変更について
日程第25 議案第96号 町道の路線廃止について
日程第26 議案第97号 町道の路線認定について
日程第27 議案第98号 町道の路線認定について
日程第28 議案第99号 指定管理者の指定について
日程第29 議案第100号 物品購入について（追認）
日程第30 議案第101号 物品購入について（追認）
日程第31 議案第102号 物品購入について（追認）
日程第32 議案第103号 訴えの提起について
-

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 17番 柴正敏君 |
| 18番 中川公則君 | | |
-

8. 欠席議員（2名）

- 15番 渡辺誠男君 16番 荒牧昭博君
-

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也
-

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|--------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |
| 福祉課審議員 | 川原さおり君 | こども未来課長 | 吉住由美君 |
| 健康保険課長 | 吉本秀一君 | 産業振興課長 | 岩本武継君 |

都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第4回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。なお、15番渡辺議員、16番荒牧議員から欠席する旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員16名です。

ただいまから令和6年第4回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、10番野田祐士議員、17番榮正敏議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

なお、日程について申し上げます。

本日は、報告2件及び本定例会に提案されました議案について、専決処分1件の採決、その他27件の説明を行います。明日10日は総括質疑、11日、12日は一般質問、13日は各常任委員会議案審査、14日、15日は休会、16日は各常任委員会現地視察、17日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということで参りたいと思います。

日程第3 報告第16号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第3、報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告につ

いて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第4回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。

熊本地震から8年半が経過しまして、道路橋梁の復旧も進み、さらに、役場庁舎や総合体育館、給食センター、益城中学校などの公共施設の復旧もほぼ終了し、来年3月に完成します地域共生センター建設を残すのみとなっております。一方で、施設の復旧・復興は進んでおりますが、心の復興は道半ばと感じているところです。

そのような中、昨日、第49回上益城郡町対抗駅伝大会が開催され、益城町Aチームが2位の御船町に4分以上の差をつけ見事に5連覇を達成し、町民の皆さんに元気を与えていただいております。6位のBチームを含め、頑張った選手に感謝を申し上げたいと思います。

また、10月20日に益城町総合運動公園で第30回きままにスポーツ・健康フェスタを本格的に開催し、工夫を凝らした体験コーナーには多くの参加者があり、健康の大切さに対する気づきの場となっております。

さらに、11月4日には9年ぶりに益城町みんなの秋祭りを益城町総合運動公園駐車場で開催し、約1万人の来場がありました。当日は50軒を超える出店や、広安西小、益城中、木山中の吹奏楽、ラムネ早飲み、抽せん会、益城太鼓などのステージや町民総踊りがあり、18時から5,000発の打ち上げ花火があり、会場は大変なにぎわいでした。大きな事故もなく無事に終了し、商工会、婦人会、消防団をはじめ、多くの関係者の皆様に感謝をしたいと思います。来年は、開催時期、内容などしっかり検証し、さらに充実した祭りを目指したいと考えております。議員各位にも引き続き、御助言、御提案などをよろしくお願いします。

今後も、心の復興を進めるため、スポーツ、健康、文化行事などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、早速御説明を申し上げます。

報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第13号でございます。

本件は、町道を走行中の自動車が道路を横断するグレーチングに踏み乗った際、タイヤが乗った箇所が沈み反対側に跳ね上がったため、跳ねた箇所が車体底部のマフラーを損傷しました物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、町が修繕費用及び代車費用24万7,731円の全額を損害賠償として支払うことで和解をいたしました。なお、損害賠償金24万7,731円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第16号となります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 報告第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。1点だけ。

下陳地内とあつとはどこでしょうか。下陳にそぎゃんとこのあつとかと思ってからですね。お願いします。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課の荒木です。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について、この事故の発生場所は下陳地内のどこかというところなんですけど、すいません、私の手元でも今のところ下陳地内しかございませんので。詳細な場所というところですかね。

（自席より発言する者あり）

写真はございますので、後ほど御報告させていただきます。

○6番（下田利久雄君） よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。

今、場所はちょっと分からないということで、それは後ほど資料をいただけるということだろうと思いますけれども、道路を横断するグレーチングということが書いてあります。一般的には道路を横断するグレーチングというのは大体ボルトで締めてあって開かないというのが通常だと思えますけれども、今回、それが多分何らかの理由で開いたのか、維持点検がちょっとうまくいってなかったのかなと思っています。

道路を横断しているグレーチングがあるというのは大変危険なことに繋がりますので、維持点検等をどういうふうにされているのかを併せてお尋ねしておこうと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） おはようございます。建設課長の竹林でございます。10番野田議員の御質問にお答えさせていただきます。

報告第16号、損害賠償の額の決定に係る専決処分報告についてで、通常の維持管理等はどうされているのかという御質問だったと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

維持管理は、シルバー人材センターのほうに道路パトロールのほうをお願いしております。それと、職員が現場等に行くときは、経路で道路等の損壊具合等を確認しております。現場に行きましたら、帰路につきましては別のルートで帰って、道路のほうの点検も併せて行うようにしております。以上になります。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

道路の維持管理についてはシルバーさんをお願いをして道路パトロールをやっているということでありましたので、今回のようなことは多分維持管理上の話だと思いますので、ぜひ維持管理のほうも今後いろんな形でですね、しっかりやっておられるのが前提だと思いますけれども、またこういうことがないようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第16号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第17号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第4、報告第17号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第17号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第14号でございます。

本件は、町職員が公用車で役場駐車場内に駐車しようとしたところ、駐車中の他の車両に接触し損傷を与えた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、町が修繕費用及び代車費用39万7,947円の全額を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金39万7,947円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。

以上が報告第17号となります。

○議長（中川公則君） 報告第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。1点だけお尋ねです。

今回は役場職員が起こした物損事故ということになっております。事故は誰でも起こすことがありますけれども、今回このような場合、職員に対するいわゆる処罰、訓告とかですね、何かあるのかをお尋ねします。今回の場合は何かあったのかでもいいです。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

報告第17号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、職員の事故ということで職員への処罰はあったのかということでございますが、事故を起こした職員は必ず始末書のほうを

提出するようにしております。今のところは始末書というところで、反省文を書いていただくというところで終了という形にしております。

前々回6月の定例会におきましても御指摘をいただいております、改めて全職員に安全運転について周知をしているところではございますけれども、事故の件数等に鑑みまして外部講師を招いた安全運転講習会等の開催を検討しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） すいません、もう1点だけ。すいませんでした。

町がいろんなことで事故とか起こしたときに、全て保険にかかっておって、そこから大体全額出るということなんですけれども、これはお尋ねなんですけど、民間の場合は事故を起こした場合とか、掛金といたしますかね、上がっていくんですけれども、実際に町の場合はそういうことはどうなっているのかをお尋ねしていいですか。よっぽど大きい支払いのときだけ上がっていくか、そういうのがあれば教えていただけると助かります。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 6番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

掛金でございますけれども、令和6年度におきましては215万円ぐらい1年間にお支払いをしているところで、これは台数によって金額決定ということになっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 8番吉村です。

今、令和6年度が約215万円で、これは台数によって決まるということをおっしゃっていただきましたけれども、普通の民間の場合は契約期間は契約したときから1年間ということになっておりますけれども、町の場合は4月に契約して3月の末までの契約なのか。

それから、民間の場合は事故を起こすと、等級というのがあって等級が下がりますよね。公用車の場合とか、町が事故を起こした場合に、その等級がどうなっているのかというのを知りたいのと、令和6年度は215万円でしたけれども令和5年度は幾らだったのか、台数もそれぞれ変わっているのかどうか、そういったところもちょっと知りたいので、教えていただきたいと思っております。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課、荒木です。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

まずは、4月から3月の契約なのかというところで、町の予算は必ず4月から3月というところで、計上させていただいております。

あと、令和5年度のところなんですけれども、すいません、手元に令和5年度の金額は私が持ってきておりませんので、確認させていただきます。以上でございます。

（「等級は」と呼ぶ者あり）

総合賠償保険ということで、共済の自動車損害保険を自動車共済分担金ということでお支払いしております、等級等の記載は一切ございません。そのように記憶しております。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 今の御説明だと等級とかはないということなんですけれども、ということは台数によって契約金額が変わるのかということと、もしも等級が変わらないのであれば、結局、事故を起こさない自治体と事故を起こした自治体との差というのは絶対出てくると思うんですね。私も、ですから前回の一般質問か何かでドライブレコーダーとかつけたらどうかという進言をしたんですけれども。多分だから、事故件数が多ければ、翌年の、今度はだから令和7年度の契約金額が、台数がもしも同じ台数と仮定するならば、令和6年度の215万円よりも来年度はもっと上がるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の認識はございますでしょうか。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

報告第16号につきまして、来年度がどのようになるのかというところなんですけれども、事故の件数によって変わるものではないと認識しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 民間の立場からすると、事故の件数によって契約金額が変わらないということであるならば、台数によって金額が決まっているということであるならば、多分、令和7年度も……。調べてもらうと分かると思うんですけれども、令和5年度で台数が何台で幾らだったのか。去年も結構公用車の事故というのは多かったと思うので、その金額を、後日で結構ですので、お知らせ願えたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） すいません、8番吉村議員の御質問についてというところでございますけれども、来年度の金額等は手元にはないんですけれども、令和3年度からの職員が起こした物損事故件数を調べておまして、損害賠償の件数が令和3年度は7件で職員の運転中は0件、令和4年度は損害賠償の件数が1件で職員が1件、令和5年度が損害賠償の件数5件中職員が起こしたものが2件、今年度が今現在で5件中職員が起こしたものが2件となっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第17号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 議案第76号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第15号 令和6年度益城町一般会計補正（第3号）

○議長（中川公則君） 日程第5、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号令和6年度益城町一般会計補正（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第76号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。令和6年度一般会計補正予算書1ページをお開きください。

専決第15号、一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,628万9,000円増額し、総額を222億8,512万8,000円とするもので、10月9日に専決処分をしております。

7ページをお開きください。2款総務費におきまして、10月27日に実施されました衆議院議員選挙の執行に係る事務経費等を増額しております。財源につきましては全額が県委託金となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 報告第76号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号令和6年度益城町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第76号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第15号令和6年度益城町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第77号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第78号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第79号 令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第80号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第81号 益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

- 日程第11 議案第82号 益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第83号 益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第84号 益城町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第85号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第86号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第87号 益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第88号 益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第89号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第19 議案第90号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第91号 工事請負契約の変更について
- 日程第21 議案第92号 工事請負契約の変更について
- 日程第22 議案第93号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議案第94号 工事請負契約の変更について
- 日程第24 議案第95号 工事請負契約の変更について
- 日程第25 議案第96号 町道の路線廃止について
- 日程第26 議案第97号 町道の路線認定について
- 日程第27 議案第98号 町道の路線認定について
- 日程第28 議案第99号 指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第100号 物品購入について（追認）
- 日程第30 議案第101号 物品購入について（追認）
- 日程第31 議案第102号 物品購入について（追認）
- 日程第32 議案第103号 訴えの提起について

○議長（中川公則君） お諮りします。

日程第6、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第32、議案第103号「訴えの提起について」までの27議案を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第32、議案第103号「訴えの提起について」までの27議案を一括議題とします。

これより提出者の説明を求めます。

まず、日程第6、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、日程第8、議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）から、議案第79号、令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）までの3議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第77号、一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ9億6,879万6,000円を増額しまして、歳入歳出総額232億5,392万4,000円とするものです。

補正の主なものは、職員の人事異動及び児童手当拡充に伴います人件費や、ふるさと納税増額に伴う業務委託料、過年度分精算による介護保険特別会計への介護給付費負担金、国の補正に伴う街路事業、都市防災総合推進事業、都市地域交通戦略事業を計上しております。

また、第2表債務負担行為補正では、木山仮設団地跡地等の用地につきまして、都市開発公社の買収等に伴うものほか3事業の債務負担行為の追加を行っております。

第3表地方債補正では、七つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正で、議案第78号、介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3億5,067万1,000円を増額補正、議案第79号、水道事業会計補正予算（第1号）では、収益的支出を1,436万円、資本的支出を1億8,900万円それぞれ増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課審議員に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。本日はよろしくお願いたします。

それではまず、議案第77号です。令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）です。

1ページ目をお開きください。令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ9億6,879万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を232億5,392万4,000円とするとなっております。

第2条では、債務負担行為の補正を行っております。また、第3条では、地方債の補正を行っております。

5ページをお願いたします。債務負担行為の補正になります。4つの事業を追加しております。

まず、健康づくりルームの管理運営委託業務の管理業務の委託です。令和7年度から9年度まで3か年間、2,400万円を限度とした追加となっております。

次に、木山仮設団地跡地等の開発事業の用地、令和7年度から令和10年度まで4か年間の17億円となっております。

次に、飯野小学校の放課後児童健全育成事業、令和7年度から令和11年度まで5か年間で6,358万2,000円です。

次に、まちづくり活動支援センター管理運営業務委託、令和7年度は1,101万3,000円の限度額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。地方債補正になります。7つの事業の変更を行っております。

まず、臨時財政対策債につきましては、発行可能額確定による補正となっております。

次に、防火水槽の整備事業債につきましては、櫛島の防火水槽の増額に伴う補正となっております。

次に、都市計画道路の整備事業債、それから次の都市防災総合推進事業債、次の都市地域交通戦略推進事業債につきましては国の補正予算に伴う増額となっております。こちらは、通常の交付税措置が充当率90%、交付税措置率が20%に対しまして、補正予算での増額分につきましては充当率が100%、それから交付税措置率が50%とかさ上げをされるものでございます。

次に、文化財保存対策事業債、地域活性化事業分です。

こちらは今回の歳出予算に上げてございます堂園地区の駐車場分と、それから、6月補正で行いました布田川断層帯の整備分を合わせて計上しているところです。

それから次に、農業施設等の災害復旧事業債につきましては、令和5年7月の大雨災害に伴う単独事業分の増額の補正となっております。

9ページをお願いいたします。

まず、歳入になります。

12款1項1目地方特例交付金です。こちらは6,071万円の減額で、交付額確定によるものです。

13款1項1目地方交付税は5億630万7,000円の増額で、交付額確定によるものです。

次に、17款2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金196万1,000円は低所得者等に対する給付金システムの改修費用で、国10分の10となっております。

次に、2項の民生費の国庫補助金です。

まず、子ども・子育て支援交付金、こちらは延長保育に関する補助金に関する国の補助という形になりますが、国県町で3分の1ずつ負担をすることになっております。

次に、保育所等の性被害防止対策施設等支援事業補助金45万円は、保育所の目隠し用のパーティション等の購入に係る国庫補助でございます。

7項の土木費国庫補助金では、都市計画道路の整備事業費の補助金が1億9,250万円、都市防災総合推進事業の補助金が2,900万円、都市地域交通戦略の推進事業補助金が1,550万円と、こちらは国の補正予算への追加要望を行ったところでございます。

それから、9項の教育費の国庫補助金、九州防衛局の訓練交付金787万1,000円が追加で交付されます。

次のページをお願いいたします。

18款2項2目の民生費の県補助金です。

子ども・子育て支援交付金110万円、こちらは国庫補助と同じでございます。

保育対策総合支援事業費補助金416万6,000円、こちらは医療的ケアが対象となる園児の受入れ

を行ったことによる追加でございます。

次に、20款1項1目の一般寄附金の中のふるさと納税1億4,000万円、こちらは寄附見込額増額によるものです。代理寄附のふるさと納税60万円は輪島市及び穴水町への代理寄附となっております。見込み増によるものです。

それから次に、21款2項1目基金繰入金で、財政調整基金の繰入金を1億1,000万円減額しております。

次のページをお願いいたします。

23款5項2目の弁償金です。益城中央土地地区画整理事業の単県工事の補償費694万8,000円の増額で、こちらは文化会館の工事に伴います県からの補償費となっております。

次に、24款になりますけれども、こちらは第3表の地方債補正で御説明をしたとおりとなります。

次のページをお願いいたします。こちらからが歳出になります。今回の補正では全体的に人件費の補正を行っております。予算編成後の人事異動等によるものであったり、また、児童手当の拡充による補正を行っております。

まず、2款1項1目の一般管理費です。

11節では例規システムの利用料82万5,000円の増額、18節では災害派遣職員の人件費の負担金526万円の減額を行っております。

次に、4項の企画費です。

11節から13節までが、ふるさと納税の業務委託料ほかのふるさと納税歳入1.4億円を増額したことに伴う経費関係となっております。また、25節はふるさと納税の代理寄附金で、歳入でも御説明しましたが、輪島市及び穴水町分の増額となっております。

次に、14ページをお願いいたします。3款1項4目の老人福祉費です。

27節で介護保険特別会計介護給付費繰出金3億5,067万2,000円で、こちらは、令和3年度及び令和4年度の介護給付費の精算をしていなかった、未精算であったということが判明いたしましたので、今回併せて行うものでございます。

それから、5項社会福祉施設費です。

12節で、憩の家解体設計委託料582万1,000円で、こちらは用途廃止に伴う解体の設計委託となっております。

次の15ページをお願いいたします。10項臨時特別給付金事業費です。12節で、システム開発委託料196万1,000円、こちらは給付金システム開発の委託料の増額となっております。全額国庫補助金でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費です。

18節です。延長保育事業の補助金330万円、医療的ケア児の保育事業の補助金500万円、それから、保育所等性被害防止対策設備等の支援事業費補助金37万5,000円、こちらは私立分になりますけれども、歳入で御説明をしたとおりとなります。

次に、16ページをお願いいたします。

3款2項3目になりますけれども、11節では看板撤去費15万円。こちらは第4保育所が来年度から公私連携保育に切り替わることによる撤去費となっております。それから17節では、施設器具の購入費で60万円。こちらは公立保育所のパーティション等の購入費となっております。

4款1項3目環境衛生費です。23節で、地域エネルギー会社出資金100万円。こちらは、熊本県の呼びかけによりまして、熊本空港周辺地域におきまして地域エネルギー会社が設立されることから、益城町もその構成団体となって出資を行うものでございます。

次の17ページをお願いいたします。6款1項5目の農地費です。

10節です。光熱水費42万5,000円の増額で、こちらは排水機場の基本料金が増額したことによる増です。次に、12節でございます。多面的機能支払交付金返還金54万3,000円、こちらは福原地域の保全チーム解散による返還金となっております。

18ページをお願いいたします。8款1項1目土木総務費の18節です。派遣職員の人件費負担金3,445万円の増で、中長期派遣職員の負担額が確定したことによる増額です。

19ページをお願いいたします。8款2項1目道路維持費です。

10節の修繕料900万円で、こちらは、町道複数か所の舗装、それから側溝の修繕、それから外側線の引き直し等に係る修繕料となっております。

次に、8款4項8目の街路事業費です。

14節で、都市計画道路の改良費3億5,000万円。東西線、南北線、大南北線の工事費となっております。

9項の都市防災総合推進事業です。16節の公有財産購入費は避難路等の用地購入費800万円、21節は工作物等の補償費5,000万円、このどちらとも福富2号避難路の整備費用となっております。

次に、13項の都市地域交通戦略推進事業です。14節で、駐輪場整備工事費3,100万円。こちらは古閑北地区の整備費用となっております。

次のページをお願いいたします。20ページです。10款2項1目の学校管理費です。

10節では修繕料として78万3,000円。こちらは飯野小学校の段差解消の修繕となっております。17節の施設器具費246万2,000円は、新年度用の机椅子などとなっております。

次の21ページをお願いいたします。10款3項2目の教育振興費です。

17節で、教師指導用の教材等の購入費814万7,000円の増額を行っております。

22ページをお願いいたします。10款6項6目の文化財保護対策費です。

16節で駐車場用地購入費380万円。こちらは堂園地区の駐車場の拡張部分の用地購入費となっております。

次に、23ページをお願いいたします。11款1項の1目及び2目になりますが、農業用施設の災害復旧費と農地の災害復旧費になります。14節になりますけれども、それぞれ農業用施設の災害復旧費が1,000万円、農地の災害復旧費が2,000万円という形になっておりまして、令和5年7月豪雨災害の単独事業の見込み増となっております。

次のページをお願いいたします。14款1項1目の予備費です。263万6,000円の減額を行ってお

ります。

議案第77号は以上でございます。

次に、議案第78号の御説明をいたします。

議案第78号、令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

1ページをお願いいたします。令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正を行っております。歳入歳出それぞれ3億5,067万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,704万6,000円ととなっております。

6ページをお願いいたします。まず、歳入になります。

10款1項1目で、過年度の介護給付費繰入金3億5,067万1,000円で、先ほども御説明いたしましたが、令和3年度、4年度の介護給付費を遡及して今回追加で繰入れ繰出しを行うものということでございます。

次の7ページをお願いします。2款1項7目では、18節で居宅介護福祉用具購入給付費118万9,000円。2款2項2目では、18節で居宅介護予防福祉用具購入給付費16万3,000円。7款1項1目では、24節で介護給付費準備基金積立金3億4,000万円。

次のページをお願いいたします。8ページです。

9款1項2目では、22節で過年度の介護保険低所得者対策事業補助金返還金36万6,000円。

10款1項1目で予備費895万3,000円となっております。

議案第78号につきましては以上でございます。

次に、議案第79号の御説明をいたします。

議案第79号、令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）です。

1ページ目をお開きください。令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）です。

第2条で収益的収入及び支出の補正を行っております。補正予定額は1,436万円です。

次に第3条は資本的収入及び支出の補正で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億9,507万9,000円を4億8,407万9,000円に、当過年度損益勘定留保資金等2億9,507万9,000円を4億8,407万9,000円に改め、補正予定額として1億8,900万円となっております。

3ページをお願いいたします。実施計画明細書になります。収益的収入及び支出になります。

21款1項2目では、19節修繕料で機械及び装置440万円、こちらは、送水ポンプ、排水コンプレッサーの修理代ということです。送配給水管670万円、こちらは漏水が増加したことに対応する修繕料となっております。また、20節路面復旧費では、漏水修理後の路面復旧200万円、こちらは漏水修理後の本復旧の復旧費となっております。23節材料費では水道管修理用材料126万円、漏水対応分の修理材料となっております。

次のページをお願いいたします。4ページです。資本的収入及び支出になります。

41款1項の2目及び3目となります。

34節の工事請負費になります。益城中央線道路整備に伴う配水管敷設工事1億円、それから木山区画整理事業に伴う配水管敷設工事8,900万円、こちらはそれぞれ、益城中央線、それから木山区画整理事業の進捗に伴う増額の工事費の補正となっております。

議案第79号につきましては以上でございます。

○議長（中川公則君） ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、日程第9、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第32、議案第103号「訴えの提起について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第80号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、消防団員の任用資格を変更し、消防体制の充実強化を図るため、また、消防組織法及び総務省消防庁が定める消防団員の階級の基準に従い、現在の階級ではなく、職員として指導員を位置づけるため条例を改正するものです。

主な改正内容は、条例第4条第2項第2号中の益城町消防団員の年齢に関する任用資格を年齢18歳以上60歳未満の者から年齢18歳以上の者へ変更しますとともに、別表第1に記載する指導員の項を削除するものです。

本条例は公布の日からの施行となります。

議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年3月31日をもって益城町町民憩の家の供用を廃止することに伴い条例を廃止するものです。

議案第82号、益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年4月より益城町立第4保育所を公私連携型保育所へ移行することに伴い条例の改正を行うものです。

議案第83号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、子ども医療費助成の申請期間を変更するため条例を改正するものです。

主な改正内容は、保険医療機関で診療を受けてから助成の申請をすることができなくなるまでの期間を、従来の6か月から12か月へ延長する改正を行うものです。

本条例は、令和7年1月1日から施行し、施行日以後に行われた診療に係る医療費について適用をします。

議案第84号、益城町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、現在の社会情勢を踏まえ、益城町青少年問題協議会の委員に防犯関係の委員を追加するため条例の一部を改正するものです。

改正内容は、委員定数を24人から25人以内に変更し、併せて委嘱に関する記載を追記するものです。

本条例は公布の日からの施行となります。

議案第85号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、マイナンバーカードを利用しました新たな証明書の交付システムで印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため条例を改正するものです。

本条例は、令和7年2月1日からの施行となります。

議案第86号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、新たな証明書交付システムの導入に伴う証明書の交付手数料を設定するため条例の改正を行うものです。

なお、窓口を設置する新たな証明書交付システムを利用して証明書を取得する場合は、端末操作について職員が補助し料金の徴収等を行うため、窓口交付時と同額の手数料としております。

本条例は、令和7年2月1日からの施行となります。

議案第87号、益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正するものです。

主な改正内容としましては、法律の名称が農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に改正されたことにより改正する条項の改正を行うものです。併せまして、審議会を組織する委員の定め方及び庶務担当課の変更を行うものです。

本条例は公布の日からの施行となります。

議案第88号、益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、水質汚濁防止法施行令等の改正に伴い条例を改正するものです。

改正内容は、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、大腸菌群数について大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数へ変更をするものです。

本条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

議案第89号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

今回の熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和7年3月31日をもって山鹿市が脱退することに伴うものです。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290

条の規定により関係地方自治体の議会の議決が必要ですので、今回議会に提出するものです。

議案第90号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました袴野福原線落石対策第1期工事につきまして、契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、町道袴野福原線にて山腹斜面から落石が発生したことにより通行止めを行っているため、住民の方々が安全に安心して道路を通行できるよう落石対策工事を行うものです。

契約金額は6,825万7,200円で、契約の相手方は、熊本県下益城郡美里町佐俣463番地1、株式会社ニシスイでございます。

議案第91号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和6年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第4号、飯野町民グラウンド新設工事の請負金額の変更を行うものでございます。

契約金額7,701万6,324円を9,485万1,049円に変更するもので、1,783万4,725円の増額となります。

増額の主な理由は、当初設計では、既存グラウンドの表土の一部を拡張するグラウンドの表土に流用する予定でしたが、既設グラウンドのフェンス沿いに雑草が繁茂しており利用できないこと、併せまして、拡張部分の下層盛土材とする予定だった潮井公園工事の残土が不足することが判明し、この両材料を新たに調達するには相当の期間を要することが想定されました。このため、工期を極力短縮するため、まずは、既設グラウンドの表土を下層の盛土材として流用し、その間に、既設グラウンドの表層土と同等の品質の山砂を調達して対応することによるものです。

その他として、掘削後の現地状況から暗渠排水管の数量を追加したこと、さらに、転落防止の安全対策のため既設フェンスを288メートルに変更するなど必要となる工事を追加したことによるものです。

議案第92号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、令和6年第2回益城町議会定例会におきまして議決いただきました議案第53号、広安西小学校トイレ改修工事1期について請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額7,247万9,000円を7,563万6,480円に変更するもので、315万7,480円の増額となります。

増額の主な理由は、工事施工に伴うアスベスト調査により、内部の壁仕上げの塗料にアスベストが含有されていることが判明しましたため、アスベストの撤去、処分を追加することによるものです。

議案第93号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、令和6年第2回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第54号、津森小学校エレベーター棟増築工事につきまして請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額4,856万5,000円を4,910万5,631円に変更するもので、54万631円の増額となります。

増額の主な理由は、エレベーター等の基礎工事範囲内に雨水流入を防止するための配水管工事を追加することによるものです。

議案第94号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、令和5年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第96号、益城町複合施設整備工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額14億7,278万8,900円を14億7,470万7,039円に変更するもので、191万8,139円の増額となります。

増額の主な理由は、多目的ホールの床仕上げを、木製フローリングから、耐久性、メンテナンス性、保温性等に優れたビニール製床材に変更することにより契約金額の変更が生じるものです。

議案第95号、工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、令和5年度着手の令和5年災443-15、宮園2ほか2地区の災害復旧工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額2,255万円を6,475万2,928円に変更するもので、4,220万2,928円の増額となります。

変更の主な理由は、当初設計で見込んでいた土砂撤去量に対し、実際の土砂撤去量が多かったため増額となるものです。詳しく説明しますと、令和5年7月豪雨の災害が大規模かつ広範囲に及びましたことから、国との協議において、災害査定における工事量の把握は、通常的手法ではない簡易な手法で行うこととし工事量を確定していたところです。その後、災害復旧工事を発注し、現場を改めて精査しましたところ、撤去する土砂の数量が2倍以上となったため、増額変更を行おうとするものです。

なお、このような経緯から、国には、工事内容の変更協議におきまして補助事業費の増額を認められております。

議案第96号、町道の路線廃止について御説明を申し上げます。

今回町道の路線廃止をするのは、路線番号428の復興土地区画整理6号線をはじめとした7路線です。この7路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、起点、終点が変更となりますため路線の廃止を行うものです。

議案第97号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回町道の路線認定をするのは、路線番号428の復興土地区画整理6号線をはじめとした14路線です。この14路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、仮換地が終了した土地に面する道路の路線認定を行うものです。

議案第98号、町道の路線認定について御説明を申し上げます。

今回町道の路線認定をするのは、路線番号445の本村宅地線の1路線です。この路線につきましては、都市防災総合推進事業により整備されました福富地区避難広場の取付道路として整備されました。公共施設である避難広場への連絡道路となり、幅員も4メートル以上でありますことから、今回路線の認定を行うものです。

議案第99号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町地域共生センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる公の施設の名称は益城町地域共生センターで、指定管理者となる団体は、熊本市南区江越一丁目14番10号、地域共生センター管理運営共同企業体、代表者は株式会社パブリッ

クビジネスジャパン、代表取締役、萩原宣です。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

議案第100号、議案101号、議案第102号、物資の購入についての説明の前におわびを申し上げます。

このたび、令和元年度、令和3年度及び令和5年度に購入しました教師用教科書等の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に規定されていまず議会の議決を経ずに購入していたことが分かりました。

同様の事案は他自治体でも発生しており、本町におきましても事務の誤りがないか過去5年間を遡り確認しましたところ、3件の議会承認漏れが発覚をいたしました。過年度の事案ではございますが、議決をいただくことが必要だと考え、今回3つの議案の追認を議決いただきたくお願いするものでございます。

今後、このようなことのないよう、適正な事務手続を徹底してまいります。このたびは御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ありません。

それでは、議案を説明させていただきます。

議案第100号、物品購入の追認について御説明申し上げます。

本議案は、4年ごとの教科書改訂に伴い令和元年度に購入しました小学校教師用教科書及び指導用教科書等につきまして、お手元の議案の内容で議会の議決を経ずに契約締結し購入したもののについて追認を求めるものでございます。

買入れ価格は1,615万5,289円で、買入れ先は熊本県水俣市大園町1-3-1、合資会社宮崎一心堂でございます。

議案第101号、物品購入の追認について御説明を申し上げます。

本議案は、4年ごとの教科書改訂に伴い令和3年度に購入しました中学校教師用教科書及び指導用教科書等につきまして、お手元の議案の内容で議会の議決を得ずに契約締結し購入していたものについて追認を求めるものでございます。

買入れ価格は714万7,792円で、買入れ先は、熊本県水俣市大園町1-3-1、合資会社宮崎一心堂でございます。

議案第102号、物品購入の追認について御説明を申し上げます。

本議案は、4年ごとの教科書改訂に伴い、令和5年度に購入しました小学校教師用教科書及び指導用教科書等につきまして、お手元の議案の内容で議会の議決を経ずに契約締結し購入したもののについて追認を求めるものでございます。

買入れ価格は1,918万3,458円で、買入れ先は、熊本県水俣市大園町1-3-1、合資会社宮崎一心堂でございます。

議案第103号、農業次世代人材投資資金経営開始型の補助金返還に係る訴えの提起について御説明を申し上げます。

農業次世代人材投資資金経営開始型は、新規就農する者に対し、経営開始してから5年間の負担を軽減することを目的としました国の事業であり、交付要件を満たせば、初回申請時に合計

150万円を交付し、その後の4年間も交付要件を満たしていれば、1年間で最大150万円を上限に交付することとなっております。

今回、補助事業者へ交付した補助金につきましては、初回申請時には交付要件を満たしておりましたが、その後の交付につきましては、交付要件を満たさず、過払い分が発生したため返還が必要となりました。補助金の返還につきましては、熊本県とも相談の上、町の顧問弁護士を通して求めてまいりましたが、返還がないために、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき訴えを提起することについて議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中川公則君） 日程第9、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第32、議案第103号「訴えの提起について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会します。

散会 午前11時22分

12 月 10 日（火曜日）

令和6年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年12月9日午前10時00分招集
2. 令和6年12月10日午前10時00分開会
3. 令和6年12月10日午後0時34分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（16名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	17番 柴正敏君
18番 中川公則君		

8. 欠席議員（2名）

15番 渡辺誠男君 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君

復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員、16番荒牧議員から欠席をする旨の届出があつております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず、初めに、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの3議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井でございます。

私の質問は、まず議案第77号、令和6年度一般会計予算（第4号）について、2つの質問をいたします。

1つ目は、予算書の14ページ、最下段にあります憩の家解体設計委託料についてでございます。

2つ目が、同じ予算書の19ページ、下から2段目にあります駐輪場整備費についてです。

まず、1つ目の憩の家解体設計委託料についてでございますが、この委託料について、1、解体の範囲はどこまでを予定しており、概算金額はどの程度を予想しておられるのでしょうか。2、一括譲渡の可能性は検討されたのでしょうか。以上が1つ目の質問でございます。

2つ目の19ページ、下から2段目にあります駐輪場整備費については、1、これは3,100万円だろうと思いますが、これについて、1、場所と駐輪台数を教えてください。2、今回の駐輪場以外にも駐輪場が整備されていますが、全部で何か所の駐輪場があり、合計の駐輪台数はどれだけで、総計の費用は幾らであり、国や県の補助があるのかを教えてください。3、この駐輪場整備はどのようなものか御存じの方も多いかもかもしれませんが、教えてください。

以上が質問です。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 1番坂井議員の御質問にお答えします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）につきまして、14ページ、3款1項5目12委託料、憩の家解体設計委託料について、最初の質問は、解体の範囲がどこまでかと、

あと、概算金額はどの程度予想しておられるかについてお答えします。

こちらの解体につきましては、施設のみを対象としております。また、概算の金額につきましては、今回計上しております解体設計委託料につきましては、解体工事費を算出するためによるものですので、今回は、現地調査、図面作成、積算などを主な業務、またあと、解体に伴うアスベスト調査も実施する必要がありますので、そちらを合わせた金額となっておりますので、解体の概算金額は、それを見てからの金額となると考えております。

また、一括譲渡の可能性につきましては、こちらについては、令和5年度、令和6年3月に、町民憩の家の基礎調査及び基本構想、基本計画において、町民憩の家については、老朽化が激しく、また災害等のリスクもあるため、一度、閉鎖、解体する案が示されておりますので、一括譲渡は考えておりません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） おはようございます。建設課長の竹林です。1番坂井議員の2つ目の御質問にお答えいたします。

一般会計予算書（第4号）中19ページ、8款4項13目14節工事請負費3,100万円、駐輪場整備についての御質問です。

1点目の御質問が場所と駐輪場の台数を教えてくださいということで、こちらの駐輪場が、名称が古閑北駐輪場となっております。県道熊本高森線と高速道路の交差点の角の部分になります。熊本高森線の北側、高速道路の西側の角地が、今回の整備する駐輪場の位置となっております。駐輪場の台数ですけど、18台を計画しております。

2点目の御質問ですけど、全部で駐輪場は何か所あるのかと、全ての駐輪場の台数はどれだけになるのかと、工事費の総費用と、国県の補助はあるのかについてお答えします。

駐輪場の整備箇所数は6か所、町のほうで整備するようにしております。

台数は200台強を予定しております。

こちらのほうには、屋根、電灯、車輪止めを全てに設置するところで計画しております。現在2か所整備が進んでおりますが、そちらのほうにつきましては、まだ屋根等がついておりませんので、屋根等の増設の工事をする予定としております。

費用のほうですけど、6か所全てを整備しますと、2億5,000万円かかります。

こちらのほうの国県の補助がということですけど、こちらの事業の財源としましては、国の補助金で補助率50%と補助裏の起債充当率100%、交付税率が72%、実質町の負担は14%となっております。ですから、町の持ち出しはかなり圧縮できているのではないかと考えております。

それと、この駐輪場の意義は何ですかということですけど、この事業は、公共工事の機能強化や町民の利便性確保、景観などを目的に駐輪場の整備を行っております。場所の選定におきましても、バス停の近くであり、土地取得の可能性があるところなどを条件に選定を行っているところです。

今回の古閑北駐輪場予定地につきましては、これらの条件に合致し、また、以前より、高速道

路下の歩道部に違法駐輪状態の自転車が多数ありましたので、環境改善の効果も含め、今回この場所を選定しております。以上になります。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございました。私の質問はこれまでといたします。

1番の憩の家解体設計については、私が福祉常任でありますので、これから先はそちらのほうで質問いたします。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに。

竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 建設課、竹林です。先ほどの私の説明に間違いがございましたので、ここで訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

国の補助率50%、充当率が90%、交付税の措置率は20%でした。申し訳ございません。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。私は1点だけ質問させていただきます。

議案77号、益城町一般会計補正予算書（第4号）中18ページ、8款土木費1項土木管理費18節の負担金補助金及び交付金で、3,445万円の派遣職員人件費負担金というのになっておりますが、これは、地震からの派遣職員なのか、7月豪雨の派遣職員なのかと、何人おられるのかと、いつまでおられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（中川公則君） 中山総務課審議員。

○総務課審議員（中山貴文君） おはようございます。総務課審議員の中山でございます。6番下田議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度一般会計補正予算書（第4号）の18ページになります8款1項1目18節負担金補助及び交付金の派遣職員人件費負担金の3,445万円について、熊本地震による派遣か、それとも大雨による派遣か。それと、何人派遣をしているのかというところで、いつまでおられるかというようなことでよろしかったでしょうか。

まず、今回の3,445万円につきましては、熊本地震によるものでございます。現在派遣いただいている職員の方は4名ということでございます。

あとは、今来られている4名につきましては、今年度という形になりまして、派遣要望につきましては、毎年、熊本県を通じて全国自治体のほうに要望いたしますので、区切りとしては1年という形になりまして、中には延長される方もございますが、今いらっしゃる方は、今の時点では今年度末までという形になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） ありがとうございました。

この4名の方は、地震当初からおられるんですか。途中で何回か替わられてからの4名なのか

と、7月豪雨の派遣は誰もいないのかをちょっとお答えしてもらいたいと思います。

○議長（中川公則君） 中山総務課審議員。

○総務課審議員（中山貴文君） 6番下田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

今おられる職員はいつから派遣されているかということでございますが、現在派遣されている方が、熊本県以外で3名来ていただいております。その方々は今年度からの派遣となっております、今年度初めからですね。あと、熊本県から来ていただいている2名につきましては、昨年度からという形になります。

大雨の災害派遣につきましては、昨年10月から4名の方に来ていただいております、その方々は昨年度末で終了となっておりますので、今年度は来ていただいております。以上でございます。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村です。議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、3点ほど質問させていただきます。

まず、5ページ、第2表債務負担行為補正の中で、飯野小学校放課後児童健全育成事業ということで6,358万2,000円。これが、令和7年度から令和11年度5か年間にわたって、恐らく児童クラブの運営の委託先、これを選定するためと思われそうですが、債務負担行為として組まれております。

話がまとまったものと思いますが、手法については、どんな手法で行われるのか。例えば、民間事業者による委託なのか、NPO法人、社会福祉協議会、NPOにしてみても、例えば、保護者会のほうで法人格を取得してやるのか、その辺の内容が分かれば教えていただきたいと思っております。

また、飯野小学校については、恐らく話が早くまとまったからこういうふうにも組まれたんだと思っております、ほかの児童クラブについての進捗状況についてはどうですかね。その辺も併せて教えていただきたいと思っております。

それと2点目が、17ページ、6款農林水産業費1項農業費5目の農地費の中で、償還金利子及び割引料、多面的機能支払交付金返還金ということで54万3,000円。これが、福原チーム、環境保全チームの解散のためということだったんですけど、恐らく2つか3つぐらいの地区で合同で運営されていたチームだと思います。運営については、以前から、ちょっと大変だということも耳にはしておりました。

解散については残念ではあるんですけど、この解散に当たっての相談等あったかと思っております、そのときには、解散することでのメリットやデメリット、こういったこともきちんと説明がなされたのかどうかというのを1点教えてください。

それと3点目が、23ページ、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、目については1目も2目も合わせてなんですけど、災害復旧費ということで、施設については1,000万円、農地については2,000万円が補正で組まれております。

説明には、昨年の7月豪雨災害の復旧の見込みの増ということで、単独事業ということで聞いたんですよね。単独事業というのが、査定にかからなかったものが見込みが増えたというものなのか、もう一つは、自力復旧のほうが見込みで増えたからということなのか、その内容についてちょっと教えていただきたいと思います。以上3点です。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） こども未来課、吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君） おはようございます。こども未来課の吉住です。4番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、5ページ、債務負担行為の飯野小学校放課後児童健全育成事業につきましてですが、こちらは、手法については、民間の事業者へ委託するというところで、こちらの議決を終わらして公募する予定にいたしております。

それと、ほかのクラブについてなんですけど、広安小学校と広安西小学校につきましては、一般社団法人を立ち上げるというところで聞いております。中央小学校と津森小学校に関しましては、保護者会のほうで運営を継続されるというふうに決まったというところで聞いております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） おはようございます。産業振興課、岩本と申します。よろしくお願いします。

4番上村議員の1回目の御質問の議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、歳出17ページ、6款1項5目22節償還金利息及び割引料の多目的機能支払交付金返還金についての御質問だと思います。お答えいたします。

福原地区の保全チームの解散に伴って、その中で、メリットやデメリットなどを町のほうから説明があったのかというところの質問だったと思います。よろしいですかね。

福原地区の保全チームの解散に当たりましては、事前に御相談がっております。その中で、メリット、デメリットということなんですけど、ほとんどこちらのほうからしては、デメリットについて御説明を申し上げているところです。

今回問題になっているような剰余金に対する返還金とか、そういったものも発生しますよと、それでもよろしいですかということでお話しした上で、地域のほうで総会を開かれて解散を決定されております。

なお、蛇足になるかもしれませんが、今また新たに、福原地区とか、ほかの地区、恐らく3地区合同だと思うんですけども、そちらのほうで新たな団体を設置して、また取り組もうというところで、まだこれは正式ではないんですけども、内々に御相談を受けているような状況にあります。以上です。

4番上村議員の1回目の御質問、同じく議案第77号の23ページの災害復旧ですかね。内容というところでよろしいですかね。

こちらの分につきましては、災害復旧工事費としまして、1,000万円と2,000万円、合計3,000万円を計上させていただいております。

こちらに関しては、基本的には、災害査定を受けた上で災害復旧費というのがあります。そちらのほうで、国の補助を受けながら災害復旧するということになります。

ただし、その中で、例えば、地権者さんの御要望で、ここの部分を直してくれと、災害査定に漏れているようなところ、災害査定として認められていないようなところについての手直しであったり、そういったもので、どうしても町単費で復旧をしなければ、図らなければいけないというところがございます。

ただ、こちらにつきましては、一般単独災害復旧事業債を活用しまして復旧を図るということになりますから、こちらについては、起債充当率が65%。交付税算入率につきましては、その内容によりまして47.5%から85.5%まで交付税算入、その内容によって変わってくるというところがあります。

ですから、町単費については縮減されているものと考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

まず、飯野小学校放課後児童健全育成事業。これについては、民間事業者のほうでの委託を考えているということで、ほかの児童クラブについても、進捗状況、よく分かりました。

この児童クラブの運営手法については、これまで一般質問でも2度ほど取り上げさせていただきましたので、非常に気になっているところでした。スムーズな移行ができるよう、よろしくお願い致します。

それと、17ページの環境保全関係のやつですね。これについては、福原チームから相談が今までもあったということで、デメリットについては詳しく説明が行われていたと。また、新たに3地区で新たな団体の立ち上げの動きがあるということで、分かりました。

それと、23ページ、農地関係の災害復旧費についても、今説明をいただきましたことで分かりました。交付税措置についても結構大きいようですので安心しました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎でございます。私は、議案第77号で3件、それから議案第78号で1件、計4件質問させていただきます。

まず、議案第77号、益城町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、5ページ目、債務負担行為補正の中で、木山仮設団地跡地等の開発事業用地17億円についてでございます。これで、3点ちょっと確認したいと思います。

まず、この開発事業用地費に国からの補助、これは期待できるのかというのが1点。

2点目は、開発するに当たって、先般説明を受けたとき、住宅等も考慮に入っているという話でございました。でもあそこは、非常に子どもたちの学校から遠いんですよね。当然そこら辺りを考慮されて、そういう中身にされたのか。これについてが2点目です。

3点目は、あそこを開発するに当たって、益城町でさらに開発をしてほしい、ここまで手がつけられてきたというのが、益城台地の区画整理中、西が大体今順調にしているし、中が大体手がついた、東が全く手がついてない。この東はどういう経緯か、私は詳しいこと分かりませんが、何でも、何で東のほうに町が手を入れてあそこを開発しようとしなかったのか、しようしないのか、ここについてが3点目であります。

それから、質問の2点目でございますが、14ページ、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費12節委託料、憩の家解体設計委託料582万1,000円について。同僚議員も質問を先ほどさしていただいたみたいですが、私は、まだこの廃止条例そのものが可決をされていない状況で、憩の家の、それから跡地利用、これもまだ示されていない中で、解体設計委託料が提案された。これは、一般的には非常に非常識じゃないかなと。

条例は、廃止が制定された後に、こういう施設の解体というのが出てくるんだったら話は分かるんですけど、それがまだ出てないのに、こういうのが出てくるというのはどういうことかなと、こういうふうに思いました。ただ何か理由があるんでしょうから、なぜ急ぐのか、その理由は何か、これだけ教えてください。

それから、3番目でございますが、3番目は、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費14節工事請負費3億5,000万円は、どことどの工事費用なのか、概要を説明してほしいと思います。これが3番目です。

4番目は、議案第78号、令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）中、7ページの7款基金積立金1項基金積立金24節積立金中、介護給付費準備基金積立金3億4,000万円についてでございますが、この時期に基金積立てをする理由は何なのか。これは、一般会計からこちらに渡して、それでここで基金に積み立てている。この理由について教えていただきたいと思えます。以上4点について質問をします。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課の荒木でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）の5ページ、第2表債務負担行為補正、木山仮設団地跡地等開発事業用地費17億円、こちらの用地取得費について、国の補助はあるのかということと、2点目が、住宅の開発を検討しているようだが、学校から遠いのではないか、そのところをどう考えているのか、この2点について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、17億円の開発事業用地費。こちらについては、取得費については国の補助はございません。

2点目、学校から遠いというところで、どのように考えているのかにつきましては、スクールバス等を周遊させる、そのところを考えていきたいと思っております。確かにおっしゃるとおり、学校からは遠いので、そこは配慮していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中の5ページ、木山仮設団地跡地等開発事業用地費17億円の関連の御質問ということでよろしかったでしょうか。

益城台地の土地区画整理事業、3地区が今進捗の中で、西、中が現在進捗していると。東が進んでない中で、町がなぜ手を入れないのかという御質問だったかと思えます。

基本的には、組合施工ということです。西、中、東、いずれも理事、役員さんがいらっしゃいまして、定期的に役員会を行っていらっしゃいます。そこには、町都市計画課として同席をさせていただいております。

その中で、東地区につきましては、今、区画整理事業計画の見直しを行っている段階でございます。見直しの計画ができた時点で、実際に事業が進んでいくわけでございますけれども、そういった段階になれば、また町のほうでも、何かしらの支援が必要になってくるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。11番宮崎議員の2つ目の質問についてお答えします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）、14ページ、3款1項5目12節委託料、憩の家解体設計委託料につきまして、町民憩の家の廃止条例が議決されていないにも関わらず、なぜ解体設計費を計上するのかということでの御質問についてお答えします。

今回、廃止条例案の上程と同時に補正予算案を計上した理由につきましては、今後の跡地利用を早急に進めたいという考えがございます。

また、施設につきましても、だいぶん老朽化が進んでおり、今後の災害等のリスクなどを避けるためにも、迅速に解体して次に進む必要があると考えているためでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 建設課長の竹林です。宮崎議員の3点目の御質問にお答えいたします。

議案77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、19ページ、8款4項8目14節工事請負費、都市計画道路改良費に3億5,000万円。こちらは、どこの場所になるのかという御質問だったと思います。

こちらに関しましては、まず、南北線に1億円。丸菱から、道のほうが、改良工事が、交差点

部はまだですけど、200メートルほど工事が終わっております。今回、今の工事場所からプラス50メートルを工事を発注しております。今回は、さらに延伸ということで計画しております。

と、第2南北線、2億円を計上しております。第2南北線に関しましては、県道からキムチの里までの区間となっております、用地の片づいた部分から工事のほうをやるところにしております。

それと、益城東西線1工区から2工区、5,000万円を計上しております。1工区から2工区は、益城菊陽線から安永の墓地のところまでの区間が1から2となっております。こちらのほうも、用地が完了したところから工事をやっていくようにしております。以上になります。

○議長（中川公則君） 吉本健康保険課長。

○健康保険課長（吉本秀一君） おはようございます。健康保険課長の吉本です。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第78号、令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）中、7ページ、7款1項1目24節積立金、介護給付費準備基金積立金3億4,000万円について、この積立金は、なぜ今の時期に積み立てる理由はということだったかと思えます。

この積立金につきましては、今回歳入のほうにもございますが、過年度分の介護給付費の繰入金ということで、今後高齢者人口がピークを迎え、ますます厳しくなる介護保険の財政状況を見据え、介護給付費準備基金として積み立て、今後の財源不足などに対応できるよう備えておくということと、また、3年に1回保険料の改正がございます。そのときの値上げの抑制等に財源確保というような形で備えておくということで、今回計上させていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） それぞれ答弁ありがとうございました。

まず、1点目の債務負担行為の話で、木山跡地の開発ですけれども、国の補助はないと。それから、学校は遠いけれども、今後、スクールバスがいいのかどうかしら分からないんですけれども、スクールバス等を検討することになるだろうと、こういうお話でございました。

それからあと、益城台地東地区の件については、組合がやっているからと。確かに組合がやっているんですけど、ここに町がある程度でこ入れをしたり、もしくは誘導したり、指導したりすることによって、今までもう何年ですか、正直言って。もう四十数年いっとるんじゃないですかね、これまでは開発できなかったのは。そういうのを、突破というかね、前に進めるためには、やっぱり町がこ入れしないとどうしようもないんじゃないかと思えます。

特に西地区なんかも、たまたま熊本地震で、あそこに公営団地が建った、これが一つのきっかけで、あそこが開発が進んだということもあり得ると思うんですね。

ですから、やっぱり町がこ入れしない限りは、多分このままだと、いつまでたっても今の状況。一番益城台地の中でも中心地、益城の一番いいところ、ここをやっぱり何らかの形で手を入れていただいたほうがいいんじゃないかということで、ちょっと木山の開発とは少しかけ離

れていますけれども、何でそこを検討しなかったんだろうというのがちょっと疑問に残りましたので、質問をさせていただきました。質問は以上で終わります、1番目のやつについては。

それから2番目については、いろいろ施設の解体について課長から今説明がございました。だけど、何となくちょっと、やっぱり町の考えだけで、住民とか、町民の人は、本当にこれで納得するのかなど、こんな感じを受けました。

よく言われるんですけれども、今、隣町の御船町で、上益城郡の5か町村の、何というんですかね、ごみ処理場、これを進めるに当たっても、やっぱり地元の住民と、それから執行部との、どうしてもこれ意見が違ふ。それで、段々険悪な状態になって、もめごとが大きくなってしまふ。だったら、やっぱりきちっと地元、もしくは町民に説明をしてから物事を進めたほうが、後腐れがないというような感じがします。

また、これは、私も一般質問の中に入っているものですから、あんまり言うとは、だんだん種がなくなってしまうので、もうここら辺りでやめますけれども、何で急ぐのか、その理由はというのがきちっと明確に町民に伝わらないと、やっぱり皆さん不信感を持ってしまふと、こういう感じがします。

それから3番目ののは、確かに都市計画道路で非常に頑張っておられるのは分かるんですけれども、この街路事業、何をどういうふうにやっておられるかさっぱり分からないし、金はどんどんどんどんつき込んでいかれると。もう当初の予定よりも1.5倍、約2倍近くになっているんじゃないかと思うんです。

ですから、何というんですかね、全体像を何かある機会にきちっと説明していただきたいと思います。それでないと、どこにどういうふうに町がやっているかがさっぱり分からない。そして、町民の人たちがやっぱり理解されないと。こういう形になって、なかなか事業が進まない、こういう形になっているんじゃないかと思います。

答弁では、第1南北線に1億円、それから第2南北線に2億円、東西線に5,000万円、合計3億5,000万円。多分それが大きな枠を決めたんでしょうけど、それじゃなくて、もう少し部分部分の経費の積み上げ、これを教えていただければなど、こういうふうに思います。どこがネックで、どこがどうなっているかというのをやっぱり我々も知りたいし、それを町民の方にも言っておかないといかんと、こういうふうに思います。

最後これを、具体的なやつをまた教えていただければと思いますけれども、今日準備ができないのであれば、また、別個時間を取ってでもいいですから教えてください。

それから、最後の議案第78号の介護保険の積立金なんですけど、これは、確かに、今課長から説明があったとおり必要なんだろうけど、一般的に皆さんも御承知だろうと思うんですが、基金で積み立てると、非常に柔軟性を持っていろんな物事が起きたとき対応はできる。だけど、基金を持ってきているのはどっから持ってきているんだと。これは、一般会計。一般会計どっから持ってきている。これは借金から持ってきているやつが多いんですよ。そうすると、町債が、利息は1年間に1%。基金は、1年間貯めても0.1%の利息。10分の1なんですよ。

だから、なるべく基金は少なくしなきゃいかんというのが、多分、県なり、国からの指導だろうとは思いますが。ちょっとうちの町は、若干その基金のほうに頼り過ぎというか、基金をぐんぐんぐんぐん貯めて、詳細のほうは、また私一般質問でも言いますが、どんどんどんどん膨らましていくと。全然利息が違うんですから、あとできゅっきゅいいうのは、もう目に見えているんですよ。

ですから、やっぱり基金は、本当に必要なやつは基金にしなきゃしょうがない。多分、先ほど言われたように、高齢者の、何というんですかね、介護保険料の値上げ、ある程度基金があったほうが有利なんでしょうね、だから基金を貯める。それは分かるんですけど、そこら辺りもよく加味して、基金はなるべく少なく、何かあったとき、運用ができないというんだったら困るけど、それ以外は、もうどんどんどんどん貯めちゃって、借金が残らなきゃいいんですけど、借金だけが残っていくと、これだったら非常に具合が悪いと、こういうふうに思います。ぜひ、そういうふうにやっていただけたらと思います。

2回目の質問は特にしませんけれども、今言ったとおりでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第77号、益城町一般会計補正予算の中から2点ほどお伺いします。

もう今まで同僚議員のほうでいろいろ質問されたんで、あんまり聞くところはないんですけど、その中で、ページ10ページ、20款寄附金1項寄附金1目一般寄附金の2節のふるさと納税についてですが、これは、ふるさと納税の額が代理受付まで合計して9億4,250万ということになっていきますけれども、今回代理受付は60万円ですが、町の分は、この60万だけを差し引けば町の給付金になるのかですね。以前にも、代理受付というのがあっておまして、そのときは、もうちょっと額が大きかったんですが、そういうのはちゃんと、輪島市と穴水町ですか、そっちのほうにもう歳出されて、そっちのほうはもう入ってないんだから、今回の場合は、歳出のほうに60万円ありますけれども、これを引いた9億4,190万円ですか、これが、現在の町のふるさと納税の額ですかね。そういうふうに理解していいのか、そこをちょっとお伺いします。

それと、21ページの10款教育費です。

10款教育費3項中学校費2目教育振興費17節備品購入費で、教師指導用教材等購入費で814万7,000円上がっておりますが、この金額については、700万円を超えているわけですが、これは財産とならない、備品なら備品というか、教材なのか。これについては、議会の承認は要らないのか、この辺をちょっとお伺いします。この2点です。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、10ページでございます。20款1項1目の一般寄附金の中のふるさと納税、それから、代理ふるさと納税について御質問をいただきました。

まず、ふるさと納税につきましては、今回は、町の分としては1億4,000万円の増額ということで、代理ふるさと納税、穴水町、それから輪島市分が60万円ということで、歳入を今回上げさせていただきます。

こちらのほうの予算書のほうにも書いてございますが、補正前の金額、補正額、そして計というところで9億4,250万円となっておりますが、このうち益城町に寄せられたふるさと納税分が9億4,000万円、残りが代理ふるさと納税分という形になっております。

歳出につきましても、今回同じように組んでおりまして、次の12ページに載っておりますけれども、2款1項4目の企画費になります。こちらのほうで、11節、12節、13節、この分が益城町に寄せられた1億4,000万円の経費関係の予算になります。

そして、25節の寄附金、ふるさと納税代理寄附金といいます分が、先ほどの60万円の代理寄附をそのまま被災地のほうにお送りする分の60万円という形になっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君） 13番中村議員の2つ目の御質問についてお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、21ページ、教育費、中学校費、2目教育振興費の17節備品購入費の814万7,000円、教師指導用教材等は、教材か、備品として捉えているのか、また、その後、議会承認を行うのかというような御質問でよろしかったでしょうか。

先日の全員協議会のほうでも、過去の分について御説明をさせていただきました。今回12月補正予算で計上しておりますこの部分につきましても同様でございます、本来、議会の承認を得るべき項目になっております。

ですから、今回補正予算で予算のほうが成立しましたら、令和7年度から使用を開始します新しい教科書用の指導用教材として、こちらのほうは700万円を超えるということで、条例に基づきまして、3月の定例会において議会の承認を得たいと思っておりますのでございます。よろしかったですか。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 10ページのふるさと納税については、さっき言いました今回の合計金額が94億2,500万円ということで、町の分が1億4,000万円、それから、ふるさと納税の代理受付分が60万円ということで、その合計金額がこの金額になるわけですが、それで、町の分だけは合計額がどれだけになるかということで、今9億4,000万円と言われたかな。んなら、代理分の60万円を引けば、9億4,190万円になるわけですがけれども、これは、9億4,250万円が、250万円引いて9億4,000万円が町の分ということですね。あとの190万は、どこをどういうふうに。

（自席より発言する者あり）

以前は90万円だったかな。もっと大きな金額、何百万円という金額じゃなかったかなと、代理はですね。その辺が、今の数字がここで分からなかったんで、ちょっと説明をお願いします。

それから、21ページの教育費の備品購入費のほうでは、この予算が通って、後で、こういう形式だったかな、議会に承認を求めるのは。この前に承認を求めて……。

(「承認事項は契約でございます」の声あり)

契約のときやったですね、分かりました。

ちょっともう1回その辺をお願いします。

○議長(中川公則君) 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員(藤田智久君) 企画財政課の藤田でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書(第4号)中の10ページの20款1項1目のふるさと納税に関連して御質問をいただきました。

現在、補正後の金額が、ここの予算書に載っておりますけれども、9億4,250万円となっております。内訳といたしましては、町のふるさと納税分が9億4,000万円と、それから、代理寄附分が250万円というふうになっておりまして、250万円の代理寄附のうちの60万円を今回増額しているというところで、残りの分につきましては、当初予算等におきまして予算を計上していたというところでございます。

この寄附につきましては、令和5年度から行っておりまして、合計の金額でいきますと、輪島市さんの分につきましては、約3,500万円の寄附をいただいております。それから、穴水町さんにつきましては、約420万円の御寄附をいただいております。大きな金額とおっしゃられましたけれども、そちらは令和5年度分の予算だったかと思えます。以上でございます。

○議長(中川公則君) 13番中村議員。

○13番(中村健二君) 令和5年度も、今は令和6年だから、地震があったのが1月ですからね。それで、その後に、令和5年度分のうちに、代理を受け付けていたということですね。それが三千何百万円というやつですね。

分かりました。250万円というのがちょっと分かりにくかったものですから、9億4,000万円で、そこをお尋ねしたとこでした。それが前の分を含めてということで、分かりました。

それから、この教育費の備品購入については、議会に提案するのは、発注するとき、入札のときですね、分かりました。以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長(中川公則君) ほかに質疑ありませんか。

10番野田議員。

○10番(野田祐士君) 10番野田です。議案第77号の一般会計補正予算中、2点だけなんですけど、16ページになります。これは教えていただだけで結構です。

11節の役務費の中のウイルスバスター更新手数料ですね。金額的にはさほどないんですけども、これは特定化によるウイルス対策ソフトなのかという質問です。もし特定化であれば、何の

ために使う必要があるのかというのを教えてください。それと、更新年も併せて教えてください。

2点目が、その下、款は4款になりますけれども、地域エネルギー会社出資金で100万円あります。これは、県の呼びかけによる出資を行うということでしたので、内容と目的についてお知らせいただくと助かります。以上2点です。

○議長（中川公則君） 吉住こども未来課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。10番野田議員の御質問にお答えします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、16ページの3款2項の役務、ウイルスバスター更新手数料についての御質問です。

こちらは、園のほうに登校システムというのを導入しております保育所、ピットしたら、何時に来た、帰ったという、そのシステムを入れていることによりウイルスバスターの更新が必要になります。

あと、年度につきましては、すいません、私のほうで詳細を持ち合わせてないので、また改めて御説明させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 田上住民課長。

○住民課長（田上恵美君） 住民課の田上です。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費23節投資及び出資金、100万円、地域エネルギー会社出資金、こちらの内容と目的についてということによろしかったでしょうか。

内容につきましては、県が進めております国の脱炭素先行地域に選定されました阿蘇くまもと空港周辺、地域RE100産業エリアの創造の事業計画に位置づけられました地域エネルギー会社であり、再生エネルギーを集約し、企業に供給するために必要な出資金となっております。

こちらの目的につきましては、地域内外の再エネを集約、使用する企業等を確保し、小売電気事業者を通して電気を供給する目的がございます。また、エネルギーの地産地消による再エネが生み出す利益を地域で循環させることによる地域経済の活性化を目指す目的がございます。以上です。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番甲斐です。1点だけ質問をしたいと思います。

議案第77号の9ページ、一番下の教育費国庫補助金です。これが、九州防衛局訓練交付金とあります。これについて質問いたしたいと思います。

防衛省資料によると、防衛局訓練交付金というのは、普天間飛行場に所在するオスプレイの訓練移転に伴う再編関連訓練移転等交付金、こういうふうにあります。益城町に交付された交付金は、令和2年に、2022年ですけれども、約2,200万円。令和5年度に1,095万円、これは、6月議

会で歳入としてなっています。

今回、令和6年度の交付が、取りあえず787万1,000円と、こういうふうにあります、防衛省の資料によると、昨年と一緒に1,100万円の予定がされております。

ちなみに、最近、高遊原分屯地において大きな訓練が2回行われています。7月28日から8月7日にかけて行われました日米共同実動訓練レゾリュート・ドラゴン24で、高遊原分屯地に米軍のCV22オスプレイ、これは大変危険なオスプレイです、自衛隊V2オスプレイが飛来して訓練に参加しています。

2点目では、最近では、10月23日から11月1日まで行われました日米共同統合実動演習キーン・ソード25というのが行われました。これには、米軍のオスプレイが2基、陸上自衛隊オスプレイが1基、さらに、航空自衛隊の新田原基地からF15戦闘機が4基飛来をしています。

この2つの訓練によるものなのでしょうけれども、今回来た787万1,000円というのは、どの訓練の交付金なのか教えてください。1問です、私は。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。9番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）中、9ページの歳入でございますけれども、17款2項9目教育費国庫補助金の九州防衛局訓練交付金787万1,000円についての御質問ございました。

こちらにつきましては、令和5年度に高遊原分屯地で実施をされました米国第3機動展開部隊との共同訓練アイアン・フィスト24の自衛隊の訓練による交付金ということで伺っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ということは、最近行われた訓練については、これはまだ交付金が来ないということよろしいのでしょうかね。分かりました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 17番榮です。重複するところがあると思いますが、議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書の14ページ、3款民生費1款社会福祉費5目社会福祉施設費12節の委託料、憩の家解体設計委託料。

同僚議員からもいろいろとありました。この憩の家の廃止は、本当に我々も苦渋の決断でした。本庁以外にも、熊本市は福祉センター温泉施設、また、高森や南阿蘇でも温泉施設等、各自治体が経営が困難になり、民間に譲渡したり、廃止したり、様々な方法で解決策を模索しているようです。

本町においても、残念な結果になりましたが、今回計上されております解体設計費として582万1,000円という設計費が上がっていますが、この解体設計、これがそんなにかかるものなんで

すかね、解体に対する設計。解体設計費は、委託料が少し高過ぎるように思いますが。RCなのか、SRCなのか、SCなのか、木造なのか、構造により、解体単価というのは、各平米当たり幾らとか、公共工事の場合決まっているのじゃないかと思いますが。

屋外についても、基礎撤去、それから舗装の路盤撤去費。こんなのも全て今までの震災工事のデータがあるはずです。それにまた、建屋ですから、民間だったらなくすということもありますが、公共施設なんかの場合、この元の設計図書というのは何年ぐらい取っておくんですかね。こういう設計図書のデータがあれば、2人で1週間、かかっても2週間ぐらいで解体の金額ちゅうて出てくると思いますがね。この設計の根拠というのを教えていただきたい。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。17番議員の質問にお答えします。

議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）、14ページ、3款1項5目12節委託料、憩の家解体設計委託料につきまして、その内訳についてということでございます。

先ほども申し上げたとおり、まず、解体設計委託料につきましては、現地調査、図面作成、積算などを主な業務として、こちらが448万8,422円で、あとは、アスベスト調査、ダイオキシン調査などの調査設計の委託料が120万円、あと、アスベスト調査は事前調査というのがございまして、こちらについては、アスベストを含む建材等の事前調査、こちらが13万2,000円というところの合わせて合計582万1,000円というところで、設計会社から見積りを徴取して今回計上したところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番議員。

○17番（榮 正敏君） 要するに、この値段は、委託した会社からの値段ちゅうことですね。

アスベストですけど、これは防火区画の耐火材として昔から使われております。今はアスベスト入っていませんけど、この岩綿吹付けに使うわけです。

この憩の家は平屋造りですよ、2階建てじゃなく。そうすると、アスベストは今はないですけども、岩綿は、防火の上下区画の耐火材として、鉄骨とか、はりとか、スラブに、デッキプレートに吹付けするわけです。

そうすると、その吹付けがないわけですよ、あの建物では、鉄骨とはりはあるけど。だけ、アスベストは出てこんど。そういうところが、設計図書はちゃんとあんなのもう全て分かっと思えばってんですね。

予算は必要ところはしっかり使って、節約するところはしっかりと節約していかなければいけないと思います。今後とも、しっかり頑張ってやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から、議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの質疑を終わります。

これより暫時休憩をいたします。11時35分から開始します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時35分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第88号「益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」までの9議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。8番吉村です。議案第80号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について御質問させていただきます。

この提案理由として、消防団員の任用資格等を変更しようとするものであるが、そのためには条例を改正する必要があると、これがこの議案を提出する理由であると。参考資料で、条例の一部を改正するというところで、改正前が、2番目の、年齢18歳以上60歳未満の者と。それが、この条例を改正後は、年齢18歳以上の者だけになってるんですね。

まずお聞きしたいのが、年齢制限は、これはやっぱり必要じゃないかと思うんですね。70、80、90歳の方がされるということになると、実質的に、これはもう消防団員としては、ちょっと不可能だとは思うんですけれども。

ただ、この条例が、あくまでも町長の承認を得て任命するとなっていますので、町長判断によると思うんですけれども、現在60歳未満にしているということに対しては、可能な限り70歳ぐらまでであれば問題ないと思うんですけれども、70歳以上とか、これはもう話にならないんじゃないかと思います。

その辺のところを考えると、この条例を、条文の18歳以上の者だけにすると、足かせをつけないのいいのかどうか、やはり年齢制限をかけるべきじゃないかというふうに思っております。

2点目が、何名の方の増員を見越しているのか。また、増員に向けての年齢以外の、結局、20代、30代の若年層の人たちに対する施策というか、それを考えていらっしゃるのかどうか。

3点目は、他自治体での実態はどうか、ほかの自治体はこういった条項を出してるのか。その3点をお伺いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第80号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中で、まず1点目、年齢制限は必要ではないかというところ。

これにつきましては、規則の中で、任用規定に該当するのであれば、町長の承認を得て団長が

任命するという事の中で、任用規定としましては、一つが、本町の区域内に居住または勤務する者、それから年齢が18歳以上の者、もう一つが、志操堅固かつ身体強健な者というところで、一応規則としては規定をしております。

昨今、消防団員の減少というところで、いろんな消防団として取組を進めながら、団員の確保に努めているという中で、先般も、議会のほうでも御提案いただきました、地元におられる高齢者といえますか、退団された方につきましても、昼間の活動が十分できるというようなお話もありましたので、今回、いろんな方が活動できるような環境をつくりたいということで、年齢制限のほうを撤廃するというような提案をしております。

それから2点目、何名の増員を見込んでいるかということでございますが、具体的に何名をというところでは今のところ想定はしておりませんが、なるべく地元の方が入団していただければというところでは考えております。

それから、他の自治体の状況でございますが、熊本市、それから、郡内の4町、西原村も含めまして、定年制度は設けていない状況ということです。あと、大津町と菊陽町についても、制限を設けてないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） まず、年齢制限をかけるべきかという点について、他自治体での実態はどうかということで、他自治体では定年制は設けてないということらしいですけれども、実態はどうかかというのを知りたいのと、それと、現団員、若年層の団員さんたちに対して、具体的なそのほかの施策、例えば、飲食店とかに入ったときに割引制度があるとか、団員だったら割引がきくとか、それとか、また学生、大学生とか、そういった人を団員にするための利点をつくるとか、そういった考えは持ってらっしゃらないんでしょうか。

○議長（中川公則君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

若い世代の入団に関しての施策はどう考えているかということでございますが、現在、処遇改善ということで、年額報酬の改定ですとか、団員のいろんな資格を取得する際の補助金の創設、あとは、各消防団、班におきまして、各地元でいろんなイベントを積極的に開催するなど地元と交流を深める、そのような活動をしながら消防団員の獲得に向けて進めているところです。

あと、消防団員の負担のほうの軽減ということで、いろんな訓練ですとか、イベントの開催時期についても、なるべく団員の方が参画できるようなどころでも工夫をしながら団員確保に努めているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） この条例案には私は賛成しかねるんですけれども。結局、今まで消防団員であった方たちが、60歳以上の方でも、じゃ、やってみようかということは十分可能性はあると思うんですけれども、それであっても、体力的にどうかかというのが考えられるのと、一旦もうこの条例ができると、うがった見方をすると、結局、少なくとも年間6万4,000円かそれく

らの支給があるわけですから、極端に増えることはないと思うんですけども、財政問題で非常に厳しいような状況で、こういった部分で悪用しようと思えば悪用できるわけですから、そういったところを未然に防ぐという意味では、ぜひまた考慮が要るんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。私は、議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、2点質問をします。

まず1点目は、今回、条例により町民憩の家の廃止をされるようですが、町民憩の家廃止の理由について。

2つ目は、廃止後の跡地の活用。これは、新聞報道によると、今後検討すると、こういうふうになっているんですが、そういうことでよろしいのでしょうか。2点質問をします。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。11番宮崎議員の御質問にお答えします。

議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定につきまして、1つ目の質問、廃止理由についてというところでございますが、こちらにつきましては、理由としては、施設の安全性と財政健全化の観点から今回廃止ということを決断したところでです。

まず、施設の安全性につきましては、主に、外壁、屋根などが著しく劣化しており、また、雨漏りなどによる内部の仕上げなどについても劣化が激しく、早急な対応が求められる。あと、財政健全化ということであれば、今回、長寿命化改修を実施することが必須になっております、もし継続する場合ですね。その場合、設計費を含めて1億8,350万円がかかるとされております。

以上のことから、今後、町民憩の家については存続が難しいということで、今回廃止の条例を上程をしたということでございます。

2つ目の御質問、跡地についての検討というところでございます。

跡地についての検討につきましては、令和5年度に、町民憩の家に関する基礎調査及び基本構想、基本計画を策定しました。その中では、今後につきましては、一旦、閉鎖、解体とした後、あくまでも一例ではございますが、例えば、健康増進を目的とした公園、または、子どもからお年寄りまで多世代の交流に関わる公園、そういったものがどうかというような形で提案されております。もちろん、これはあくまでも一例ですので、今後は、ワークショップなどを開いて、地元の方との意見交換なども踏まえて、今後のあり方、今後の活用については、検討していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） 今、課長から説明を受けました。

まず、安全性と、それから財政健全化というか、その観点から、今回、この憩の家、これを潰すと、こういう大きな理由にされてるみたいです。そのほかにもいろいろ理由はあるんでしょう

けど。

まずは、その安全性でなんですけれども、私も、1週間に大体2回から3回ほど今通わせてもらっています。でも、そんなに何か差し迫って危険だと、ここにおったら、何か身に危険が迫ってくると、そんな感じは全然しませんね。これから延長したらそういうことになるという話なんでしょうけど。あそこの建物は、御承知のように非常にがっちりしてます。確かに、雨漏りとか、それから、ちょっとコンクリートの剥離、こういうのはあるんでしょう。だけど、地震にも耐え、そして、これまでの台風にも耐えてきて、がっちりしたあれですよ、本当にしっかりした建屋を建てておられると思います。

ですから、この安全性が云々というのは、本当にあそこを見られた人の言うことかなと。あそこを利用している人は、決してそういう言い方はしません。もちろん、利用している人は危険だったらあんなとこ利用しませんから。そういう話はそうなんでしょうけど。管理する側の立場だったらそういうふうになるのかなと、そういうふうには思いますけど。安全性、それがちょっと気になります。

それから、財政的な話ですけれども、特にこれは、一つは、燃料とか、その他資材等が高騰したというのもあるんでしょう。それから利用者、これが非常に少なくなったというのもあるんでしょうね。そういうところから来ているとは思いますが。

ただ、利用者が少なくなったというのは、確かに、全般的には少し少なくなってるかもしれないけど、大きく利用者が減ったのは、コロナウイルス感染症のときからなんです。ですから、感染症の伝染を予防するために、あそこに入るのを制限したり、サウナに入るのを制限したから、だんだんだんだんお客さんが減ってきたのです。それ以降、増加をさせるという施策は、正直言って、町はほとんどやっておられません。だから、本当に、お客さんに対して云々、もしくは財政的に云々という話でいいんだろうかと。

町は、財政的な話で、特に、修理とか何かも含めて言った場合、どこの町というか、全国的に一過性で修理をする場合は、クラウドファンディング、こういう方法だって取れるし、あと、ふるさと納税を少し協力してもらって金を増大させる、こういう方法だってできると思うんですよ。そういうのは、町は今までほとんどやってこられなかったような気がするんです。

だから、もっと何か幅が広いのかなあと、こういうふう思うんですけども。2回目の質問は、本当に安全性だけで潰すのか。それから、財政的な話って、これは、町がちゃんと努力してこれはどうもならんと、こういうふうに町民にきちっと言い切れるのかと、この点を質問をします。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 11番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

まず1点目、施設の安全性についてというところですが、こちらについては、先ほども申し上げたとおり、令和5年度に、あり方に関する基礎調査及び基本構造基本計画によって、基礎調査というのをして調査したところです。

その中で、実際、私も何回か行ったことがありますけど、実際見たところではそうでもないかもしれないんですが、やはりちょっと見えないところ、屋根及び外壁、繰り返しになりますが、劣化が著しいというところと、雨漏りによって内装の仕上げも劣化しているというところがございます。

早急に対応ということで、今後災害等起きた場合、安全性を確保するのは非常に難しいのではないかとということで、今回早急な対応が求められるということで、理由として一つ挙げております。

もう1点、クラウドファンディングなどいろいろ検討したのかというようなお話でございます。クラウドファンディングとかも、そういった方法も承知はしておりますが、こういった場合は、一時的なものにしかならないのではないかと、こちらは考えております。

やはり民間移譲とか、そういったのもあると思うんですが、財政的な面、確かに、コロナ禍で利用者が減ってはおります。ただ、コロナ明けにおきましても、なかなか利用者が増えることもなく、財政的にも引き続き厳しい状況ではないかと考えておりますので、そういった理由で、条例の廃止ということで提案をしたところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） 今、課長から答弁いただきました。何かすっきりしない話なんですけど、私にとってみると。

まず、基礎調査をおやりになったと。確かに基礎調査をおやりになったんでしょうね、その頃。我々が一番何で信用できないかというところ、どこが悪くて、どの程度悪くて、これを修理するためには幾らかかる、こういう具体的な見積りとあれが出てないんですよ。

だから、何というんですかね、延命処置をするためのどぼつとした見本というか、そういうので、先ほど言われた1億数千万円も出されている。これが何か、ここの屋根を直すために幾ら、この柱の剥離を補修するために幾ら、そういうのがどっと積み上がって、これぐらいかかるという、そういう見積りは我々はちょっと承知をしてない。もしそういうのがあったら、次教えてもらいたいと思うんです。

それから、コロナで確かにお客さん減りました、皆さん御承知のように。ただ、じゃあ町は、コロナ明け後、あそこのにぎわいをするために、お客さんを増やすために、何か町が手を尽くされたでしょうか。利用者から聞くとほとんど何もないと。

最近非常に寒くなりましたんで、あそこの施設が、非常にお客さんが少し増えました。冬場になるから増えるんでしょうね。そして先般、指定管理者さんが、あそこの中で野菜を販売されました。この12月初めですかね。非常に好評で、非常に売れたそう。最近、カラオケも囲碁将棋もぼちぼちやっておられます。町の意向に反して、お客さんがだんだん増えてきてはいます。

だけど、それで十分かとは、それは思いませんが、ただ、あそこを本当に残そうという町の努力があって、努力をされて、それでも駄目だったからもうしょうがないというのが、今の利用者さんたちに分かってもらえるんだしたら、皆さん何も言わないと思うんです。

一切何も、そういう努力ちゅうか、町のほう働きかけをしてない、そういう状況で、さあ潰すよと言うから、皆さんがなかなか理解できない、こういうふう思うんですが。

3回目の質問は、そういう観点で、本当に町がやるべきことを全てやってきてもらったんだろうか。ただ、あり方検討とか、正直言って、あり方検討は3回ずっと傍聴させていただきました。委員の方は一生懸命議論されますけれども、正直言って、1回もあそこを利用しておられない人たちです。何人か利用されたかもしれません。あまり内容を知らない、そして利用している人の気持ちも知らない、そういう人たちが、もう正直言って、3回目の2回目で大体結論つけて、3回目には1時間で終わってしまうと、こういう委員会でした。

ですから、もう一回、本当に町としてやるべきことをやって、それでもうこれ駄目だと、これはどうしようもないということでおやりになったのかどうかだけ最後に確認をして、私のこの質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。11番宮崎議員の3回目の御質問についてお答えします。

町は、町民憩の家について、継続に向けて、いろいろやることをやったのかということでの御質問でございます。

町民憩の家につきましては、今年度1年間、あり方について、私も課長として、5月の住民説明会、または、6月、7月、8月とあり方検討委員会のほうに出席させていただき、いろいろ御意見を伺いました。

確かにコロナ以降、こちら指定管理者と一緒にいろいろ企画等もして、今回、先ほど議員さんおっしゃるとおり、野菜の販売とかもしたんですが、なかなか利用者が急激に伸びるということとはございませんでした。

憩の家のあり方検討委員会では、いろんな方面から意見をいただきました。私も、なかなか憩の家の存続の会長さん、または支援者の方等の意見も聞いて、とても大切に思っらっしゃるといのは重々承知をしております。

ですけど、なかなか、あり方検討委員会にもありましたとおり、施設の劣化は激しく、また、継続するに当たっては、どうしてもやっぱり改修のほうをしないといけないというところであれば大きな費用もかかります。改修をすれば、また、20年、30年と引き続き憩の家を運営しないといけない。そういったところで、今後また、さらに20年、30年となりますと、財政的な負担も発生するということをいろいろ総合的に考えまして、今年1年検討をいろいろ重ねた結果、存続を断念するということで、今回条例のほうを上げさせていただいているところでございます。どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。また、一般質問でお願いします。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第88号「益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第103号「訴えの提起について」までの15議案について質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） 6 番下田です。議案第91号、工事請負契約の変更について、飯野町民グラウンド新築工事で1,783万4,725円の増額工事が出ていますが、ここの現場は、総務常任委員会で現場視察をし、担当職員より工事概要の説明を受け、進捗状況を確認した際には、何ら問題もございませんでした。その後、このような問題が発生したのでしょうか。よろしくお願ひします。

103号もよかですか。続けち言わなんいかんとな。すいません、議案第103号の訴えの提起について、町外の人に交付されていますが、その辺の交付の基準辺りを教えてもらいたいと思います。

これは、農業次世代人材投資資金ですかね、昔の新規就農者の資金と同じかどうかですね。もし同じなら、年間150万円で、年に2回で、1回目が75万円で、5年間で750万円交付されるようになっておりましたが、定着率ですね。昔からもうこれは、新規就農で途中でやめた人がだいぶおると思うんですが、その定着率辺りを教えてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。6 番下田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、議案第91号で上程させていただきます工事請負契約の変更について、総務常任委員会で、9月の議会で現地視察の際に、なぜ変更の内容に関する説明がなかったのかという御質問だと伺っております。

まず、今年第1回の定例会において契約議案を承認いただいた後、現地状況に合わせて、受注者との協議及び指示書により工事を進めてまいりました。このため、9月議会で現地を視察いただいた際には、当初設計と比較して変更となった部分もございました。

しかし、その時点で指示書内容による工事がまだ施工中であり、最終的な工事数量や金額が確定していなかったため、9月の現地視察では説明は差し控えさせていただいたところでございます。以上となります。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。6 番下田議員の1回目の御質問の議案第103号、農業次世代人材投資資金経営開始型の補助金返還についての訴えの提起について、そもそも論として、補助金の支給が町外在住者の方に対しての支給となっているが、こういった内

容について、こういった交付の要件なのかと、以前の新規就農者に対する補助金とどう違うのかというところ、支給額であったりとか、そういったのについての御質問だったと思います。お答えさせていただきます。

本補助金につきましては、交付要件としまして、町内に在住して営農を開始される方、町外であっても、町内に営農する場所があって、もともとの住民票所在地に営農する場所がない方、この方については、営農場所がある市町村のほうで補助金を受け付け、審査を行った上で交付するということになっております。これがまず、交付要件の第1点ですね。

それと、金額については、以前の新規就農者に対する補助金、1年間で150万円、最大5年間の750万円。こちらについては、以前の補助金と一切変わっておりません。ただし、交付の回数、初回交付申請時において、1回にまとめて150万円ではなくて、75万円を2回に分けるような形で交付するということになっております。

今まで新規就農者に対しての返納とかがあったのかということですが、過去5年間におきましては、返納はあっておりません。この返納要件とかもいろいろありますけれども、例えば離農されるとか、そういった場合には返還が発生しますけれども、過去5年間においては発生しておりません。以上でございます。

○6番（下田利久雄君） 分かりました。答弁ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井でございます。私は、議案第99号、指定管理者の指定について、共生センターについて質問いたします。

この議案第99号を見ますと、益城町地域共生センター指定管理者の指定において、業務内容が様々に書かれています。もうほぼ全ての業務ということでございます。

気になりますのは、委託後の受託業者が、運営や維持管理を適切に行っているかでございます。点検、いわゆるモニタリングはどのように行われるのでしょうか、お聞きします。お願いします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 1番坂井議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第99号、指定管理者の指定について、モニタリングは今後どのように行われるのかの御質問かと存じます。

現在、指定管理者による管理運営を行っている施設につきましては、それぞれの点検項目について、一月に1回のモニタリング会議を実施しておりますが、来年1月からは、統一した点検項目に沿ってモニタリングを実施することとしております。

来年4月から運用開始する共生センターについても、こちらの統一した点検項目に基づいたモニタリングを実施してまいります。以上となります。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。詳細はまた、別の機会に聞こうと思います。

モニタリングといたしますのは、この施設をよく運営するために非常に大事でございます。生涯学習課さんの御奮闘をお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。議案第91号と、95号についても少しだけ教えてください。

まず、91号ですけれども、今回、工事のほうの変更設計が出ているということで、7,700万円が9,400万円で、1,780万円ですかね、増額していますよということで上程をされています。

この主な工事数量の変更の中に、4点書いてあります拡張グラウンド表層の流用を購入土に変えた、拡張グラウンドの下層盛土の話と、暗渠排水工の話、既設フェンス流用の話。この下、既設フェンスについては、延長が長くなりましたということのみなんですけれども、それと、一番上の拡張グラウンド表層につきましても、流用土にしましたよということで、内容は大丈夫だと思うんですけれども、この真ん中2つ、拡張グラウンドの下層盛土と暗渠排水工について、変更内容について、ちょっとそごがあるのではないかと考えていますが、詳細な説明をしていただけないでしょうか。

もう一つのほう、95号については、これは、中身についてというよりも、変更前が2,255万円が、変更後は6,475万円に上がってるんですよ、約3倍なんですよ。

変更理由の説明として、試掘をした部分が3か所となってる分と、運搬を10トントラックを4トントラックにしたという部分なんですけれども、査定取っているんで、あんまりいろいろ言いたくはないんですけれども、ただ、これ難がちょっと多分あると思うんですよ、面積的にですね。

これは広過ぎるのに、3か所の試掘というのがあまりに少ないんじゃないかという部分ですね。10トンと4トンに変えるというのをタンカーでやるのはいいんですけれども、その辺は最初からある程度考慮をすべき事項であると考えています。

というのが、これ2,200万円を6,400万円にするということは、上京せんといかんわけですよ、お金取り直しにですね。要するに、お金も要りますし、時間もかかります。そういう意味で、この95号については、もう少し精査が必要じゃなかったんだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。以上2件です。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 建設課の竹林です。10番野田議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

議案第91号、工事請負費の締結についてということで、飯野グラウンドの新設工事の変更契約になります。

説明資料の2の中にあります主な工事数量の変更で、2つ目と3つ目、拡張グラウンドの下層盛土と暗渠排水工のちょっと詳細を知りたいということだったと思います。

最初の拡張グラウンドの下層盛土につきましては、その上の拡張グラウンドの表層土の一部を

拡張部に流用する当初設計から、拡張部の表層ではなく下層へ流用をしたことを分かりやすく説明するために表記したものでありまして、こちらの表記の仕方が、黒ポチじゃなくて、黒ポチを外して段を下げるか、もしくは、こちらのほうを削除してもよかったのではないかなと考えております。今後資料を作成するに当たりましては、十分注意してまいりたいと思っております。

その下の暗渠排水工が、幹線1本から、変更後は幹線4本、支線7本になった理由につきましても、本町でも、グラウンドの新設は、野外スポーツ施設の建設費などによるものが基本と認識しております。しかし、今回の飯野町民グラウンドは、既設グラウンドの拡張という全てを新設する場合とは異なる工事です。

このため、既設グラウンドと整合性にも配慮する必要がある、この整合性の観点から、当初、表層土についても、既設グラウンドの表層土を拡張部分に流用することとしていました。同様に、暗渠排水につきましても、既設グラウンドが、暗渠排水の敷設は1本ですが、これまでに供用において何ら支障がない状況であることから、表層土流用と同じく、整合性を図るという観点から、拡張部についても1本で設計をしたところですが。

しかしながら、拡張部分は、既存グラウンドと比較すると、段下がり水田であることから、工事着手後の現地調査や排水状況の確認などにより、暗渠排水の増設が必要と判断される場合は、設計変更で対応することを想定していたものです。これは、本町が令和2年4月に制定した益城町公共土木施設工事等における運用ガイドラインにおいて、公共施設等の工事は、精密な設計書による屋内工事での製造などと異なり、自然的条件などを完全に調査把握することは著しく非効率で、調査費削減のため工事における致命的欠点がないかや実質設計が可能となるレベルまでとする必要最小限の調査を行うという旨の考え方によるものです。

そして、その後、出水時における実際の排水状況を含む現地着手後の詳細調査により、暗渠排水工を増設する変更を行ったものです。どうぞ御理解よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。10番野田議員1回目の御質問の議案第95号、工事請負契約の変更について、まず1点目、試掘が少な過ぎたのではないかと、2点目の質問が、事前に精査を行った上で、10トン車ではなく、そもそも4トン車での運搬搬出を設計すべきではなかったのかということの御質問だと思います。お答えいたします。

本災害は、大規模かつ広範囲に及びますことから、災害査定時におきまして、国との災害査定協議の中で、当該工区については、3か所の試掘で設計をするようにという指導を受けております。

また併せまして、運搬車、10トンダンプトラックとしておりますけれども、これも、災害査定を受ける際の設計書の基準としまして、10トン車ということになっております。

実情に合わせまして施工するわけがございますから、このような、今回みたいな変更がある場合について、災害査定の制度に基づきまして、重大な変更に関する国との協議という制度がございます。それを行いまして、今回の設計変更の了承を得ているところです。以上でございます。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

今、岩本課長が言われた部分、95号のほうですけれども、10トンの総合単価の話をされとっと思つてですけれども、ある程度値段が上がると、積み上げでやれるんですよね、積算というものは。だから基本的に、10トンにせんといかんという話じゃなくて、積み上げでやれば何も問題ない話だと思っております。

いずれにいたしても、2,200万円が6,400万円になるんで、工事の施工業者としては、ランクというか、区分が変わってくる話にもなります。その辺を、今後でも構いませんけれども、しっかり精査をした上でやっていただきたいと思っております。

初めの91号の話ですけれども、グラウンドの下層盛土の話については、これは、説明では上の説明だよということで、理由はそうであればそうですかと言うしかないんですけれども、流用が流用になって、数量も変わらない、金額も変わらないのであれば、変更設計の対象になりませんので不思議に思ったところです。

それと、暗渠排水工についても、るる説明をいたしていただきました。ただ、今の説明いただいた分は、当初設計時から分かっていた部分なんで、そういうことに関しては、当初設計からやっていただく努力をしていただきたいと思っております。

と言いますのも、多分来年は、1月から会計検査も多分早いというふうなお話も聞いております。これを見られたら、当たって、見られて、もし何かあれば、お金返さんといかんという話になりますので、しっかりと精査を、工事段階、その前の設計段階から、役場の技術者の方がしっかりと精査をすることが大事と思っておりますので、そこをやっていただかないと、これは、本当に会検に引っかかって、大変なことになる案件だと思います。

上程される際についても、よければ、その辺をきちんと精査した上で上程していただかないと、間違ってしまったということ、もしくは書き方が悪いとかいう意味合いになると、私たち議員は、そのまま賛成したら、議員の責任も重大となると思いますので、その辺の精査をやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

審議監もいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 土木審議監の持田でございます。10番野田議員の御質問にお答えいたします。

今回の変更議案の上程に当たって、もう少し当初から、きちんとした調査とか検討を役場職員としてやるべきではないかというような御指摘、御質問と思います。

基本的には、私も全くそう思っております、審議監になってもう7年たちますが、やはり今まで、熊本地震前はそんなに公共工事も多くなく、はっきり言って、そんなに経験があるというものではございませんでしたが、すみません、急に、熊本地震で何倍、何十倍とかそういう工事をやるようになって、どうしても少し目が至らないところというのも今まであったと思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、補助金とか、税金とかそういうのを使って行う工事になりま

すので、そういったところを一つ一つ反省しながら、今日いただいたような御指摘とかそういったものを踏まえて、できる限り精査をして、きちんとした工事発注に私も含めて努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○10番（野田祐士君） それでは、どうぞよろしく願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村です。ただいま同僚議員のほうから議案第95号について質疑がありましたが、私のほうからも、ちょっと1点だけ心配事項がありますので伺わせていただきます。

変更の内容については、しっかり分かりました。

一つちょっと心配するのが、この事業は、国の補助が95%で、町と土地所有者で残り5%を補うと。大体、土地所有者の負担は約2%だったかと思います。

これについてなんですが、請負金額が約3倍に膨れ上がったということですので、おのずと土地所有者の負担金額も、恐らく3倍になるものかと思います。金額の話というのは、おおむね大体幾らぐらいかかるとか、そういった話はもともととしてあったのか、その辺で混乱が起きないのかどうかちょっと心配ですので、その辺についてちょっと伺わせていただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。4番上村議員1回目の御質問の議案第95号、工事請負契約の変更につきまして、受益者負担に係る部分について、請負金額が3倍になるのだから受益者負担金も3倍になる、この件についての地権者等への説明はどうなっているのかという質問だったと思います。それにつきましてお答え申し上げます。

本工事につきましては、国の補助金を使いまして大本はやりますけれども、どうしても受益者負担金というのが発生します。受益者負担割合につきましては、2%となっております。

まず、工事に入る前に、地権者、耕作者の方、どちらが負担されるか確定してないものですから、そういった方を交えまして、工事の概要であったり、この工事について受益者負担金が発生する旨、御説明は差し上げております。

今回のこの増額案件につきましては、本議会でこの変更契約案件を承認いただいた上で、今度また新たに、地権者さん、耕作者さん、請負業者もいますけれども、を交えまして、こうこうこういった変更になって、大体の受益者負担の金額は幾らですというところで説明をする予定としております。その日程とかも、こちらの議案が通らないことには何とも言えないものですから、今後はそういった予定で進めることといたしております。以上です。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 内容は分かりました。

何分3倍に膨れ上がるわけですから、しっかりと丁寧に、分かりやすい説明をお願いします。

以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第103号「訴えの提起について」までの質疑を終わります。

お諮りします。

議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）から、議案第103号「訴えの提起について」までの27議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）から、議案第103号「訴えの提起について」までの27議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分御審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会 午後0時34分

12 月 11 日（水曜日）

令和6年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年12月9日午前10時00分招集
2. 令和6年12月11日午前10時00分開会
3. 令和6年12月11日午後3時04分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 吉村建文議員
- 5番 富田徳弘議員
- 7番 松本昭一議員
- 2番 木村正史議員
- 4番 上村幸輝議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 17番 柴正敏君 | 18番 中川公則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |

住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席をする旨の届出がっております。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名ですので、本日と明日12日の二日に分けて行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に吉村建文議員、2番目に富田徳弘議員、3番目に松本昭一議員、4番目に木村正史議員、5番目に上村幸輝議員、明日12日は、1番目に宮崎金次議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に坂井金次郎議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。8番公明党の吉村建文でございます。

熊本地震より8年8か月が経過いたしました。町の姿も復興の歩みを実感できるようになったと思いますが、まだまだこれからもその歩みを持続させていかねばならないと思う次第であります。

11月4日に開催されました益城町秋の祭りも総合体育館の駐車場を中心に、お昼の12時30分から始まり、夕方の6時過ぎから待望の花火大会も、多くの町民の方々も参加され大盛況の催しになったと感じました。町職員、商工会関係者の方々に深く感謝するとともに、来年もまた、時期を考えて開催されますことを期待したいと思います。

本日はお寒い中、傍聴者の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は4点にわたって質問をさせていただきます。1点目、福祉行政について。2点目、マイナ保険証の普及と利用促進等について。3点目、高速道路下のトンネルについて。4点目、教育交流について。以上4点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、福祉行政について質問をさせていただきたいと思います。

今年の3月定例会においてお尋ねした、軟骨伝導イヤホンを庁舎窓口に導入する件ですが、全国の自治体で導入しているところが増えていますが、本町ではどうなっているのでしょうか。あの時の答弁では、他自治体での導入実績及び実益性などにつきまして十分に検討してまいりますとのことでしたが、いかがだったのでしょうか。購入費用も1台3万円以下でしたので、速やかに二、三台試験的に導入してみてもと思うのですが、3月定例会で答弁されていた透明ディスプレイの購入はどうなっているのでしょうか、併せてお尋ねいたします。

次に、高齢者への聴覚補助費等の積極的な活用の支援について、本町における聴覚補助器の購入費用の助成制度の周知徹底について、町の広報活動をやっているのかについての質問です。

聴覚補助器の購入費用の助成制度は既に本町において実施されていると思うのですが、この助成制度が補聴器だけだと思われるのではないかと疑問に思ったからです。軟骨伝導イヤホンも助成制度の対象になるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第4回益城町議会定例会も3日目を迎えております。今回は9名の議員の皆様から一般質問をいただいております。本日は5名の議員の皆様の質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願ひします。また、傍聴席のほうには早朝からお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

それでは、8番吉村議員の福祉行政についてお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問の1点目、軟骨伝導イヤホンを本町の庁舎窓口に導入する件につきましてお答えをします。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、議員から御提案をいただきました3月定例会以降、本町におきましても、他市町村の動向を注視してまいりました。県内では、八代市や宇土市、また、本年10月からは宇城市が福祉部局や総合窓口で導入され、活用されていることを確認しております。

一方、本町では、3月定例会でも御説明をしましてとおり、今年度、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、透明ディスプレイの購入を予定しているところです。年内には住民課窓口に設置し、来年の1月から運用を開始できるよう準備を進めております。

このディスプレイは、来庁者側と職員側の双方でそれぞれが発しました音声を文字に変換し表示させることができるため、筆談するよりも手軽であり、顔を上げて相手の表情を見ながら話すことでコミュニケーションを取りやすく、また、双方の発言を活字として認識できることにより、お互いの意思疎通が容易になります。

さらに多言語の翻訳にも対応できますため、耳の不自由な方はもとより外国人の方々との円滑なコミュニケーション手段としても有効に活用できるものと考えております。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、安価でありながらも手軽に装着できることから、円滑なコミュニケーションを期待できるツールであると認識しておりますが、その導入につきましては、

まず、1月からの始動予定の透明ディスプレイの運用状況を確認・検証しながら、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

一つ目の御質問の2点目、本町における聴覚補助器の購入費用の助成制度につきましてお答えします。

聴覚補助器の購入費用の助成につきましては、高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱に基づきまして、令和2年4月から実施をしております。助成対象は、本人の住民税が非課税である65歳以上の高齢者で、医師による補聴器の必要性を認める意見書を徴することができる方としており、助成の額は3万円を上限としております。また、医療機器である補聴器を対象としていることから、議員御質問の軟骨伝導イヤホンにつきましては対象としておりません。

なお、高齢者補聴器購入費用助成事業に軟骨伝導イヤホンを含む聴覚補助器の購入助成につきましては、他自治体での導入実績及び実益性などにつきまして今後検討をしております。

また、議員御指摘のとおり、本制度を知っていただき活用していただくことは大変重要と認識しております。町ではこれまで広報紙やホームページでの周知を図ってまいりましたが、より積極的な活用を図っていただけるよう、さらなる周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

軟骨伝導イヤホンについては、透明ディスプレイの状況を見て検討したいとおっしゃいましたが、まだ透明ディスプレイも導入されておらず、いつになったら軟骨伝導イヤホンが高齢者への聴覚補助器等の積極的な導入が図られるのでありましょうか。検討する検討すると御回答されていますが、財政上問題があるのでしょうか。軟骨伝導イヤホン一式、約3万円です。高齢福祉課の窓口で1台試験的に設置してはどうでしょうか。

高齢化社会の進展に伴い、難聴の方々も年々増加傾向にあります。2023年に集音器とセットになった窓口用イヤホンが開発されました。通常的气道イヤホンのように耳を塞がないため、周囲の音も聞こえます。骨伝導イヤホンでは、気になる側頭部への圧迫感や音漏れもありません。イヤホンには凹凸や穴がないため、消毒しやすく清潔に使用できます。

補聴器と軟骨伝導イヤホンの違いは、補聴器は医療機器ですが、軟骨伝導イヤホンは電気製品です。補聴器は使用する人の聞こえに合わせて調整できる機能があり、専門職が聞こえに合わせて調整する必要があります。しかし、軟骨伝導イヤホンはそのような条件はなく、個人の聞こえに対する調整を前提にしていません。補聴器は高価でありますけれども、軟骨伝導イヤホンは安価であります。

以上の理由から、第3の聴覚経路を活用した集音器付き軟骨伝導イヤホンの社会の中での活用の幅が広がってきています。全国の地方自治体での導入実績は証明されております。

次に、高齢者への聴覚補助器等の積極的な支援についてですが、令和2年4月に高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱を制定し、同事業を実施されていることは承知しておりますが、軟骨伝導イヤホンなど、制定された令和2年には存在していなかった機材であり、日進月歩成長している高齢者に有効な機材を追加承認できないものでしょうか。

軟骨伝導イヤホンを含む聴覚補助器等の購入費用の助成について、他自治体での導入実績及び実益性などについて今後検討していくとの回答でありましたが、本町での試行を実施する英断を試みてはいかがでしょうか。町長の答弁をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、高齢者補聴器購入費用助成事業への軟骨伝導イヤホンを含む聴覚補助器の追加承認及び福祉課窓口への試験設置につきましてお答えをします。

聴覚補助器の購入費用の助成制度につきましては、まずはより積極的な活用を図っていただけるよう、しっかりと周知をしております。その上で、議員御指摘のとおり、軟骨伝導イヤホンを含む聴覚補助器等につきましては、新たな機能を持つ機材が出てきておりますので、それらがどれだけのニーズや効果があるかを検証する必要があると考えております。このため、まずは高齢者の方の来訪が多い福祉課窓口において試験的に導入し、その検証結果などを踏まえ、検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 町長の英断、ありがとうございました。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く働ける地域を築くために、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し適切に活用できる環境の整備は、大変重要なことであると思います。率先して役場の窓口を設置していただいてその効果を検証していくことは、大変重要なことだと思っております。ぜひとも、早期の軟骨伝導イヤホンの窓口設置をお願いしたいと思います。

次に、マイナ保険証の普及と利用促進等についてお伺いいたします。

今年の12月2日から、従来の健康保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。地域住民が安心してマイナ保険証を利用できるよう、利用することの利便性や質の高い医療を受けるための基盤となっていくことなどの正しい情報を丁寧に発信していくことが必要と考えます。一人でも多くの方に、データに基づくよりよい医療が受診できる、高額医療費などの手続の簡素化ができるなどの医療サービス環境を提供していくことを目指して、マイナ保険証の取組を進めていきたいと思っております。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお伺いいたします。

マイナンバーカードの利用シーンが拡大していき、「住民票が近くのコンビニですぐにとれてよかった」や「母子健診の受診券として使え、マイナポータルからも結果がすぐに見える」など、身近なところでもその利便性を実感する声が増えていますが、7月時点で国民の81%が保有しているとされていますが、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。将来的なマイナ保険証による医療DX、医療サービスを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であります。

現在、総務省では、来庁が困難な方に対して、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、行政職員が希望のある施設や自宅等に出向き一括して申請を受け付

けることができます。その際に出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日郵便等で御本人にお届けするというものです。これは国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、10分の10の国補助となります。将来的なマイナ保険証による医療サービスを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要であります。

そこで、本町における、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援の取組状況をお伺いいたします。また、高齢者施設や高齢者世帯などに対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取組を推進していくことが極めて重要であると考えますが、本町の取組の現状について併せてお伺いいたします。

マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応についてお伺いいたします。

12月2日時点で有効な保険証は、最大1年間有効です。12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。本町では何人の方がおられるのでしょうか。

また、現在マイナンバーカードを取得するのに、申請からカードが届くまでに1か月から2か月の時間がかかっていますが、申請時や紛失等による再交付、海外からの転入者等、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に特急発行・交付の仕組みも12月2日から施行予定と聞き及んでいます。その状況も併せてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、マイナ保険証利用促進のための広報活動の取組につきましてお答えをします。

議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、今月2日から従来の国民健康保険、後期高齢者医療保険の保険証は発行されなくなり、保険医療機関の受診は基本的に保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を使用する仕組みに移行したところです。

マイナ保険証の利用促進につきましては、住民の方が安心して使用いただけるよう、登録方法やマイナ保険証を利用することで、データに基づくよりよい医療が受けられることや、手続などで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されたことなどを説明したリーフレットを本年7月上旬の保険証一斉更新時に同封をしており、併せて町ホームページにおきましても周知を図っているところです。

また、施設等に入所されている方へのマイナンバーカード取得支援につきましては、町内施設に文書や電話連絡により周知し、施設からの依頼を受け直接施設に出向き、本人確認を行った上で申請サポートを行い、マイナンバーカードの送付を行っているところです。その際には、顔認証マイナンバーカードの希望の有無及び保険証利用の有無を確認し、希望される方にはマイナ保険証機能を付与した上で送付をしております。

次に、二つ目の御質問の2点目、マイナンバーカードをまだ保有していない方への対応についてお答えをします。

マイナ保険証を保有していない方の対応につきましては、議員がおっしゃるとおり、保険証の有効期限が到来する前に、それまでの保険証の代わりとなる資格確認書を交付することとしており、資格確認書を医療機関の窓口で提示することで、今までと同様に医療機関を受診することができます。なお、マイナ保険証を保有していない方につきましては、令和6年9月時点で国民健康保険が2,321名で全体の約37%、後期高齢者医療保険が2,234人で全体の約41%となっております。

マイナンバー法の改正につきましては、本年12月2日より満1歳未満の乳児、紛失等による再交付、海外からの転入者、本人の意思によらずカードが使用できなくなったケースなど、特に速やかな交付が必要となる場合を対象に、マイナンバーカードの特急発行・交付が行える仕組みが創設をされたところです。これにより、通常、一、二か月程度かかる交付期間を原則1週間以内に短縮することができます。本町におきましても、必要に応じて特急発行・交付申請の案内、申請手続を行っており、今後も希望に応じまして引き続き対応してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） マイナ保険証を保有していない方については、令和6年9月時点で国民健康保険が2,321名で全体の約37%、後期高齢者医療保険が2,234人で全体の約41%となっていることが分かりました。まだまだマイナ保険証を保有していない方がたくさんおられますので、ぜひとも、この方々に対する広報の周知徹底をよろしくお願いいたします。

次に、昨年12月定例会にお尋ねした、広安西小学校そばの高速道路下のトンネル工事に対する進捗状況はどうなっているのでしょうか。高速道路の西側から通学している児童生徒の安全と利便性を考えると、抜本的な対策が必要であると、保護者の方々からの要望もあり、今回再び質問をさせていただきます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の三つ目の御質問、広安西小学校そばの高速道路下トンネル工事の進捗状況につきましてお答えをします。

これまでの議会におきましても答弁しましたとおり、現在の高速道路下のトンネルは、多くの住民の方々の通勤等に利用されていることから、朝夕には大変な混雑が見られるとともに、幅員も6メートルと狭く歩道がないことから、通学する児童生徒にとりまして大変危険な道路となっております。抜本的な対策が必要であると認識をしております。

このため、本町では、現在のトンネルとは別に、その南側約10メートルの位置に、歩行者と自転車の専用道路の新設を計画したところです。この専用道路は、高速道路下を通るトンネルであることから、高速道路の管理者でありますNEXCO西日本との協議を要しますとともに、設計や施工におきましては、高度かつ専門的な知識や技術が必要となります。

このため本町では、まず、トンネル本体の設計について本年5月に、これらに関する専門知識を有するNEXCO西日本と、九州自動車道と交差する町道広崎古閑線の管渠新設に係る調査設計業務に関する細目協定を締結しまして、詳細設計に関する業務を委託したところです。また、それと並行しまして、現在本町では、トンネル本体工事の仮設ヤードを確保するために必要とな

るトンネル両側の町道を迂回させる仮設道路の詳細設計を、教育委員会、益城台地土地区画整理組合、警察、電気・ガス事業者等の関係機関と協議をしながら進めており、本年度中に完了する予定です。トンネルの本体工事につきましては、今後、適切な時期に、NEXC O西日本に施工を委託したいと考えております。

工事全体のスケジュールとしましては、設計や迂回路整備、トンネル本体工事の工期などを勘案しますと、今後おおむね3年から4年程度を要するのではないかと考えていますが、通学する児童生徒の安全や円滑な交通を確保するため、できる限り早期の完成を目指してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 回答ありがとうございました。

本町では、現在のトンネルとは別に、その南側約10メートルの位置に歩行者と自転車の専用道路の新設を計画され、本年5月にNEXC O西日本と、九州自動車道と交差する町道広崎古閑線の管渠新設に係る調査設計業務に関する細目協定を締結し、詳細設計に関する業務を委託されたとのこと、工事全体のスケジュールとしては、おおむね3年から4年程度を要するのではないかと、いうことであります。できる限りの早期の完成を目指して頑張っていたいただきたいと思います。そして、できれば工事の途中経過など、関係各位、特に広安西小の保護者さんたちにも、小学校の広報を通してお知らせしていただければ幸いです。

最後に、台湾の大甲区と協定を締結し、津森小学校ともオンラインで交流しているとのことですが、今後、町としての交流計画と展望をお聞かせください。

今回、益城町議会として台湾を訪問させていただいて、台湾の台中市の大甲区を表敬訪問し、区長さんをはじめ、関係者の皆様に大変歓迎を受けました。益城町と大甲区との友好交流協定を結んだことを発展させるべく、交流計画と展望をお聞かせください。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番吉村議員の四つ目の御質問、今後の町としての台湾大甲区との教育交流計画についてお答えします。

本町は令和5年1月9日に、台湾・台中市大甲区との友好交流協定を締結しました。その後、両者間の教育交流につきましては、昨年11月に本町教育委員会と大甲国民小学校との間で、教育交流のあり方について協議の場を設け、持続可能な教育交流をしていくこと、津森小学校との交流を軌道に乗せることについて、互いに合意をしたところでございます。

この合意に基づき、これまで令和6年3月と6月の2回、津森小学校の5年生と大甲国民小学校の5年生が、オンラインを利用して交流を実施しております。そのときの交流では、児童同士の自己紹介や自国の文化紹介に始まり、英語で合同合唱を行ったり、母国語で両学校の校歌を披露し合ったりしておりまして、交流を通じて郷土愛を育み、海外の文化と親しむことができております。

今後は、台中教育局や交流する学校との協議調整を行い、町内各小中学校との交流についての可能性を検討してまいりたいと思います。

また、本年度から、教育委員会職員と町内各小中学校の教職員で構成する国際交流部会を立ち上げておまして、台湾との交流をはじめとする国際交流への理解を深めるとともに、今後の交流のあり方につきましても、一緒に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

今年度から、教育委員会職員と町内各小中学校の先生で構成する国際交流部会を立ち上げていただきました。台湾との交流をはじめとする国際交流への理解を深めるとともに、今後の交流の方策についても一緒に検討していきたいとの回答でありました。

益城町も、ぜひ、この交流をきっかけとして、幅広く海外との交流もなされることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時40分から開会いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） 皆さん、おはようございます。5番富田でございます。

12月定例会一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本年も残すところ20日となりました。今年は元旦に能登半島を震度7の地震が襲い、夏から秋にかけては台風や大雨による土砂災害や浸水被害が各地で発生するなど、自然災害が相次ぎました。その一方、明るいニュースといたしましては、パリオリンピック・パラリンピックでの日本選手のメダルラッシュや、大谷選手のフィフティ・フィフティの達成など、世界で活躍する日本人の活躍が注目を集めた一年であったかとも思います。

それでは、本日は、さきに通告しておりました二つのことについて質問させていただきます。一つ目は町民憩の家の今後のあり方に関わる最終判断について、二つ目は企業誘致の推進について、グランメッセ熊本北側に計画の産業団地の現在の進捗状況と今後のスケジュール等についての二つの項目につきましても、質問いたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問させていただきます。一つ目の質問といたしまして、町民憩の家の今後のあり方に関わる最終判断についてお伺いいたします。

町民憩の家につきましては、私が議員になる以前から憩の家のあり方についていろいろな検討が行われ、抜本的な見直しを求められたと聞いております。こういったことを受け町では、指定管理者制度の導入とともに、利用者増に向けた様々な対応策、活性化策をとってこられたかと思

います。しかしながら、その後も利用状況は厳しさを増すばかりであり、併せて施設や設備の老朽化も進んできたことから、今般、改めて公の施設のあり方検討委員会について、今後のあり方についての審議がなされたところであります。

御存じのとおり、検討委員会から、現状での存続は難しいとの答申がなされております。今定例会には、町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例が提案されており、町としては、検討委員会からの答申に沿って最終判断を下されるものと受け止めております。

改めて、この方針決定に至った経緯、理由について、町長から説明をいただきたいと思っております。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の1点目、町民憩の家の今後のあり方に係る最終判断につきましてお答えをします。昨日の町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例に関する総括質疑での福祉課長の答弁と重複する部分もありますが、今般の方針決定に至るまでの背景と理由につきまして、改めまして御説明を申し上げます。

なお、町民憩の家の今後のあり方につきましては、この一、二年のみの検討ではなく、長年にわたり検討を重ねてまいりましたので、当初からの経緯も含め御説明をいたします。

町民憩の家は、自治体の特色を生かした地域振興を目的に、1億円の地方交付税措置が講じられた国のふるさと創生事業を活用して整備した施設で、平成2年に竣工し、翌3年より供用を開始しました。町民に親しまれる憩いの場として、平成19年度には年間8万5,000人を超える利用者がありましたが、その後は利用者数の減少が続き、平成24年には7万6,000人程度まで減少しました。併せまして施設の経年劣化等による老朽化が深刻な課題となってまいりました。

このため町では、平成24年度に公の施設のあり方検討委員会を設置し、町民憩の家のあり方について審議いただきました。その結果、検討委員会から、利用者減少、高齢者偏重、近隣施設との競合、老朽化、多額の財政支出といった課題が指摘され、指定管理者制度及び抜本的改革を検討することとの答弁をいただいております。

町では、この答申を踏まえた上で、平成24年に条例を改正し、平成27年度から指定管理者制度を導入するとともに、令和2年に利用料金の改定や各種イベントの開催など、利用者増加に向けた様々な活性化策に取り組んでまいりました。しかしながら、平成28年熊本地震や令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、利用者の減少傾向に歯止めがかかることはありませんでした。このような状況を踏まえ、令和3年に策定、公表しました第5次益城町行政改革大綱におきましては、町民憩の家の存在意義も含め今後のあり方を検討するとともに、全体計画として施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ることとしております。

これを受け、益城町公共施設等総合管理計画におきまして、長寿命化改修を前提とした必要な調査を令和4年度から開始をいたしました。その結果、利用状況につきましては、30営業日当たりの利用者数が延べ3,638人だったものの、実利用人数は514人、30営業日当たり4回以上利用している方が233人と、一部の利用者に偏った状況となっていることが判明をいたしました。

また、令和5年度に施設の劣化状況調査、敷地の特性、町民及び利用者アンケート、民間移行調査等を実施しました結果、施設の老朽化が著しく長寿命化改修の必要があること、利用者へ偏

りが見られるとともに必要性を感じない町民が多数いること等が判明し、この結果を基に益城町町民憩の家のあり方に関する基礎調査及び基本構想、基本計画を策定いたしましたところ。このことは、本年5月に実施しました住民説明会において説明しますとともに、御意見を伺ったところ。です。

本年6月には再度、公の施設のあり方検討委員会を設置し、町民憩の家のあり方について諮問を行いました。検討委員会におきましては、町民憩の家の施設や設備の状況、現況、利用状況、収支を含む経費状況、町の財政状況、アンケート結果や利用者からの御意見など詳細なデータを踏まえ、存続の是非につきまして多角的な視点から審議をいただいたものと認識をしております。

その結果、施設の改修費用や維持管理費用による財政負担、将来的な利用者増加が見込めないこと、施設機能の代替可能性の観点から現行での町民憩の家の存続は適当でないとの答申をいただきました。また、跡地の利活用につきましては、町民との協議を経た上で持続可能な場所としての整備を検討すべきであるとの附帯意見及び、検討委員会の総括的な所見として、全国的に見ても公共施設の老朽化対策は大きな課題となっており、今後、町はさらに厳しい財政状況に直面することが避けられない、このため、行政サービスのあり方について町民の福祉増進という目的と財政面の両立を十分検討し、町の将来を見据えた選択が求められるとの指摘をいただきました。

町といたしましては、これまでの経緯や検討委員会の慎重な審議を経た上でなされた答申を十分に踏まえ、今後の町民憩の家のあり方について検討を重ねたところです。その結果、施設や設備を調査した上で、その老朽化の状況に鑑みると、利用者の安全を確保するためには長寿命化改修を行うことが必須であること、しかしながら、長寿命化改修を実施するには少なくとも1億8,350万円の経費を要すること、一方、利用者数につきましては最盛期の約半分程度まで減少しており、今後の増加が見込めないことや一部の利用者に偏った状況となっていること、また、物価高騰の影響により今後さらなる支出の増加が見込まれることなど、町民憩の家を取り巻く状況が一層厳しさを増しており、施設の安全性と財政健全化の観点から町民憩の家の存続は極めて困難であると判断するに至りました。

利用者の皆様をはじめとした町民の皆様からの様々な声、とりわけ署名とともに提出いただいた嘆願書や、さきの定例会に提出された請願の内容は十分に承知しており、私自身、憩の家存続を願う会の会長と直接お会いし、その思いもしっかりと聞かせていただきました。できるなら町民お一人お一人の願いをかなえたいという思いはありますが、今後高齢化がさらに進み社会保障費がこれまで以上に増大することが確実である中、限られた財源を真に必要な行政サービスに重点化しつつ持続可能な町政を運営していくためには、集中と選択を図らざるを得ません。私にとっても大変苦しい判断となりましたが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

最近、熊本県内では、市町村営の温泉施設が次々と廃止されており、民間施設でさえ閉業、閉店するケースが相次いでおります。益城の憩の家についても、利用状況が芳しくないことに加え、

施設の老朽化で利用者の安全と施設の長寿命化を図るために、多額の経費をつぎ込んで大規模な改修を行わなければならない状況にあります。財政が厳しい益城町にとって、さらに多額の一般財源をつぎ込むことに町民の理解は得られないのではないかと思います。

そこで、2回目の質問は、廃止やむなしとして、これまで憩の家が果たしてきた役割や機能を何らかの別の方法で残したり維持したりすることはできないでしょうか。高齢者の方たちの交流の場を別の形で確保することや、憩の家を利用されていた方たちが別の温泉施設を利用できるような手だても必要かと思えます。このことは公の施設のあり方検討委員会の答申でも附帯意見として述べられております。私も同感ですが、この点について町としてどう取り組まれるのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2回目、これまで憩の家が果たしてきた役割を何らか別の方法で残したり維持したりすることはできないかにつきましてお答えをします。

町民憩の家は、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例に基づき、温浴施設の運営に加えて、休養、レクリエーション、交流の場の提供、さらには町民の健康と福祉の増進に関する事業を主な役割・機能として運営をしております。町民憩の家の利用者の皆様がその利用を通じて、健康増進や利用者同士の交流を図られていることから、町民憩の家を残したいという思いを伺っておりますので、同様の役割や機能を持つ場や事業を活用いただくことで、これまで同様に生き生きと過ごしていただくことが何より重要だと考えております。

具体的には、例えば地域サロンや老人会での活動、総合体育館トレーニングルームや保健福祉センターはびねすの健康づくりルームの活用が考えられます。また、町民が集まり交流する場として、地域の公民館のほか、復興まちづくりセンターにじいろやはびねす、交流情報センターミナテラス等を御利用いただくことができます。特ににじいろは、その設置目的の一つとして、気軽に集える住民活動と交流の場を掲げ、そのための空間づくりと運営に進めております。さらに、来年度に運営を開始します地域共生センターにおきましても、憩いとにぎわいの場の提供を当施設の目指す姿の一つとしており、様々な講座や教室も開いていきますので、ぜひ御利用いただきたいと考えております。

このように、町民憩の家と同様の役割・機能を持つ場や事業について、より一層の周知を図りますとともに、その充実強化を図ってまいります。

次に、温浴施設につきましては、他の公共施設への代替ができないため、民間の温浴施設への誘導を考えております。

議員御指摘のとおり、公の施設のあり方検討委員会の答申に附帯しまして、利用料等の負担を軽減させる施策を検討することとの意見が述べられておりますので、民間の温浴施設を利用する際の利用料の助成について検討をしているところです。具体的な事業の予算につきましては、来年度当初予算に計上をさせていただく予定です。

私は、心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、仲間と語り、一緒に活動できる

居場所があり、好きなときにその居場所に行くことができるということが大変重要なことと考えております。先月、憩の家存続を願う会の会長から、利用者の皆様が町民憩の家を生きがい、コミュニケーションの場として利用されていること、行くことが皆様の楽しみとなっていることなどをお聞きし、町民憩の家は利用者の皆様にとりまして、まさにそのような場ではないかと感じるところです。このような場を、場所や形態は変えつつもしっかりと確保していきたいと考えておりますので、皆様の御意見もお聞きしながら町民憩の家と同様の役割や機能を持つ場や事業を引き続き提供してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

町として、検討委員会の附帯意見にきちんと向き合い、利用者の方への配慮についても考えておられることに安心いたしました。

そこで、3回目の質問は、今定例会に提案された補正予算案について、憩の家に関わる設計費が計上されております。老朽化した施設は解体し、まずは更地にされる予定だと思っておりますが、その後の利活用については、どのように考えておられるのでしょうか。場所的にも、国道443号に面しており、町有地として再利用したり、民間への売却または官民連携しての開発など、様々な可能性はあるとは思いますが、その一方で、市街化調整区域にあるため、開発に際しては厳しい規制があることも承知しております。いずれにしましても、飯野地区ににぎわいを呼ぶような利活用策を考えてほしいと思っております。

憩の家跡地の利活用について町長はどう考えておられるのか、現時点での西村町長の考え、思い等があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の3回目、憩の家跡地の利活用について、現時点での町長の考え、思いにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、また、昨日御説明したとおり、町民憩の家を廃止後、施設の解体を考えております。これは、先ほど申し上げましたとおり、施設の老朽化のため利用者の安全確保が難しい一方、その改修は財政面から非常に厳しいという町民憩の家の廃止と同じ理由からです。加えて、できるだけ早期に町民の皆様にご喜ばれる跡地の利活用ができることを目指しております。

解体後の町民憩の家の跡地利活用につきましては、令和5年度に策定しました益城町町民憩の家のあり方に関する基礎調査及び基本構想・基本計画においては、日常的な健康維持と多世代間の交流を目指すオープンスペースをコンセプトに掲げております。その一例としまして、町民の健康増進を図ることを目的とした公園や、地域の子どもから高齢者まで利用できる多世代交流を目的とした公園をお示しております。

また、先ほど申し上げましたとおり、公の施設のあり方検討委員会の答申におきまして、町民との協議を経た上で、持続可能な場所としての整備を検討すべきとの附帯意見をいただいているところです。町としましては、この答申を真摯に受け止め、跡地の利活用につきましては、近隣住民の皆様をはじめとする町民の皆様と十分に協議を重ねた上で、その方向性を定めてまいりた

いと考えております。

具体的には、令和7年度早々にも地域住民の皆様を含めたワークショップを開催し、様々な御意見を伺っていきたくと考えております。ただし、議員御指摘のように当該地は市街化調整区域に該当しており、新たな施設の建設などを行う場合は法的な規制があり、様々な手続が必要ですので、その点に十分留意した上で検討を進めてまいります。また、当該地は周辺が浸水想定区域に該当しており、一部が土砂災害警戒区域にも含まれておりますことから、この点にも留意が必要だと考えております。

このように、立地条件上の制約はあるものの、飯野地区、さらには町全体のにぎわい創出につながるよう、町民の皆様のお意見を伺いながら最善の利活用策を検討してまいりたいと考えております。町民の皆様と力を合わせ、飯野地区、さらには町全体の発展につながる跡地利活用が実現できるよう全力を尽くしてまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 一つ目の質問に対する答弁、ありがとうございました。

それでは、二つ目の質問、企業誘致の推進について、グランメッセ熊本北側に計画の産業団地の現在の進捗状況と今後のスケジュール等についてお伺いいたします。

産業団地整備計画については、一昨年の令和4年中の定例会において、同僚議員から計画のスケジュール等について質問をされておりますが、それから2年ほど経過しましたので、改めて現在の進捗状況と今後のスケジュール等についてお聞きしたいと思います。西村町長は、令和4年の9月と12月の定例会の一般質問の答弁で、令和4年度中に用地取得に向けた不動産鑑定や、補償費の算定、地権者や耕作者への事業の説明を行い、5年度から実施設計に着手し、農振除外や地区計画の策定といった法関連の手続を進め、6年度から造成工事、7年度には分譲を開始したいと答弁されております。

そこで、2年ほどたった今の状況はどうか、現在の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、産業団地の現在の進捗状況と今後のスケジュール等につきましてお答えをします。

本町として初めてとなる町営の産業団地につきましては、令和3年度にグランメッセ熊本北側を選定し、土地利用計画図の作成・基本設計を実施しますとともに、用地取得に向けた不動産鑑定、物件などの補償費算定、地権者や耕作者への事業説明などを丁寧に行い、地権者の皆様の同意をいただいております。

現在の状況は、用地関係につきましては、令和5年度中に全地権者と用地取得に係る仮契約を締結しますとともに仮登記も完了し、今年度に前払金をお支払いしております。

実施設計につきましては、令和5年度に着手をしております。

法定手続につきましては、まず、都市計画法に基づく地区計画策定手続の一環としまして、住民説明会を本年5月16日、17日、19日に開催し、3日間で地権者など計20名が出席をされてお

ます。その後、本年8月6日に、農業振興地域における農用地からの除外が完了し、本年9月20日には益城北インター産業団地の地区計画の告示を行いました。

今後のスケジュールは、用地に関しましては、本年度中に開発の許可や農地転用の許可を受けた上で、令和7年度に本登記及び用地代の残金を支払う予定としております。令和5年度に着手しました実施設計につきましては、令和7年3月までに完了する予定です。法定手続につきましては、先ほど申し上げましたとおり本年度中に開発の許可や農地転用の許可を受ける予定です。また、令和7年度から造成工事に着手しますとともに、進出企業を公募する予定としております。

いずれにしましても、本町として初めてとなる町営の産業団地でございますので、熊本県をはじめ関係機関と連携を密にし、法定手続等にそごがなきよう、また、多くの企業に興味を持っていただけるよう進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 答弁ありがとうございました。

事業計画の用地について、全ての地権者との仮契約、仮登記、完了し、法定手続についても、農振除外や地区計画に関わる手続等も順調に進捗しているようで、安心いたしました。また、今後のスケジュールとして、来年度、7年度に進出企業を公募し、造成工事に着手するというところで、早期の事業完了を願っております。

町も復興事業に多額の財源を必要とする状況下ではありますが、引き続き企業誘致など財源確保に向け取り組んでいただきたいと思います。

以上、二つの質問を終わります。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時10分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

7番松本昭一議員。

○7番（松本昭一君） こんにちは。7番松本でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

また、本日は、12月定例会の一般質問に際し、お忙しい中、傍聴席においていただいている皆様、モニター前においていただいている皆様に心より感謝を申し上げます。併せまして、日頃から町議会に関心を持っていただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

熊本地震から8年半が経過いたしました。復旧から復興へ向けて、地域の皆様の御協力の下、熊本高森線の4車線化事業、木山地区の区画整理事業、都市計画道路の東西線や第2南北線的事

業が着々と進められています。また、昨年7月の豪雨により被災した河川や農地の復旧も進んでおります。事業に携わられております全ての皆様に感謝を申し上げます。

本日の質問は、さきに通告しておりましたとおり、一つ目に農地保護の施策について、二つ目に通学路における交通安全対策についての2点を質問いたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問としまして、農地保護の施策についてお伺いします。

第2空港線南側と町道農免道沿線、平田、寺中、田原のほ場整備地内に、広さ50万坪のグリーンをテーマにした開発計画について、地権者等への説明会が町公民館津森分館で開催されております。私もこの計画地内に農地を持っておりますので、説明会に参加し、計画の概要等について話を聞きました。

計画の概略を申し上げますと、計画面積は約50万坪で、農業を中心に生産から加工、販売までを統合した形で事業を進め、さらにキャンプ場も含めた宿泊施設を建設し、地域経済の発展と雇用創出に貢献したいなど、驚くような内容となっております。このような計画が既に動き出し、中には農地の買収価格について提示されたとも聞いています。

前回の9月定例会で同僚議員からも同じような質問がありましたが、改めて今回の案件・計画の先々の見通しはどうか。場所的（県営でほ場整備された農地）にもこういった開発計画は可能なのでしょうか。優良農地を守る観点からも、町長の考えはどうか伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番松本議員の一つ目の御質問の1点目、第2空港線南側と町道農免道沿線沿線ほ場整備地内の開発計画についての町の認識につきましてお答えをさせていただきます。この御質問に関しましては、本年9月の町議会定例会におきまして同様の質問がなされており、答弁に重複する部分もありますが、改めまして御説明を申し上げます。

本町の北東部に広がる県道36号熊本益城大津線、いわゆる第2空港線南側の町道農免道沿線付近、大字田原、大字寺中、大字平田の約1.65平方キロメートル、約50万坪に及ぶ広大な農地を対象としました大規模な開発計画について、7月19日、20日、21日の3日間にわたり、地権者、耕作者等を対象とした、開発予定業者による説明会を開催されております。

この説明会に参加された地元農業経営者の皆様が、本町の対応状況を確認のため来庁された際にも私からお答えしましたが、当該の地域は市街化調整区域であることは言うまでもなく、町の最上位計画である総合計画において、農林業の振興を図るため農地としての土地利用を推進する区域に含まれていること。都市計画プランにおいても農地としての土地利用保全エリアに位置づけており、地域の重要な農業基盤として積極的な保全を図る区域に含まれていること。加えまして、第2空港線沿線の田園風景は、一体的な景観軸として積極的な保全に努める区域に含まれていること。また、農業振興地域整備計画におきましても、農振農用地区域内に含まれていること。さらに、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、現在策定中の地域計画において農業上の利用が行われる区域として位置づける予定であること。このようなことから、農振農用地区域の除外や農地転用については極めて困難であると認識をしております。

本町としましては、農業を基幹産業として位置づけており、T S M C進出に伴う農地の減少が全県的にも問題視されている中、農業経営者の経営基盤を損ないかねない開発や、農地、景観など周辺環境に大きな影響を与える可能性が高い開発を誘導することは考えておらず、引き続き農地や景観、農業基盤の維持に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 7番松本議員。

○7番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。

農振農用地区域の除外や農地転用は極めて困難であるとの認識をしているとのこと。町は農業を基幹産業として位置づけており、T S M C進出に伴う農地の減少が問題視される中、農業経営者の経営基盤の強化に反するような開発や、農地、景観などの周辺環境に大きな影響を与える可能性が高い開発を誘導することは考えていない、引き続き、農地や景観、農業基盤の維持に努めていきたい、という答弁をいただきました。

今回、この計画された地域には、50歳以下の農協青壮年部の方たちが100名以上おられるということで、その中でも営農の中心となって動いておられる方から相談を受けています。

相談の内容としては、菊陽町、大津町ではT S M C進出に伴い農地の価格が上昇しているということで、現在、後継者がいない農家の農地を借受けて耕作しているが、T S M Cの進出と併せ、こういった計画により、今後農地の借地料が上がるのではないかと。1回目の質問でも、農地の買収価格について提示されたと言いましたが、反当300万円の提示を受け、農地を売りたいと考えている地権者も大勢おられ、こういった農地を買い取られた場合、現在耕作している農地がなくなり、農業が続けられなくなるといった相談を多く受けております。

そこで2回目の質問ですが、農地は農業生産だけではなく、環境保全や景観の保持など様々な機能を持っています。農地・農業を守る施策の推進について、農業後継者の皆様へ、西村町長の何か思い等があれば伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番松本議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、農地を守る施策の推進について、農業後継者の皆様へ、町長から何か思い等などがあればについてお答えをします。

将来における安定的な農業経営や円滑な事業継承を図るため、農業後継者の確保・育成は喫緊の課題と捉えており、農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、現在策定中の地域計画におきまして、農地の集約化や集積化を加えまして、10年後を見据えた耕作者や後継者の確保を位置づける取組を実施をしております。

なお、この地域計画の策定につきましては、町全体の説明会を7月12日及び13日に開催し、180名を超える参加をいただいております。

また、11月からは、町内を農地利用と関係性の深い17地区に細分化し、各地区の説明会を実施しており、農業経営者はもとより、農業委員や農地利用最適化推進委員に加え、農業関係団体からも多くの参加をいただいております。実績としましては、12月7日まで12回開催をしております。

現在、熊本県におきましては、T S M Cをはじめとする農地への企業進出や農地売買の加速化

を大変危惧されており、県農林水産部の各課と、半導体関連企業進出地域であります菊池市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、そして益城町を構成員とした営農継続県市町村連絡会議を設置し、農地の減少等、課題解決に向けた協議を重ねているところです。

また、本年8月には、農地確保対策を主とした経済の安全保障と食料の安全保障の両立を目的とした特例の支援に関する要望を取りまとめ、総務省、財務省及び農林水産省に提出をされております。

本町におきましても、営農継続県市町村連絡会議に、第1回から第5回まで全てに出席し、課題の共有はもとより、営農の維持・継続の重要性について意見を述べさせていただき、県や半導体関連企業進出地域関係市町村が共同で取り組むことを確認しております。

町としましては、田園など豊かな自然と都市が調和するまちを目指しており、当該地は重要な形成軸を担っています。

また、農業は本町の基幹産業でもありますことから、今後も優良な農地として維持しつつ、営農の維持・継続のため、土地利用の保全を図ってまいります。

最後に、私自身の農業への思いということで、益城町は、御承知のように熊本市に隣接し、空港や2か所のインターチェンジがあり、都市化も進み、現在人口も増えております。一方で、田んぼや畑、そして山があり、バランスがとれており、住むにはちょうどいい自治体だと思っております。中でも、生活する上で最も大事な、私たちの食や健康を支えてくれる農業は、町の根本となる産業と考えているところです。

ちょうど役場に入った頃、多くの同級生が農業後継者として頑張っていました。当時、私を含め200人以上の若者が青年団に入っており、集まりの中で農業への思いを熱く語る同級生の目はきらきら輝いており、その表情やそのときの光景は今でも忘れておりません。一方で、その同級生も含め多くの農業後継者が、従事者が65歳以上となり、担い手不足による農地の集約化、法人経営への移行、ICTなど積極的な技術導入、ブランド化など、多くの課題も出ていることも事実です。

ただ、農業を元気にすることが、地域の元気づくり、健康づくり、そして地域創生にもつながると、私自身は考えているところです。最近、志高く農業を志される方も非常に多く出てきているということで、先ほども申しましたように、農業は益城町の基幹産業です。今日お見えの農業の後継者の皆さん、そして法人化されている皆さん、そしてJA、さらには九州東海大学などと連携し、農業、そして農業後継者をしっかりと支援してまいりたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 7番松本議員。

○7番（松本昭一君） 2回目の答弁、また、西村町長の農業に対する思い等を言っていただきまして、ありがとうございました。

益城町は田園など豊かな自然と土地が調和するまちを目指している。農業は町の基幹産業でもあり、今後も優良な農地として維持し、営農の維持・継続のため、土地利用の保全を図っていくとの答弁もいただきました。農地・農業を守るためにも、農業従事者の声を聞いて、農業後継者

や新規就農希望者に対する支援の充実を図っていただきますようお願いし、一つ目の質問を終わります。

次に、二つ目の質問といたしまして、通学路における交通安全対策について2点伺います。

1点目の質問は、町内の児童生徒に係る交通事故の発生状況について伺います。

2021年6月28日、千葉県八街市で飲酒運転のトラックが小学生の列に突っ込み、児童2名が死亡し3名がけがをするという痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、国から、通学路の総点検を改めて行い、緊急対策を拡充・強化し、速やかに実行に移すこと、子どもの安全性を守るための万全の対策を講じることとし、必要な対策を速やかに実行に移すこととの通達がなされました。

益城町において、児童生徒に係る交通事故はどうか、通学時以外も含め、ここ3年間での児童生徒の交通事故は発生していないのか伺います。通学時以外も含め、事故の概要や件数等を伺います。

2点目の質問は、通学路の交通安全対策について伺います。

町の通学路の交通安全対策については、町のホームページに、今年の3月末時点における通学路安全対策一覧表が載っており、小学校区単位で、場所や通学路の状況、対策を必要とする内容などを確認することができるようになっています。小学校区ごとの対策検討中の内訳等の例としまして、津森小学校区から、津森小学校正門前横断歩道の箇所対策を要する内容として、横断歩道付近のカラー舗装化が挙げられており、対策検討中となっています。

ここは、昨年7月の豪雨により、県道熊本高森線の河川側の路肩が削り取られ、現在も交互通行の状態です。中には、この箇所を迂回する車両が、田原の集落内の道路や津森小前の町道を迂回路として通行する車両が増え、危険な状態が続いています。こういった箇所・通学路は、早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。通学路安全対策一覧表にある対策検討中の箇所、特に町対応分について、4月以降、6年度において対策済みとなった箇所はどのくらいあるのか伺います。2点目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番松本議員の二つ目の御質問の1点目、町内の児童生徒に係る交通事故の発生状況についてお答えします。

御船警察署の調べによりますと、本町での交通事故件数は、令和3年は714件、令和4年は814件、令和5年は951件、令和6年は10月末現在で697件となっており、そのうち児童生徒の交通事故件数は、令和3年は0件、令和4年に3件、令和5年に2件、令和6年に3件、4年間で合計8件となっております。なお、登下校中の通学路での交通事故は、令和4年に1件、令和6年に1件の合計2件でございます。交通事故の主な要因は、道路横断中を含む自動車との接触事故によるものとなっております。

続きまして、二つ目の御質問の2点目、町ホームページに掲載の通学路安全対策一覧表にある対策検討中の対応状況についてお答えします。

本町におきましては、上益城地域振興局、御船警察署、町PTA、町校長会及び役場関係各課

で構成する通学路安全対策推進会議を毎年3回開催しております、通学路の危険箇所の安全点検を実施しているところでございます。本年度は、各学校からの調査結果及び要望を基に7月に通学路交通安全推進会議を開催いたしまして、通学路44か所について協議を行いました。44か所の内訳としましては、県関係機関との協議が必要な箇所が20か所、町で検討が必要な箇所が24か所でありました。

なお、県関係機関との協議が必要な箇所につきましては、県道益城菊陽線の惣領交差点から惣領橋までの歩道部分や、県道堂園小森線の堂園付近の道路狭小部分などがあり、現在、対策を協議しながら改善しているところでございます。

町の対応につきましては、町道田原荒瀬線の津森小学校正門前の信号機のない横断歩道について、交通量が多く危険であるため、横断歩道付近をカラー舗装する予定であります。また、町道府内安永線の安永神社付近から馬水公民館付近までの道路は、車や児童の通行が多いものの、歩道がないため、交差点及び路側帯道カラー舗装化に着手しております。さらに、町道寺迫宮園線の辻の城団地方面から寺迫交差点下のトンネルに向かう道路は、幅員が狭くカーブでの見通しが悪いため注意喚起の看板を設置したところでございます。

なお、議員から御指摘のありました、その他の検討中の箇所につきましては、危険度や緊急性などにより、優先度を考慮して対策を実施することとしております。今後も、児童生徒の登下校における安全を確保するために、通学路交通安全推進会議におきまして、県などの関係機関との連携を図りながら通学路の危険箇所の解消に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 7番松本議員。

○7番（松本昭一君） 御答弁ありがとうございました。町においては、児童生徒の事故の件数は4年間で8件ということでございます。また、通学時の交通事故件数は4年間で2件とのことでございます。大変安心をいたしました。

私の地域は道が狭く、車道と歩道の区別がない通学路が数多くあります。関係機関との連携を図りながら、通学路の危険箇所の解消に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

御答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

次に、木村正史議員の質問を許します。

2番木村正史議員。

○2番（木村正史君） こんにちは。2番木村です。本日は、一般質問の場を設けさせていただき、大変ありがとうございます。また、傍聴席の皆様、1階モニター前でこちらを見られている皆様、大変ありがとうございます。行政に関心を持っていただき大変ありがとうございます。

本日、私のほうでは、AIオンデマンドバスの「のるーとUMEらいん」についてと、益城町文化会館の周りの夜間の利用時に電気が暗いという話がありましたので、そちらについてちょっとお伺いしたいと思います。どちらも今後の益城町の発展のために必要かと思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、A I オンデマンドバスの「のるーとUMEらいん」は今後どう運営するのかについて、ちょっと質問したいと思います。

私の自宅前を通る乗合バスを見てみると、お客様はほとんど乗られていません。しかし、バスがなくなると困る利用者の方も大変いらっしゃいます。1日に通るバスの本数は五、六本かと思いますが、正直使いづらく、私はほとんど利用しておりません。そこで、もし私が議会へ出席するために、バスを利用して来庁するならばどのくらいかかるのかと思ひまして、ちょっとネットで検索してみました。

朝48分発の東無田入口のバス停で乗り、沼山津神社前で木山方面に乗り換え、9時14分着の木山上町で下車して歩いて庁舎へ向かう方法があります。あと、バス料金が430円、時間にして30分程度で、乗換えがうまくいけば着くようです。また、秋永三叉路で乗り換えて飯野小学校前、赤井、木崎を通るルートでは、9時半までには間に合いませんでした。

あと、現在、A I オンデマンドバスのるーとUMEらいんが、木山地区、広安地区を中心に運行されております。今後、どのように展開していこうと考えているのか、3点について町長にお伺いします。

一つ目、現在、A I オンデマンドバスが運営されていますが、利用状況について教えてください。

2番目、今後どのように運営していくのか。

3番目、木山・広安校区には、このA I オンデマンドバスができました。福田・津森校区には乗合タクシーがありますが、飯野校区にはありません。飯野校区へも広げる予定はありませんでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番木村議員の一つ目の御質問の1点目、A I オンデマンドバスの利用状況についてお答えをします。少し傍聴席が少なくなりましたがしっかり答弁しますので、よろしく申し上げます。

現在運行しておりますA I オンデマンドバス、通称のるーとUMEらいんは定時定路線で運行していました路線バスを見直し、これまでのような時刻表や決まった運行ルートがない、予約制乗合バスとして、本年10月から実証運行を開始しております。また、運行ルートも、人工知能、いわゆるA I が最適なルートを適切に判断し、効率的な運行ができるものとなっております。

11月末時点の利用状況は1,052名、1日当たり20名程度の利用となっております。A I オンデマンドバス導入以前の利用が1日当たり9名程度となっていましたので、のるーとUMEらいんの導入で、より多くの方々に御利用していただいている状況にあります。

また、利用状況から、役場や総合体育館、保健福祉センターはびねすなどの公共施設への移動や、スーパーよかもんね、益城インター口など、買い物での移動や高速バスへの乗換えに利用さ

れているものと考えております。

のる一とUMEらいんは予約制乗合バスになり、運行時間内の希望する時間に予約することで利用できます。このことが、従来の路線バスと大きく異なるところです。

なお、利用する際には、会員登録が必要なことや配車予約の仕方など、分かりにくいところもありますので、これまでチラシの配布や説明会を実施し、周知を図ってまいりました。引き続きのる一とUMEらいんの周知に努め、さらに利用者が増加するような取組を進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、今後どのように運営していくのかにつきましてお答えをします。

のる一とUMEらいんは1年間の実証運行として実施しておりますので、この期間に利用者の方々や交通事業者等の御意見を伺いながら、運行内容の見直し等の改善を図り、令和7年10月からの本格運行を目指しているところです。

次に、一つの御質問の3点目、木山・広安地区にはA I オンデマンドバス、福田・津森地区には乗合タクシーがある、飯野地区へも広げる予定はないのかについてお答えをします。

飯野地区の公共交通につきましては、木山産交営業所と御船間、桜町バスターミナルから東無田経由の御船間の2系統の路線バスが運行されております。しかしながら、1日当たりの便数が少なく、利便性がよいとは言えない状況ですので、新たな公共交通の導入が必要だと考えております。

新たに導入する公共交通としまして、仮に木山・広安地区と同様のA I オンデマンドバスを導入した場合、利用者の希望に沿った時間に合わせて予約が可能となりますが、運行エリアの拡大に伴い、バスを1台追加する必要があります。さらに、バスの追加運行にかかる費用が年間で2,000万円程度必要になります。

一方、福田・津森地区と同様の乗合タクシーを導入した場合は、定時での運行となり、時刻表に沿った時間にしか予約はできませんが、自宅での乗降が可能となります。また、費用は、利用状況によりますが、年額100万円程度になる見込みです。

そもそも、公共交通の運行に当たりましては、住民の利便性の向上と併せ、財政負担軽減に係る乗合率の向上も求められており、この観点から、A I オンデマンドバスの効果が発揮されるのは人口密度が高い地区であり、また、乗合タクシーの効果が発揮されるのは、集落が分散している地区だと考えております。

このような状況を踏まえまして、飯野地区におきましては、人口規模が同程度の福田・津森地区で取り組んでいる乗合タクシーの導入に向けて、タクシー事業者や路線バス事業者との協議を始めたところです。

今後は、区長、民生児童委員などの方々へ説明を行い、御意見をいただきながら、来年度からの新たな公共交通の導入に向けて準備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 2番木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。

飯野校区のほうには、実際、今現在あるバス停のほうからはかなり遠く、高齢者の方が押して

歩いていくにはかなりきつところというのも正直ありますので、大変使えるものになるかと思
いますので、よろしくお願いします。

続いて、質問していきたいと思います。

続いての二つ目の質問ですけれども、質問といいますか、こちらは提案になります。A I オン
デマンドバスの行き先として空港を追加してみたいかでしょうか、ということです。

現在、熊本空港は新しくターミナルビルも出来上がり、地震からの創造的復興のシンボルとし
て、いろんな施設が出来上がっています。その中でも、そらよかエリアでは、今後、週末にイベ
ントを行い、集客を行っていききたいとのことが、阿蘇くまもと空港の構想の中にありました。

このイベントを行っていくには、駐車場がかなり問題になるのではないかと思います。駐車場
といいますが、ただ止められればいいというわけではなくて、やはり有料の駐車場になっていま
すので、そこをどうするかとの思いがあると思います。駐車料金もですが、1時間、3時間とか
だけで車がとめられるのであればいいんですけれども、なかなか難しい箇所もあるかと思いま
す。先日使わせていただいたとき、やはり私もちょっとなくて第3駐車場のほうに回らせていただき
ました。

そのため、その解消をするものとして、今の役場のほうから、こちらからパークアンドライ
ドとして益城町役場を利用し、土曜、日曜、祝日の間だけでも空港利用に使えるのであれば空港
の利用も広がるし、こちらの集客力にもなります。役場回り、木山の発展のためにもなるかと思
いますので、御検討願えませんでしょうか。

また、このA I オンデマンドバス、熊本市内に行く場合の手段として、熊本市に隣接している
場所にバスターミナルを設け、そこへA I オンデマンドバスを集中させ、そこをバスターミナル
としてサクラマチクマモトのバスターミナルとつなぐことにより、益城町内の交通の便がさら
によくなると思われます。

例えば、グランメッセ熊本の駐車場をバスターミナルとし、A I オンデマンドバスや乗合タク
シーを集中させ、そこから桜町バスターミナルへ向かわせます。そうすると、グランメッセの周
りというのはかなり集客がよくなります。また、普通の乗合バス以外にも、ライドアンドパーク
の一部として、そこに駐車場をもっと増設して、そこにバスターミナルを設けることで集客がよ
くなり、グランメッセの利用も間違いなくよくなると思いますし、また、熊本市内の渋滞の緩和
にもつながっていくかと思えます。また、人が集まる場所で、グランメッセの稼働率がよくなる
のはもちろんですけれども、ショッピングセンターや購買施設、ホテルの誘致とかも、かなりや
りやすくなっていくのではないかと思います。

こういったことから、集中させて、人を集中させて動かすということがかなりいいことかと思
いますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番木村議員の一つ目の御質問の2回目、A I オンデマンドバスの行き
先として熊本空港を追加してみたいかにつきましてお答えをします。

まずは、木村議員の建設的な御提案、ありがとうございます。

阿蘇くまもと空港ターミナルビルは本町にあるものの、町民の空港までの交通手段は主に自家用車であり、公共交通の必要性を私も痛感しているところです。また、熊本地震後、東海大学の阿蘇くまもと臨空キャンパスのオープンや、テクノリサーチパークや臨空テクノパークへの企業の集積や進出など、空港周辺に新たな動きが出ており、空港周辺への公共交通の必要性がますます高まっています。これらを踏まえ、本町の地域公共交通計画では、阿蘇くまもと空港、高速バス利用増を見据えたアクセス強化に係る施策について、検討することとしております。

具体的に申し上げます、復興まちづくりセンターにじいろの南側に、今年度末完成予定の交通広場を起点としまして、空港周辺エリアへと向かう新たな公共交通を現在検討しているところです。この新たな公共交通の運行案につきましては、関係機関等と協議等が整い次第、皆様にお知らせしたいと考えております。

次に、グランメッセ熊本などに健軍もしくは熊本市内へのバスターミナルを設置することについてお答えをします。

現在、本町では、熊本県に御尽力をいただきながら、県道熊本高森線の4車線化事業や木山地区の復興土地地区画整理事業が急ピッチで進んでおり、また、益城熊本空港インター周辺では、組合施工による益城台地西地区及び中地区土地地区画整理事業による宅地開発が進んでいるところです。このほかにも、町が主体となり、木山仮設団地跡地等において、住宅分譲地、公園、生活利便施設の三つを組み合わせた開発を検討しているところです。これらの事業が進むにつれ、今後、本町の都市構造は大きく変わってくると考えられます。

一方、熊本県におきましては、喫緊の課題となっている熊本都市圏の渋滞解消対策を、熊本市と一体となって検討されており、本町を含む熊本都市圏の市町村とも協議の場が持たれたところです。その中で、私からは、将来的な解決策の一つとして、公共交通結節点やパークアンドライド等の公共交通拠点の整備を含めた新たな公共交通体系の整備が必要であると申し上げたところです。

本町におきましては、来年度、町公共交通計画の改定を予定しておりますので、町地域公共交通会議において、今後必要な公共交通施策等を御審議いただき、新たな公共交通計画を策定していくこととなります。議員の今回の御提案につきましては、その計画策定の際の参考にさせていただきます。

町では、引き続き、町民の皆様にとって利便性の高い公共交通施策を推進してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 2番木村議員。

○2番（木村正史君） ありがとうございます。

今後、益城町の発展のためにいろいろと御提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、益城町文化会館の利用者より、夜間の利用時が暗いということをおっしゃったので、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

益城町の文化会館、子どもの発表会を見に行かれた保護者からの御意見がありました。暗くて

足元がよく見えず転倒するおそれがあるということです。私も確認のため、文化会館へ夜にちょっと行ってみましたけれども、そのときは月明かりがあり、かなり明るく感じました。しかし、文化会館の入り口付近、広場は暗くて、一緒にいる方の顔とかは見ることができませんでした。足元もちょっと暗かったのもあるかと思うんですけども、路面を真っ白く塗ってしまうとか、そういったことがあるともう少し明るく反射するのかなと思いますけれども、夜間で路面もぬれているときなどはとても怖いのではないかと感じました。

照明の増設について今後の計画をどう考えていますか、ちょっとお伺いします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 2番木村議員の御質問の2点目、益城町文化会館の照明の増設についてお答えします。

議員の御質問は、夜間時における益城町文化会館駐車場から正面玄関までの通路の照明増設に関するものであるかと存じます。御承知のとおり、益城町文化会館は、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業区域内に位置しておりまして、現在、これらの事業に伴い益城町文化会館駐車場は照明の一部が撤去されておりまして、また、県道沿い駐車場も仮設の駐車場でありますことから電池式の仮設照明になっております。

議員御指摘の照明の増設等の改善につきましては、利用者の安全確保のため、施工者である熊本県や文化会館指定管理者と協議しながら、取り組んでまいりたいと考えます。

今後、50台駐車可能な県道沿い駐車場とプロムナード、街区公園を整備していく際にも、利用者の通路の安全や有事の際などを考慮しまして、夜間でも安心して移動できるような照明環境の整備を進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 2番木村議員。

○2番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。

これ、本当、私のほうから申し訳ないんですけども、この意見を伺った方に、再度ちょっとどの辺りだったんですかと細かいことを先日ちょっとお伺いしたら、木山神宮の裏あたりと言われたんです。そこは確かに木がうっそうと茂っているんで暗いだろうなと思ったんですけども、そのほかのところも暗いところはあると思うので、それに、私もですけども、農協の駐車場に置いて、歩いて文化会館のほうを利用させていただいたこともあるのです。その頃、駐車場が狭かったということもあって。また、増設で今度、駐車場が増えるとのことですが、今のでいっぱい入ってしまうのかどうかはちょっと不安なんですけれども、やはり、ほかから入る方というのもいらっしゃるかと思いますので、道路のほうの明るさもよろしく願います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中川公則君） 木村正史議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。2時25分から開会します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。4番の上村でございます。今議会におきましても、一般質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。そして、傍聴席また、モニター前の皆様におかれましても、日頃より町政に関心を持っていただきまして、深く感謝いたします。

本日、最終の5番目の質問者となりました。これまでは、大体2番目か3番目くらいの出番が多かったんですが、初日の締めくくりは初めてとなります。若干くたびれておりますけれども、気持ち新たに緊張感を持って臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

さて、本日の質問は三つのことについて伺わせていただきます。

1点目は学校給食費の次年度以降の課題対策の進捗について、2点目は校区グラウンドの利用状況及び管理状況について、3点目は無人航空機ドローンの運用管理についての、以上3点となります。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、通告しておりました一つ目の、学校給食費の次年度以降における課題対策の進捗について質問をさせていただきます。

9月議会において、学校給食費の次年度以降の課題について質問をさせていただきました。このとき、まだ、国からの補助金、交付金も絡む内容のものであり、当時の国政は、与党自民党の総裁選を控え、先がまだまだ見通せない状況の中でした。その後、新総裁の下、新内閣の発足、そして、衆院議員の選挙、再び新たな内閣の発足と、大きな政局の動きがありました。今回は、その後の進捗や進展についての質問であります。

前回の質問を要約すれば、学校給食費について、令和5年度、6年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、各年度2,500万円の食材費補助金をつけていただいたことで、給食費の値上げを行うことなく、食材の物価高騰に対応ができていました。もちろん、その陰には、学校給食センターで知恵を絞りと、努力と工夫を凝らした結果というものがあります。

しかし、次年度以降、食材費の補助金が出せない状況となれば、現状の給食レベルを維持するだけでも700円弱の保護者負担が必要であり、値上げとなると、それ以上の金額となってきます。値上げは避けられない状況であり、それに保護者負担が伴うのは仕方のないことだとは思いますが、ただ、これだけ大きくなる値上げ幅を、せめて少しでも緩和させることができるよう、負担軽減事業の取組を求めました。これに対し、町単独での補助は財政上においても厳しいが、国からの新たな交付金が財源として示されればこの限りではない、というような答弁内容であったかと思ひます。

あれから3か月、さきに述べましたような国政政局の大きな動きがあり、国の政策も少しずつ見え始め、また、進み始めたようにも思ひます。メディアの記事によりますと、政府が地方創生

に取り組む自治体に配分をするデジタル田園都市国家構想交付金を新しい地方経済・生活環境創生交付金に看板をかけ替え、その交付金額は当初予算の1,000億円から倍増させるという記事や、総合経済対策で物価高に苦しむ国民の負担を軽減するという記事が見受けられます。

そこで1点伺います。学校給食費の保護者負担の軽減に活用できる交付金の示しはないでしょうか。

以上1点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の一つ目の御質問、学校給食の負担軽減に活用できるような財源について国から示されたかについてお答えします。

議員からさきの第3回定例会で御質問をいただいた際に、本町の学校給食費の現状や県内自治体の状況について御説明いたしました。またその際に、来年度は昨今の給食食材費の物価高騰により給食費の値上げをせざるを得ない状況であることも併せて御説明いたしましたところでございます。

今回改めて、給食食材費等の物価高騰を踏まえ、給食費を試算しましたところ、小学校で月額600円、中学校で月額700円の値上げが必要であります。しかしながら、この値上げ幅は保護者にとりまして、かなり大きな負担となります。前回もお答えしましたとおり、保護者の負担軽減につながる財源につきましては、町の財政状況を踏まえすと町単独の支援は非常に難しく、本年と同様に国からの支援がないか注視してきたところでございます。

そのような中、11月22日の国の閣議決定によりますと、経済対策として、重点支援地方交付金の追加が示されており、本年と同様に、物価高騰対策に係る支援の継続が盛り込まれました。財源措置の具体的な内容につきましてはまだ示されておりませんが、学校給食費の保護者負担の軽減につながる財源として活用できないか、今後精査を進めてまいりたいと考えます。また、今月19日に行います町給食センター運営委員会におきましても、給食費の値上げについて委員の皆様と意見交換を十分に行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

そうですね、11月の22日、総合経済対策である、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策というものが閣議決定され、その裏づけとなる補正予算案が11月の29日に閣議決定がされております。その中には、低所得者への給付金4,908億円と合わせて、電気、ガス、ガソリン代の補助に併せ、1兆3,518億円といったものも含まれているようです。

この国の補正予算案は、臨時国会で審議され、12月の21日の会期末までには成立が見込まれています。恐らくその付近にならないと具体的な財源措置というものは示されないかもしれませんが、先ほどいただいた答弁で、財源措置の具体的な内容が示されれば保護者負担の軽減につながる財源として早急に検討を進めるということですので、ぜひよろしくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

二つ目の質問です。校区グラウンドの利用状況及び管理状況について。

先日、福田校区体育協会の主催で校区グラウンドゴルフ大会が開催されました。久しぶりの校区内の交流親睦行事に、各地区の老若男女約70名近くが集い、秋晴れの下、にぎやかな笑い声が響く中、盛況のうちに行事を終えることができました。

さて、当日のグラウンドコンディションは、雑草がグラウンド内に10センチメートルほどの高さで刈り取られた状態でした。この校区グラウンドゴルフ大会の計画準備段階においては、グラウンドは約30センチメートルほどの高さの雑草に覆われた状態になっており、開催をするためには、前日にも校区体協役員に、夜、刈払い作業が必要ではないかと、そういうふうに思われておりました。ですが、さきに申しましたように、当日は10センチメートルほどに刈り取られておりましたので、何とか無事、開催をすることはできました。

当校区グラウンドは、1年に一度、8月に、校区体育協会において除草作業を行っております。もう随分前に、私も、体協の理事として除草作業を経験しましたが、以前はグラウンド内の除草ではなく、周りののり面の刈払い作業をやっておりました。そして再び、今年の8月に経験した除草作業は、刈払機によりグラウンドの中の除草を行うというもので、以前はきれいに整備されていたグラウンドは、30センチメートルほどのもっさりとした雑草に覆われておりましたが、13名ほどの人員で行いましたので、2時間から3時間ほどで作業を終えることができました。このように、8月に一度、グラウンド内の除草作業をしておりました。

しかし、今回、グラウンドがこの雑草に覆われた状態は、その8月の校区体育協会、体協による除草作業から、その後一切、町の管理が入っていないことを意味しているのではないのでしょうか。今回の質問に当たり、各校区グラウンドを見て回りましたが、きれいに維持され、頻繁に利用されていると思われるグラウンドもありましたが、同じように雑草に覆われ、全く利用されていないと思われるグラウンドも見受けられました。

そこで、2点伺います。

1点目、校区グラウンドは町有の有料貸出し施設であり、借手が必要とするとき気持ちよく利用ができるよう、きちんと管理をしておくべきだと思います。現在の管理状況、これはどうなっているのでしょうか。また、町はこのことをどのように考えておられるのでしょうか。2点目、校区グラウンドの年間の利用状況はどうなっておりますでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の二つ目の御質問、校区グラウンドの管理及び利用状況についてお答えします。

まず、初めに、福田体育協会グラウンドゴルフ大会の開催に際しまして、グラウンド管理が行き届いておらず、本当に御迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からおわび申し上げたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

御質問の1点目、校区グラウンドの管理につきましては、平成27年度に指定管理制度を導入し、令和5年度までは指定管理者による管理を行っていましたが、指定管理2期目となる今年度からは、飯野町民グラウンド、広安町民第1グラウンド、福田町民グラウンド及び津森町民グラウン

ドの除草等の作業に関してのみ、町直営での管理に変更しております。

議員御指摘のとおり、校区グラウンドは利用者の皆様が気持ちよく利用できるように、きちんと管理しておくべきものですが、今年度、町直営となり、十分に管理が行き届かず、利用者の皆様方に御迷惑をおかけしております。今後は早急に対応策を検討し、利用者の皆様方が気持ちよく校区グラウンドを利用できますように、適正管理に努めてまいります。

次に、御質問の2点目、校区グラウンドの利用状況についてお答えします。いずれも令和5年度の状況になります。

まず、校区グラウンドの年間で利用できる日数は、年末年始のそれぞれ4日を除く357日となっております。

各校区のグラウンドの利用状況につきましては、広安町民第1グラウンドは年間159日、利用されております。全て上段のグラウンドゴルフ場の利用となっております。下段の多目的グラウンドの利用はありませんでした。

益城町町民グラウンドは年間331日利用されております。野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等、様々な用途で利用されています。

福田町民グラウンドは年間201日利用されております。土日は野球、平日はグラウンドゴルフでの利用が主なものであります。

津森町民グラウンドは年間194日利用されております。サッカー、野球での利用が主でありまして、ナイター照明もあることから、平日の夜間利用も多くなっております。

最後に飯野町民グラウンドですが、他の校区グラウンドと比べ、グラウンドの広さや駐車場が狭く、また、位置的に不便な状況もありまして、年間の利用状況は2日と極端に少なくなっております。その対策としまして、現在、飯野校区の中心に位置する飯野小学校北側に、新たに飯野町民グラウンドを新設中でございます。

今後とも、指定管理者と協力しながら様々な利用団体の誘致を行うなど、校区グラウンドの利用の稼働率向上に向けて努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 管理状況、除草の管理状況については指定管理者で行っているところがあるが、除草作業に関してのみが今年度から町直営の管理に変更したということですよ。そのようなこともあって除草管理が行き届いていなかったこと、今後早急に対応策を検討して適正管理に努めていくということですね。2点目の利用状況につきましては、確かに全体的には、年末年始の各4日間を除く357日の稼働ではあるかと思えます。ただ、答弁にありましたように、各校区一つ一つを見ていきますと、年間331日と利用の多い益城町民グラウンドはきれいな状態で整備管理をされていますし、津森町民グラウンドについてもナイター設備があるということで、夜間の活発な利用者を物語るのか、除草等の管理はきちんとされている印象でした。

意外でしたのは福田町民グラウンドです。年間201日の利用がなされているという割には雑草がかなり繁茂している印象でした。以前、少年野球チームが活発に利用をされていたときは、車で引き回す牽引用のレーキというものを使ってグラウンド表面の整備等もなされておりました。

当時は非常にきれいな状態でしたので、今回とてもギャップがありました。

広安町民第1グラウンドについては、年間159日の利用状況ということですが、全て上段のグラウンドゴルフ場の利用、下段の多目的グラウンドの利用はないということでした。ここも、ちょっと歩き回って個人的に感じましたのは、駐車場東側の接道のない民地がありましたが、うまく交渉し譲ってもらい、上段、下段のグラウンドに分けず、同じ地盤高さのグラウンドラインで整備をすれば広々としたグラウンドになり、さらに利用が促進をなされるのではないだろうかというふうに思いました。

飯野町民グラウンドについては、年間2日間の利用ということで、雑草に覆われた荒れた状態であったことが理解をできました。現在、新しい飯野町民グラウンドが整備中ではありますが、新しく整備されるグラウンドについては地元からの要望等があつての整備ですので、そのグラウンドの稼働率が上がるのは当たり前のことであり、逆に稼働率が上がってもらわないと困るわけですね。ただ、この質問で取り上げている飯野町民グラウンドについては、このままの放置ではなく、何か利用促進につながるような工夫が必要であると思います。

今回、この質問を通して思ったのは、この生涯学習分野のグラウンドもそうですけれども、教育分野以外でも、地震から非常に多く整備された公園や広場、そして、県道高森線沿いのウォーカブル事業で整備されるスペース、また、木山区画整理事業等で発生するであろう狭小の残地。こういった非常に多くの場所が整備されたりして町の管理地となるわけです。新しいうちはいいんですけれども、これが、数年、数十年たっても変わらず、きちんと除草作業など管理をやっているのか、町のほうの手が回っていくのか、非常に心配をしているところです。

話はそれでしたが、グラウンドの除草管理については、まず、イベント等を考えられている場合は、借り手の方がグラウンドを借りる前に、事前に下見など確認にこられることは容易に想像ができます。そういったときに、雑草に覆われた状態、それでも借りたいのか、そうでないのか、そのようなことを考えて、先ほど答弁いただきましたようにしっかりと適正管理に当たっていただきたいと思います。

さて、2回目の質問ですが、年間利用率のさらなる向上を図るためには、現状で利用率が低い原因を考えて、利用される方のニーズに沿うということが大事だと思います。例えば、飯野町民グラウンドや広安町民グラウンドについては、防球ネットの老朽化、高さ不足、不備、そういったものがあるのかもしれないし、また、トイレの老朽化や使い勝手の悪さだったり、駐車場不足といったことがあるのかもしれない。そのようなことをしっかりと分析し、改良を加えながら利用される方のニーズに沿えるところは沿っていく。金額も費用も絡むわけですから、全てが全て沿えるわけではありませんけれども、極力、沿えるものは沿っていく。また、併せてグラウンドの情報発信も行っていく必要があると思います。

そのような考えの下、先ほど答弁いただきました指定管理者と協力しながら様々な利用団体の誘致をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の二つ目の御質問の2回目、利用率の低い原因や利用者

のニーズを踏まえ、指定管理者と協力しながら、様々な利用団体の誘致をお願いしたいについてお答えします。

議員御指摘のとおり、校区グラウンドの年間利用率の向上を図るためには、利用率が低い原因を把握し、利用者のニーズを踏まえた対策を講じることが大切であると考えます。現状において、グラウンド利用率が低い原因として考えられますのは、議員がおっしゃるとおり、防球ネットやトイレの老朽化、駐車場不足など様々な原因が考えられます。いま一度それらの原因をしっかりと調査・分析しまして、利用者のニーズを踏まえた改修・改善などを行ってまいりたいと思います。併せて、情報発信につきましても、町ホームページなどを有効に活用することにより町内外の皆様や各種スポーツ団体などに積極的な周知を図ってまいりたいと考えます。

また、利用率の向上を図る上での課題の一つとして、平日の昼間の利用者が少ないことが挙げられます。今後は、平日の昼間の利用率を向上させるために、例えば大学生のスポーツクラブの誘致や福田グラウンドにおける硬式野球クラブの誘致など、それぞれグラウンドの特色を生かした様々な利用団体の誘致に指定管理者と協力しながら取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

スポーツ施設PR動画「スポーツのまち益城町」というものが11月に更新がなされました。動画は、総合体育館や陸上競技場、そして町民グラウンドがメインですけれども、スポーツに非常に力を入れている町だなというものが分かる動画です。町内会をはじめ、この動画を見てなるほどと思われるよう、校区グラウンドについても、適正な管理、そして情報発信による利用団体の誘致など、活発な利用率の向上に努めていただきますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。無人航空機ドローンの運用管理について。

近年、様々な分野において、無人航空機ドローンの活用の幅が広がっており、この益城町におきましても、防災行政無線のデジタル化工事を機にドローンが導入をされ、インフラ整備・点検や災害時の状況把握など、活用が非常に期待をされているところであります。

令和3年9月議会で一度、運用等について質問をさせていただきました。当時、災害時の被災箇所の迅速な情報収集を目的に、平常時は町発注工事の進捗確認や安全管理及び町有施設の点検などに活用するという事で、作業日数や費用の削減、老朽箇所の早期発見など、工事や施設管理の効率化につながることを期待しているという答弁でした。現在、イベントの空撮などにも利用をされているようで、多角的な活用がなされ、非常によいことかと思えます。

今年の4月の谷川断層展示施設のオープニングイベントが行われ、このとき、谷川展望広場でのイベント時での飛行や、11月のみんなの秋祭りでの花火大会時など、空撮飛行の機会も増えてきたようで、見かける機会も多くなってきました。

それに伴い、気軽に効果的な活用ができる反面、気になるところもあります。無人航空機ドローンの飛行等については、一般的になじみのない航空法が適用され、万が一の事故発生となれば、重大なものとなるリスクを負っています。飛行については、慎重に安全にしっかりした計画、そ

して判断の下で行うことが求められます。

そこで、2点について伺います。

無人航空機ドローンの運用管理はどのように行われているのでしょうか。操縦者以外に、航空法のドローンに関する部分に精通をした管理者はいらっしゃるのでしょうか。

2点目。先日、花火大会のときもドローンの飛行を確認しましたが、飛行に当たっての許認可関係も含めて、手続や確認はどうだったのでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の三つ目の御質問の1点目、ドローンの運用管理はどのように行われているか、操縦者以外に航空法のドローンに関する部分に精通した管理者はいるのかにつきましてお答えをします。

ドローンにつきましては、議員がおっしゃるとおり、災害時における被災箇所の情報収集や高所からの状況把握など、活用が期待されるものでございます。また、イベントでの空撮など、まちの魅力発信にも活用できますことから、現在、本町ではドローンを3基保有しております。

ドローンの運用管理につきましては、令和4年7月に策定しました益城町無人航空機庁内管理運用規程に基づき、運行管理者を危機管理課長とし、国のガイドラインに沿った形で飛行日誌や定期点検等を行っております。ドローン操縦以外での飛行計画書の作成及び許認可申請につきましては、国土交通省が発行する国家資格の2等無人航空機操縦者技能証明書を有する航空法のドローンに関する部分に精通している職員が担っているところです。

また、本町では、ドローンの安全で効果的な利活用を図るため、職員向けドローン操作講習を実施しており、今年度は職員12名が関係法令や操作方法について受講をしております。今後も引き続き、安全な運用に努めてまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、先日の花火大会時のドローン飛行の際も、許認可関係も含めて手続は適切に行われていたのかにつきましてお答えをします。

ドローンにつきましては、人口密集地や、花火大会などの多くの人々が集まるイベント上空、夜間飛行など、航空法で禁止された特定飛行を行うためには、国土交通省の特定飛行許可承認が必要となります。そのため、先日の秋祭り花火大会時には、まず、熊本空港及び大阪航空局熊本事務所に、飛行制限高度や航空機の運行への影響がないことなどを確認しました上で、花火業者や警察との事前協議を行い、飛行計画書を作成しております。その飛行計画書と必要書類をもって国土交通省へ許可申請を行い、国土交通省大阪航空局より無人航空機の飛行に係る許可承認書をいただいておりますので、適切な手続を行ったものと認識をしております。

なお、許可された飛行計画以外の飛行を行うと法令に抵触する可能性もありますことから、当日の撮影画像を確認し、飛行計画どおりの運行であったことの再確認も行ったところですのでございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。

本町で所有する無人航空機であるドローンの飛行においては、重さが数百グラムのものから数キログラムのものまでを上空へと飛ばすわけです。

ドローンの機体には、操縦操作を行う送信機と機体の電波が遮断されたときは、自動で離陸地点へと帰還するシステム等搭載はされていますが、電波障害や混線等で操縦不能に陥ったり、墜落したり等の事故の発生も、現状としてあるわけです。国土交通省に報告の上があった、令和5年度の事故、重大インシデント等の発生件数が447件と、飛行させるメリットは非常に多いのですが、その反面、万が一のリスクというものも抱えているわけです。

冒頭に申しましたように、町管理でのドローン飛行を見かける機会も増えてきたことで、町の無人航空機ドローンの運行管理がどのように行われているのか気になり、質問をさせていただきました。

ドローンの飛行許可申請については、一般的には、1年間、場所を特定せず飛行ができるように、包括申請というものを国土交通省の地方航空局に対して行い、許可をもらうわけですが、イベントについては、それぞれその都度、個別申請を行い許可をもらうことになります。

今回の花火大会での飛行については、イベント上空の飛行申請の中でも、打合せ先や打合せ事項も非常に多く、許可に至るにはとても大変だったのではないかと思います。このような場合、航空法に精通しているということで、全てを操縦者任せということになりがちです。そのようなこともあって、どんなに手続関係をしっかりと完了したつもりでいても、抜けていると重大事故等もあったり、発生したりします。飛行に至るまでの確認作業、許認可、確認作業、手続確認など、危機管理課長である運行管理者の下、二重チェックや三重チェックと十二分にやっていただいて、小型無人機ドローンの安全な運用・活用に努めていただきたいと思います。また、イベント等の際は、広報チラシの片隅でも、「ドローンによる空撮もやります」と、そういうふうに表示しておくのもいいのかもしれない。

一言、そういうふうにし添えて、ちょっと時間は早いですけれども、私の質問は終わります。答弁をありがとうございました。

○議長（中川公則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後3時04分

12 月 12 日（木曜日）

令和6年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年12月9日午前10時00分招集
2. 令和6年12月12日午前10時00分開議
3. 令和6年12月12日午後2時49分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 11番 宮崎金次議員
- 9番 甲斐康之議員
- 1番 坂井金次郎議員
- 17番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐土君 | 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 中村健二君 | 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 16番 荒牧昭博君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |

住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、16番荒牧議員から欠席する旨の届出があつております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に宮崎金次議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に坂井金次郎議員、4番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、宮崎金次議員の質問を許します。

11番宮崎金次議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番宮崎でございます。本日も傍聴席に早朝から大勢の人が足を運んでいただき本当にありがたく、心から感謝申し上げます。

本日は、12月議会の4日目で、一般質問も今日で2日目になります。私が本日のトップバッターとして立つこととなります。今回の私の質問も、少しでも町がよくなるようにという願いを込めて質問をさせていただきます。

さて、本日の質問は、まず1点目が町民憩の家の存続の問題、それから2番目に町の財政問題、3番目に都市計画道路南北線の水路問題、この3点を取り上げて質問をしたいと思います。

私がこの一般質問の通告を提出しましてから、本会議が開催され、議会が始まったのが今週の月曜日でございますが、初日に議案として憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例、それから補正予算の中に憩の家解体設計費用582万円が計上され、さらに昨日、同僚議員の町民憩の家についての一般質問もあり、町長から詳細な答弁もありましたが、町民憩の家存続を願う会の皆様の意を受けて、質問を昨日一晩練り直した結果、少し今日は睡眠不足の感もありますけれども、一生懸命質問をさせていただきます。

なお、署名は、手元のここにあるんですが、現在4,689人の方が署名をされています。若干いろいろ俺は署名してないというのもこれまでありましたのであれなんですが、大体4,600名以上の方が、憩の家の存続について賛同されているというふうに思います。

では、質問席のほうに移動して質問します。

本日も元気よく、傍聴席の皆様にもできるだけ分かりやすくなるよう心がけて質問をしたいと思えます。

では通告どおり、1番目の町民憩の家の存続についての質問から入らせていただきます。

益城町町民憩の家は、平成3年から益城町町民のための福祉施設として多くの町民に利用されてまいりましたが、平成28年の熊本地震やコロナウイルス感染症により利用者は半減、同様に周辺市町村の公営・私営の温泉施設も廃業に迫られ、廃止を免れた温泉施設も経営の再検討を迫られている状態となっています。

私は昨年末に、町民憩の家の利用者さんからの要望を受け、今年の1月以降、大体2週間に1回のペースで意見交換会を行ってまいりました。

6月から始まった町民憩の家あり方検討委員会に併せ町民憩の家存続のための署名活動を開始し、翌7月には町民憩の家の存続を願う会の会長岩崎さんから西村町長へ4,038人の署名をつけて憩の家存続の嘆願書を提出、8月に同じく岩崎会長から4,348人の署名をつけて益城町議会中川議長に町民憩の家2年間延長の請願を提出いたしました。さらに、9月及び10月の2回、町民憩の家存続を願う皆様からの強い要望で西村町長に懇談会の開催を要望いたしましたが、懇談会の開催は2回とも拒否され、その代わり岩崎会長と1対1で面談をするとの返答があり、11月12日に行われました。現在、町民憩の家存続を願う皆さんは「最後の最後まで町民憩の家存続を訴える」として、本日現在で先ほど言いました4,680人以上の署名を集めて活動をしておられます。

そこで、どうしてここまで施設の存続を熱望されるのか、改めて本施設の存在意義を考えてみますと、町民憩の家はこれまで34年間にわたり本町の福祉施設として町民の健康維持に大きな役割を果たしてきたと思えます。そこで、1回目の質問として、町民憩の家がこれまで益城町民に対して果たしてきた役割やその意義について、町はどのように捉えておられるのかについて伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第4回益城町町議会定例会も4日目を迎えております。本日は4名の議員の皆様への質問に答えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。また、傍聴席には早朝からたくさんの皆さんにおいでいただき、心から感謝を申し上げます。

それでは、11番宮崎委員の町民憩の家の存続について、お答えをさせていただきます。

11番宮崎議員の一つ目の御質問、町民憩の家がこれまで町民に対して果たしてきた役割や意義について、町はどのように捉えられているのかについて、お答えをします。

まず、昨日の町民憩の家に関する御質問への答弁と重複いたしますが、町民憩の家の廃止に至った経緯、理由につきまして、従前からの検討経緯も含め御説明をいたします。

町民憩の家は、国のふるさと創生事業を活用した施設で、平成2年に竣工し、翌3年より供用を開始しました。町民に親しまれる憩いの場として平成19年度には年間8万5,000人を超える利用者がありましたが、平成24年には7万6,000人程度まで減少し、併せて施設の経年劣化等によ

る老朽化が深刻な課題となってまいりました。

このため、町では平成24年度に公の施設のあり方検討委員会を設置し御審議いただいた結果、検討委員会から、利用者の減少や偏り、近隣施設との競合、施設の老朽化、多額の財政支出といった課題が指摘され、指定管理者制度導入及び抜本的改革を検討することとの答申をいただいております。町ではこの答申を踏まえた上で、平成27年度から指定管理者制度を導入しますとともに、令和2年に……。

（「ちょっとよろしいですか。私の質問は意義と。今町長がお答えになっているのとちょっと趣旨が違うような気がするんやけど」と呼ぶ者あり）

いや、これは今までの経緯も説明して、その中で意義もそこにつなげて答弁をするようにしておりますが。

（「なるべく意義のほうをよろしくお願いします、意義を」と呼ぶ者あり）

令和2年に、利用料金の改定や各種イベントの開催など、利用者増加に向けた様々な活性化策に取り組んでまいりました。しかしながら、平成28年熊本地震や令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありまして、利用者の減少傾向に歯止めがかかることはありませんでした。

このような状況を踏まえ、令和3年に策定・公表しました第5次益城町行政改革大綱におきましては、町民憩の家の存在意義も含め今後のあり方を検討しますとともに、全体計画として施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ることとし、長寿命化改修を前提としました必要な調査を令和4年度から開始をいたしております。

その結果、利用状況につきましては、30営業日当たりの利用者数が延べ人数で3,638人の利用があったものの、実利用人数は514人、30営業日当たり4回以上利用している方が233人と、一部の利用者に偏った状況となっていることが判明しました。また、令和5年度に施設の劣化状況調査、敷地の特性、町民及び利用者アンケート、民間意向調査等を実施しました結果、施設の老朽化が著しく長寿命化改修の必要があること、利用者に偏りが見られるとともに必要性を感じない町民が多数いること等が判明し、このことについて本年5月に実施しました住民説明会において説明するとともに、御意見を伺ったところです。

本年6月には、再度、公の施設のあり方検討委員会を設置し、町民憩の家のあり方について諮問を行いました。検討委員会におきましては、町民憩の家の施設や設備の現況、利用状況、収支を含む経費状況、町の財政状況、アンケート結果や利用者からの御意見など詳細なデータを踏まえ、その存続の是非について多角的な視点から審議をいただいたものと認識しております。

その結果、施設の改修費用や……。

（「質問と全然違う内容を弁明されています」と呼ぶ者あり）

前提条件で、これを質問の答弁につなげようと思っっているんですが。

（「最初の経緯を町長は言うておられるだけで、私はその意義とそれから役割、それを質問しているんで、そこから入ってもらって、あと廃止につないでいただければ分からんでもないですね」と呼ぶ者あり）

いや、これを言って答弁を……。

(自席より発言する者あり)

(「議長進めてください」と呼ぶ者あり)

○議長(中川公則君) 町長、答弁を続けてください。

○町長(西村博則君) その結果、施設の改修費用や維持管理費用による財政負担、将来的な利用者増加が見込めないこと、施設機能の代替可能性の観点から、現行での町民憩の家の存続は適当ではないとの答申をいただいております。

また、跡地の利活用につきましては、町民との協議を経た上で、持続可能な場所としての整備を検討すべきであるとの附帯意見及び検討委員会の総括的な所見として、全国的に見ても公共施設の老朽化対策は大きな課題となっており、今後、町はさらに厳しい財政状況に直面することが避けられない。このため、行政サービスのあり方について、町民の福祉増進という目的と財政面の両立を十分検討し、町の将来を見据えた選択が求められるとの指摘をいただきました。

町といたしましては、これまでの経緯や検討委員会の慎重な審議を得た上で、答申を十分に踏まえ、今後の町民の憩の家のあり方について検討を重ねたところです。

その結果、施設や設備を調査した上で、その老朽化の状況に鑑みると、利用者の安全を確保するためには長寿命化改修を行うことが必須であること、しかしながら長寿命化改修を実施するには少なくとも1億8,350万円の経費を要すること……。

(「時間がなくなってしまうから、もう答弁は結構です、その答弁は」と呼ぶ者あり)

○議長(中川公則君) 答弁中でございます。静かにお願いします。

○町長(西村博則君) 最盛期の約半分程度まで減少しており、今後の増加が見込めないことや一部の利用者に偏った状況となっていること、また、物価高騰の影響により今後さらなる支出の増加が見込まれることなど、町民憩の家を取り巻く状況が一層厳しさを増しており、施設の安全性と財政健全化の観点から町民憩の家の存続は極めて困難であると判断するに至りました。

利用者の皆様をはじめとした町民の皆様からの様々な声、とりわけ署名とともに提出いただいた嘆願書や、さきの定例会に提出された請願の内容は十分に承知しており、私自身、憩の家存続を願う会の会長と直接お会いし、その思いもしっかり聞かせていただきました。できるなら町民お一人お一人の願いをかなえたいという思いはありますが、今後高齢化がさらに進み社会保障費がこれまで以上に増大することが確実である中、限られた財源を真に必要な不可欠な行政サービスに重点化しつつ、持続可能な町政を運営していくためには集中と選択を図らざるを得ません。私にとっても大変苦しい判断となりましたが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

議員御質問の町民憩の家が果たしてきた役割、意義につきましては、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例第3条に基づく温浴施設の運営、休養、交流の場の提供、健康増進事業の実施などの業務を行っており、まさにこれらが町民憩の家の主な役割と認識をしております。そして、これらの役割を果たしていく中で、長年にわたり、町民の憩いの場、交流の場及び健康増進の拠点として機能し、一定の意義があったと考えております。

具体的には温浴施設の運営に加えまして、地域サロン、老人会など、町民の交流の場として広

く利用を受け入れてまいりました。さらに健康増進事業としましては、週2回の健康運動教室の開催など、町民の健康維持や増進に寄与する取組を実施してきたところです。このように、町民憩の家は単なる温浴施設にとどまらず、これまで地域コミュニティの醸成や健康づくりの拠点という様々な役割を担っており、一定の意義があったと考えます。

これらの役割につきましても、昨日の答弁でも申し上げましたとおり、町民憩の家の廃止後も同様の役割や機能を持つ場や事業に引き継ぐ方針です。交流の場の提供につきましては、地域の公民館のほか、復興まちづくりセンターにじいろや交流センターミナテラス、保健福祉センターはびねす、そして来年度から運営を開始する地域共生センターなどを活用いただくとともに、地域サロンや老人会活動などの既存の事業を御利用いただくことを想定しております。

健康増進事業につきましては、保健福祉センターはびねすの健康づくりルームや総合体育館のトレーニングルームの活用に加え、百歳体操やましき元気教室、公民館講座などを御利用いただき、健康の維持管理にお役立ていただければと考えております。町ホームページ内の通いの場マップには様々な活動の場を掲載しておりますので、御興味のある活動に御参加いただくこともできます。温浴施設につきましては、町内の民間施設を利用しやすいよう、利用料に対する支援について検討をしているところです。

私は心身ともに健康で生き生きと暮らしていくためには、仲間と語り、一緒に活動できる居場所があり、好きなときにその居場所に行くことができるということが大変重要なことと考えております。先月、憩の家存続を願う会の会長から、利用者の皆様が町民憩の家を生きがい、コミュニケーションの場として利用していること、憩の家に行くことが皆様の楽しみとなっていることなどをお聞きし、町民憩の家は利用者の皆様にとってまさにそのような場ではないかと感じました。このような場を、場所や形態は変えつつもしっかりと確保してまいりたいと考えておりますので、皆様の御意見もお聞きしながら、町民憩の家と同様の役割や機能を持つ場や事業を引き続き提供してまいります。

以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長からるる答弁いただきましたけれども、私の質問に対する答弁は最後の部分の5分ぐらいで、あと10分はただの時間潰しじゃないのかなと。これで私のほうは予定どおり全然進まなくなってしまったと。議長、できたら10分延長をお願いしたいと思います。

何。

（「もういいじゃないですか」と呼ぶ者あり）

何で。

（自席より発言する呼ぶ者あり）

では、今るる町長から答弁いただきましたけれども、傍聴席にもいっぱい今日おいでになっています。あまり見苦しいところを見せるわけにもいきませんので、引き続いて私の質問のほうに続けさせていただきます。

今町長から答弁がありましたが、正直言って残念ながら、町民憩の家の存続を願う皆さんの立

場から見れば、表面的、一般的過ぎて、町民憩の家の持つ高齢者への福祉的な面での捉え方が不十分のように感じます。

私たちは年を取ると当然気力体力が衰え、やむなく介護や医療のお世話になります。そこで高齢者の介護や医療にかかる費用を考えてみた場合、介護や医療費用が、例えば一人1か月10万円かかるとするならば1年で120万円、これらが20人もおれば2,400万円かかってしまうこととなります。つまり、これからの福祉政策はいかにして介護や医療を受ける人を少なくしていくか、高齢者の健康寿命をできるだけ長く維持するためにどうするかが重要な施策となり核となるから、各市町村もその点に力を入れております。また、最近民間の有力企業でも、お年寄りの健康施策のため一部国の補助を受けながら施設をつくられたとも聞いています。これらの観点から見ると、先ほどの答弁ではやや物足りなさを感じます。

ところで、多分町長も御承知と思いますが、12月6日の熊日新聞に「南阿蘇村の村有温泉施設2か所を売却する議案」が村議会に提案されました。また、12月7日に「球磨村の温泉施設の指定管理者を解除して村直営にする議案が提案された」との新聞記事がありました。さらに昨日は「八代市の旧厚生会館解体方針への賛否を問う署名4,300人が選管に出された」というような記事もございました。

本町では御承知のように本会議に町民憩の家を廃止する条例が提案されました。そこで今のところ、存続希望者と廃止をされる執行部との考えは全く相反する形となっております。このまましこりを残して決着をつけるのか、そのほかの方法があるのかを考えたとき、存続希望案と廃止案の両案を何とか満足させる考え方がないものかと追求した結果、町民憩の家を南阿蘇村が行っているように一定期間温泉施設を残す条件で民間に売却する案が浮かびます。もし、町民憩の家を売却し民間企業により温泉施設が一定期間維持されるのであれば、何よりも財政厳しい中で数千万円の解体費用やその他の建設費用も不要となり、利用者も若干の不便さはあるにしても、生きがいや楽しみは残すことができ、地域の発展にも貢献することができると思います。

そこで改めて町長に2回目の質問として、町民憩の家の施設を民間に払い下げることについて検討するお考えがあるのかどうかについてお伺いします。なお、情報ですが、町が払下げを検討するのであれば手を挙げていいという企業さんもいると聞いております。いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 民間売却についてということで、一つ目の御質問の1点目の2回目ということで、まず、近隣の市町村の温浴施設を調べましたところ、さんふれあ菊陽町とかユーパーレス弁天あたりの4か所、佐俣の湯あたりもされております。こちらについては指定管理でということで、近接して道の駅とかをつけて成功されていると思っておりますが、そのほかでは民間で、七福の湯エミナースとか水春、ミフネテラスが今営業されていると思います。こちらについても非常に経営が厳しいということで、値上げを今全て検討を全てされていると。それと、町営のやつは、五色湯であったり、瑠璃であったり、河内温泉福祉センター、単独のやつはほとんど閉鎖ということで、民営でも一休とかに皆さん方も行かれていたと思いますが、ぶぶたんあたりも閉

鎖ということで、なかなか経営が難しいことを確認しているところです。

議員おっしゃるとおり、風呂、温浴というのは非常に健康づくりにもつながっていると思いますが、まず、令和6年3月に策定しました町民憩の家のあり方に関する基礎調査及び基本構想計画におきまして、そのまま施設を使用するためには安全面などの観点から大規模な改修が必要であることなどの理由により現施設の廃止解体は不可避としたところです。温浴施設の存続を条件とした民間売却も同様の理由から厳しいと考えております。

また、その際、解体後の跡地利用についてのサウンディング調査も実施しております。サウンディング調査を通して敷地の法規的制限や地形的課題、敷地周辺の問題、アクセス問題などから、必ずしも民間開発が積極的に行われるとは考えにくいと思っております。

また、この土地につきましても、大体試算したところ5,600万、それと先ほど解体費用、町が売却するということでしたらそこあたりも条件をつけて売却した後も責任を持つということで、約2億3,000万円から2億4,000万円の受けた業者の方の費用ということで、最終的には利用料金とか温浴料金あたりも上がっていくかなと、なかなか厳しい状況かなと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今町長から答弁をいただきましたが、民間への売却はなかなか厳しいだろうというお話でした。ただ、何というんですかね、売却については民間との話合いでいろいろ決まる話ですから、私は今町長が言われたようなやつについても民間との話合いの中で決まっていくんじゃないかと。ここで町長が先行して決めつけられる分野もあるかもしれませんけれども、本当はそこで……。

町長は民間売却が厳しいということで、あんまり興味がないようなお話でしたけれども、できましたら町の財政負担が少なく、憩の家の利用者さんたちの希望にも寄り添えて、さらに地域の発展に寄与する方法が追求できるならばぜひ追求していただきたい、こういうふうに思います。それでどうしても駄目ならそれはしょうがないというふうに思います。

また、町民憩の家存続を願う会の活動を通じて町内外の皆さんからよく聞かれるのは、まず、益城町の宝でもあり、まだまだ利用されている施設をなぜ急いで壊すのか、利用客がコロナ等で減ったのになぜ町は利用客の増大策を行わなかったのか。修理に大きな金がかかると言うが、もともと計画的に町が修理してこなかったんじゃないか。それが原因で、一体どこをどのように修理するという見積りがきちんと示されたのか。また、修理費の充当策としてふるさと納税やクラウドファンディング等を検討されたのか。特に憩の家を残すための町の努力が見れないのが非常に不満である、こういうのが皆さんのお声です。

そこで本質問の最後の質問になりますが、最後の質問は町民憩の家存続を願う会の皆さんからのぜひ質問してほしいと託された事項です。

町長は、町民憩の家存続を願う会の皆さんから2回にわたる申入れがあった町長との懇談会の開催要望を2回とも拒否され、代わりに会長と町長室で面談されましたが、なぜ町民憩の家利用者の声を直接聞き、町長の考え方を皆さんに伝える場を拒否されたのですか。木村熊本県知事も

お出かけ知事室として県内各市町村を訪れ、それぞれの住民の皆さんと親しく懇談し県政に活かされていると聞きます。本町でもぜひお出かけ町長室として町長室から出かけられて、まず、できたら町民憩の家で利用者の皆さんと親しく懇談されるのはいかがでしょうか。

利用者の皆さんも非常に喜ばれると思います。めったなことはないと思いますけれども、町長の安全については私が命にかえてお守りをしたいというふうに思います。一回ぜひお出かけ町長室をやって、町民との対話をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか、町長にお伺ひします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 宮崎議員の3回目の質問にお答えします。

いろいろ出かけてやるやつというのは、熊本地震のときなんか何十回ともなく住民の皆さん方と意見交換をさせていただいております。いろいろお出かけ町長室あたりのなものもやろうかということですが、まず、先ほどこラウドファンディングとか出ましたが、こちらについては、なかなか集まったとしても一時しのぎにしかないものと考えております。また、土地や施設に魅力が必要ということで、南阿蘇村でも非常に苦勞されているかなと思っています。

また、利用者増に対する対策につきましては、コロナ感染拡大の前から、町内小学生以下の利用料を無料にすることや、広報ましきでの町民憩の家の施設や事業の紹介、それからパンフレットをリニューアルしたりとか、総合体育館に置いて勧めたりとかもしっかりやったところですが、指定管理者においても、朝市やバザーとか演芸大会など様々な内容を盛り込んでやられていたと思っております。

それと、まず皆さん方との意見交換会ということで、こちらについても、実は公の施設検討委員会は12年前につくっているんですが、同種のこういった検討会それからアンケートあたりについては、ほとんどの廃止した施設はとってないと思っております。丁寧に丁寧に説明したつもりです。担当レベルでも、課長のほうから出かけて意見交換会もやったと思っております。こちらについても、例えば国保についても、課長時代は40回ぐらい国保の値上げにも出向いて説明をしましたが、今回は、課長の報告であったりとかアンケートの内容、それからしっかりした検討委員会の答申などを踏まえて決定をさせていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長、ありがとうございます。

ともかく町民との対話といいますか、憩の家に限らず皆さんとよくお話しをされて町政に活かされたらいいかなというふうに思います。

時間が大分過ぎてしまいましたので、次の質問に入らせていただきます。

では、2番目の質問、中期財政見通しについてに入ります。

私がこの問題を取り上げましたのは、これから毎年町の公債費、町の借金でございますが、どんどん大きくなり、町の財政運営は大変厳しくなることが予想され、その厳しい財政状況を心から理解してもらうためにこの問題を取り上げました。

さきの9月議会において令和6年益城町中期財政見通しが示されましたが、本中期財政見通し

は例年毎年9月に示されているやつです。

私の質問は、できるだけ皆さんに御理解いただけますように資料2枚をつけております。資料は、資料1の益城町中期財政見通し、これは町の企画財政課が出したやつです。それから2枚目が、それに私のほうで町債残高、この下のほうを付け加えたやつです。この1枚と2枚を使って皆さんのほうに説明したいと思います。

それで、まず1点目は、この文章はもう読み上げませんが、この資料1で見てくださいと、平成6年度が一番下、ピンク色のところですが、差額がプラス7億9,800万円になっております。これが昨年度はマイナス7億1,200万円でした。これが、いろいろな事業等が今回入ったものですから、歳入の合計がかなりプラスになった関係で、ここが本来の昨年度の見積りではマイナスだったのがプラスに変化をしたと。

しかしながら、次の資料2を見ていただきますと分かりますように、未償還残高が昨年度は498億円だったのですが、今年の見積りは大体521億円が増えてくると。これは何でかと言うと、資料1枚目を見ていただきますと……、2枚目ですね、2枚目が分かりやすいかと思いますが、町債の令和6年は45億円ですよ、町債、町が借金する金額が。そして借金返済の公債費が25億円です。45から25を引いた約20億円というのが町債残高として残る。

こういう形で、歳入から歳出を引いて収支だけで見ていくと、出てこないやつがどんどんどんたまっていった、そしてそれが約500億円を超したと。そしてその500億円を超したのが、今度はどんどん返済するために、公債費として来年が31億円、再来年が38億円、令和9年は40億円を突破する形になると。

公債費はきちとこうやって出ているんですが、これもほとんど変わらないと思います。今までもほとんど借金しているんですから、その借金がなかなか公債費だけでは分からない。公債費の根拠になったのが町債残高です。この町債残高があって初めて公債費が出てくる。ですから、その町債残高をきちと皆さんに公表の中で示さないと、これが町の財政運営に大きな影響を及ぼすんじゃないか、間違った方向に仕向けてしまうんじゃないか、こういうことであります。

そこで質問は、なぜ中期財政見通しの中に町債残高を示さないのかというのが1点と、今後の中期財政計画の必要性。これだけ厳しい財政運営になったら単年度ごとにやっとならいかん。そして今、町は各課の事業ごとの積み上げをやっておりますけれども、それでは絶対トータル的ににっちもさっちもいかんようになってしまう。また借金がどんどん増えてしまう。だったら、やっぱりある程度何か年かで統制をしたやり方をしていかんということ、中期財政計画をつくらなきゃいかん、こういうふうに思います。

これが質問です。すいません、かなり省略しましたがけれども、よろしく願います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の1点目、なぜ中期財政見通しに町債残高を示さないのかにつきまして、お答えをします。

中期財政見通しにつきましては、議員御質問のとおり毎年度9月にその時点で想定される復旧復興事業を全て実施する場合の財政状況を明らかにするために作成しているものです。今回の中

期財政見通しでは、令和8年度から財源不足が発生し、令和12年度までの間、約31億500万円の財源不足となり、財政調整3基金を繰入れてもなお約2億4,000万円の財源が不足すると見込んでおります。これまで同様、厳しい財政状況が見込まれることに変わりはありませんので、引き続き財源確保対策に取り組み、持続可能な財政運営に努めなければならないと考えております。

この中期財政見通しにつきましては、財政状況を明らかにし、かつ町民の方々にとって分かりやすいものとするため、各年度の収支のバランスをお示しすることが重要だと考えております。その中で、町債を毎年度償還する費目である公債費については、項目を掲げ支出額を示していませんので、収支に直接関係のない町債残高は示していません。加えて申し上げれば、町債残高を償還する際には国からの地方交付税による財政措置や充当可能な特定財源などにより負担軽減が図られており、町債残高を示しても財政状況への影響が分かりにくく誤解を招くおそれもあります。

なお、町債残高につきましては、予算書の中に地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書として毎年度掲載し、公表もしているところです。今後とも、中期財政見通しにつきましては、町民の方々にとって財政収支の状況が分かりやすいものとなるよう心がけて作成してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、復興後の新たなまちづくりに視点を置いて、一定期間の地域財政計画を作成する必要があるについてお答えをします。

中期財政見通しは、作成時点で想定される復旧復興事業を全て実施する場合を想定し策定していますので、当然、新たなまちづくりに関連する事業も含む見通しとなっております。また、子ども医療費や住民生活に欠かせない扶助費、まちづくりの活動支援のための補助費等、行政活動に必要な経費全体も含んでおります。町においては、当然ながらこれを踏まえ中期的な視点で事業の峻別や実施時期の調整を図ったり、有利な財源などを研究、検討した上で予算編成を行っております。

このように、中期財政見通しの作成及びその予算編成への反映が、議員御提案の中期財政計画を作成することと同様の役割と機能を果たしており、加えまして、これまでも毎年の財源不足を解消してきたという実績もありますことから、重ねて中期財政計画を作成することは考えておりません。今後も中期財政見通しを引き続き作成し、本町の財政状況の説明資料として活用してまいります。

最後に一つ目の御質問の3点目、中期的に統制された財政計画が必要になると思うがいかかかにつきましてお答えをします。

中期財政見通しは、前年度の決算値をもとに作成時点で想定される事業を全て実施した場合の財政状況を示したものです。作成時点での見積りになりますので突発的な災害関連事業やまちづくりの状況変化に伴う関連事業等は含まれておらず、これらの事業につきましては毎年度の予算編成作業の中で臨機かつ適切に対処してきたところです。仮に財政計画によって中期的な枠をかけて統制しようとする場合、このような事業の財源が捻出できなくなることも考えられ、予算編成が硬直化するおそれもありますため、議員お尋ねの手法は適当ではないと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、中期財政見通しにつきましては、全職員で共有し中期的な視点で次年度の予算編成に当たっております。また、この中期財政見通しでは、事務事業の見直しや行政改革等の改善努力による削減効果は考慮しておりません。このため、中期財政見通しの作成時には収入不足となっていたものが、その後の収支改善に向けた努力の結果、収支の改善が図られ、これまでの決算において収入不足に陥ったことはなく、町の貯金に当たる基金残高も熊本地震前の38億円から89億円へと51億円増加できております。

このように、予算編成過程や行政改革等による改善に努め、中期財政見通しのように財政調整用3基金が枯渇することがないように、今後も不断の取組が必要だと考えております。いずれにしましても、持続可能な財政運営なくして町の発展、魅力あるまちづくりはできませんので、引き続き財政状況を注視しながら持続的な財政運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今町長から答弁をいただきましたが、まず私が言ったのは、町債残高を載せない理由、そこがはっきり、何ていうんですかね、よく分からないんですよ。町債残高を残して、町はこれだけ今借金があるんだ、だけど、これとこの事業をやらなきゃいかんのだ、そういう形にしていけないといつまでたってもですね。

収支だけというのは、歳入の中に町債ががっばり入ったら収支は絶対プラスになるんですよ、歳出よりも多いから。それでずっとここまで来て、結局、町債、借金が500億円になっている。借金は返さなきゃいかんですよ。さっき言ったように40億円以上の借金を返すとなると大変です。今町の町税が、固定資産税、町民税合わせて40億円弱ですよ。その40億円を借金返済に充てる、こういう形。もちろん国からはいろんな援助があると思いますけれども、そういうことを念頭に置いておくならば、きちっとやっぱりみんなオープンにしてやったほうが私はいいと、歳入及び歳出の収支だけで物事を考えていったらとんでもない方向に動いてしまう、こういうふうに思います。

この答弁を聞いて、熊本地震の際の町の対応を思い出します。当時私は防災アドバイザーとして、災害発生時、町として最も大切なのは、町の災害対策本部が機能することだと随分言い含めて訓練もしました。しかし、実際の熊本地震ではその教訓が生かされず、5日間から1週間はほとんど対策本部の機能はゼロに等しかった、こういうふうに思います。この反省から私は、借金だけは、町債の残高だけはきちんとオープンにしてやってほしいと。

例えば、今回の広報ましきの11月号に決算報告があります。非常に分かりやすいです。けれども、町債残高、町の借金には一言もありません。ですから、みんな何ら町は借金なんか抱えていないという感じでしょうね。そういうふうに思います。

もうあまり時間がないんですが、本気で財政状況を見直すのであれば、中期見通し、各年度の当初予算に予想される町債残高を明示して、年度予算は、町債、その借金の上に成り立っているんだということを示す。そうすれば本当に必要な事業、事業の優先順位をより真剣に考えた、今の我が町に本当にふさわしい予算がつけられる、こういう思いであります。

ぜひ町の債務状況を明らかにすべきだと考えますが、もう一度町長に答弁をお願いします。よ

ろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の二つ目の御質問の2点目の2回目、町債残高についてお答えをしたいと思います。

まず、熊本地震の当初、宮崎議員言われたように大混乱の中で取り組んでおりましたが、最初に考えたのは財政あたりがどうなるのか。東日本の首長さんは全然負担はないよという話をしていたんですが、そうかなと思ったところから始まりました。やはり、財政見直しをつくっとかんとこれは成り立っていかんかなということで、当初はそういったことで町の500億円のうち200億円が町の借金になったということで、こちらについても国土交通省に行ったり国会議員のほうに話をさせていただいて、今142億円とかに特別交付税であったり交付金の措置で下がってきたところですよ。

そこあたりも踏まえて取り組んでいるんですが、能登地方にも5月に行ったんですが、なかなかまだ進んでないと。こちらについても、町会議員の皆さん、それから県職員、国会議員、県会議員のチーム熊本ということで、熊本はやっぱり早かったんだなど。4か月たっても解体がほとんど進んでないということで、こちらのほうも熊本の取組は非常に助かったのかなということを思っております。

そこで、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町債残高については、予算書の中に地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書として毎年度掲載し、公表をしているところです。また、町債残高には、国からの地方交付税による財政措置や充当可能な特定財源などにより負担軽減が図られるため、町債残高を示しても財政状況への影響が分かりにくく誤解を招くおそれもあります。

毎年度、将来的な町の財政状況について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率を公表しており、その比率は22.4%で、早期健全化基準の350%を大きく下回る健全段階となっております。今後とも町の財政状況にしっかり注視していきたい、そして復旧復興、そして新たなまちづくりを着実に実施できるよう、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

（「時間がなくて、すみません」と呼ぶ者あり）

11月の広報紙に実質公債比率を10ということで載せています。これが早期健全化基準は25ということですので、十分対応できているということで考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきました。何回言っても駄目なんですね。でも、議事録にはきちんと残っているでしょうから、5年後、10年後を楽しみにしております。

では最後の質問、もう時間がございませんけれども、最後の質問をさせていただきます。

この質問は、今年4月から安永地区の総代会で決定された事項で、町担当者と何回か会議を行いました。ところが明かす、都市計画道路南北線の工事にも影響することから、区長さんと相談して、一般質問に取り上げさせていただきました。

現在、都市計画道路南北線の新設工事が行われておりますが、資料3を見ていただければ、都市計画南北線に沿う水路の断面が上流部では——この資料を見ていただきます、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、上流部、右側のほうの水路整備済みというところですか。こちらのほうは、底辺大体1メートル40センチの高さが1メートル20センチで水路が大体構成されています。図に書いてあるとおりで、写真もあります。それから左側のほうは水路と農道兼用で、大体道路の下に30センチの四方の土管というんですかね、それが走っていて、それが水路の役割を果たしています。

そういう状況なんですけど、今後、ここに南北道が走りますと、さらにその道路に降った雨、それから道路の両脇に宅地が建ってくると思います。そこら辺りも含めて、水がこの水路に流れてきます。現在でもちょっと強い雨が降ると、写真で示したように水路の下流部の道路が冠水して、道路が道路じゃなくて川になってしまいます。

ですから、この30センチ四方を何とかしてほしいというのが、その下の地権者さんからの要望で出てまいりました。これを町に何回も伝えるんですが、なかなか町は、何かいろいろ事情あるんでしょうけれども、納得されませんので、これについてぜひ下流部の整備をお願いしたいということで質問をいたします。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の三つ目の御質問、都市計画道路南北線沿いの水路整備につきまして、お答えをします。

都市計画道路南北線は、都市計画道路惣領木山線と県による4車線化工事が進む都市計画道路益城中央線を結び本町における都市の骨格をなすとともに、災害に強い道路ネットワークを構築する補助幹線道路として本町が整備を進めているところです。そのような中、安永総代会で議員御質問の水路について、降雨時に水没して道路としての機能が失われることから、都市計画道路南北線の整備に係る共有地の売却に際して水路整備に関する附帯決議があり、今年6月に町に対して要望書が提出されたものと認識をしております。

この施設は、農道と排水路の機能を併せ持つ水路兼用農道いわゆる水兼道路と言われるもので、議員御指摘の30センチメートル四方の水路だけではなく、この部分を含む上流部と同程度の幅員がある道路全体がこの施設となります。水兼道路は、通常は道路として利用しますが、降雨時には排水路となるため、道路幅員の両端に土場や擁壁を設けており、これにより排水路として雨水を流す構造となっております。このため降雨時に排水路としての機能を発揮している場合には道路としての利用を想定していないことについて御理解をいただければと思います。

なお、30センチメートル四方の排水溝につきましては、以前は下水道が整備されていなかったため、環境上の観点から家庭用雑排水を排水路全体ではなく一部に集中して排水するために整備したもので、下水道が整備されている現在は必要のない施設となります。また、御質問の水兼道路の区間とその上流の区間を比較すると、排水路としての幅員にはほぼ差がなく、また、1メートル以上確保されていることなどから、早急な整備が必要である状態ではないと認識をしております。このため、安永地区からの要望書に対しましては、近隣の耕作者の方から農道としての利

用や雨天時の状況をお聞きした上で、土砂撤去や雑草雑木の除去、蓋の再設置、路面補修などの対応を行う旨の回答を行ったところです。

なお、今後、街路整備などにより宅地開発等が予想されますが、一定規模以上の開発につきましては、開発者の負担により適切な排水対策が実施されることとなります。

今後とも、インフラ整備に伴う開発の状況とそれに伴う雨水の集中状況の変化などを引き続き注視し、必要となる内水対策などについて検討してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今町長から答弁がございました。

農道、水路の兼用でつくられている。多分そうだったんでしょうね、最初は。だけれども、ここに道路が走って水量が増すと状況が一変するわけです、下のほうは。ですから、地権者さんが、この状態では自分たちの作業にも支障があるし、もしくはレントハウスの中に水が流れ込むという話の中で反対をされておりますので、その地権者さんたちが了解しない限り共有地を売ることが我々にはできなくなりました。

今日は区長さんも全部おいでになっていきますけれども、そういう話になります。町のほうもいろいろあるんでしょうけれども、うちのほうも、地権者さんがそれを売ることによって、もしくはそこを何もしないことによって自分たちの生活が成り立たないと言われるんだったら何ともしようがないわけで、それは工事が進まない状況になってもやむを得ないなというふうに思います。その点をよく考えてやっていただければありがたいと思います。私の質問は以上です。終わります。

○議長（中川公則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時10分から開始いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番、日本共産党の甲斐康之でございます。12月になって朝夕めっきり寒くなりました。寒さ、乾燥による感染症のインフルエンザが急拡大しています。私も気をつけてこの冬を何とか乗り切ろうと考えています。

最近、大変喜ばしいニュースがありました。昨日のほとんどの新聞の1面を飾っています。それは被団協——日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞し、10日にノルウェーの首都オスロで、被爆者・被爆2世の代表団が参加して授賞式が行われました。

2017年7月、国連で核兵器禁止条約が採択をされ、核兵器は、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、核兵器に悪の烙印を押しています。被団協代表委員の

田中さんが現地で講演を行い、自分自身の被爆体験とともに、「人類が核兵器で自滅することのないように、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう」と呼びかけました。さらに、核による抑止力は存在しないと、核兵器の存在に疑問を呈しています。

世界で唯一の被爆国である日本は、現場投下に見られる核の惨禍を体験しています。日本は核兵器禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが求められています。ここ益城町議会は40年前の1984年、昭和59年9月に非核平和都市宣言を採択しています。地震までは庁舎敷地内に非核平和宣言都市の看板が立てられていましたが、新庁舎となり現在はこの看板は取り外されていますが、この機会に再び掲示されることを望みます。

それでは、今議会の一般質問は、1点目、現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証使用を押しつけることで、どのようなトラブルが発生しているか町は把握しているのか。発生した場合の対応はどのようにしているのか。この問題を解決するには現行の健康保険証を残すべきと考えるが、町の見解を問う。2点目、住宅用火災警報器の交換について購入費用の助成を求める。この2点について行います。

それでは、質問に移らせてもらいます。

現行の健康保険証を廃止しマイナ保険証使用を押しつけることで、どのようなトラブルが発生しているか把握しているか。発生した場合の対応はどのようにしているか。この問題を解決するには、現行の健康保険証を残すべきと考えるが町の見解を問う。これについて質問いたします。

石破首相は、マイナ保険証への一本化に対し、自民党総裁選前の9月に「納得しない人が多ければマイナ保険証と従来の保険証の併用も選択肢として当然だ」と言っていました。今月12月2日から現行の健康保険証の新規発行を停止することを強行いたしました。新規の健康保険証が発行されなくなることで、いろいろ問題が出ているマイナ保険証で大丈夫なのか、安心して医療が続けられてきた保険証が使えなくなるのではないかと、多くの国民が不安を感じていると報じられています。

国のマイナ保険証利用促進集中取組月間でも、国民のマイナ保険証の利用率は9月現在で13.87%、停止が迫る10月現在でも15.67%と僅か1.8%しか増えておりません。相変わらず10%台と低迷をしています。マイナ保険証を推進すべき国家公務員に至っては13.58%の利用率で、国民の全国平均より低くなっています。

マイナ保険証には大きなリスクがあります。マイナンバーのひもづけの誤りは最も深刻な問題です。ひもづける作業には住所情報の照会があり、多数が不一致となることで個人が特定されず、誤登録が避けられないといった構造的な欠陥があります。マイナ保険証が抱える根本的な欠陥に国民の不信が向けられていることから、健康保険証存続を求める世論を意識して政府は「マイナ保険証がなくてもこれまでどおり医療を受けることができる」とPRする一方、医療機関に対しては、診療報酬にマイナ保険証の利用率に応じた加算を行うなど実質的にマイナ保険証ごり押しにつながる取組を続けています。

なぜごり押しと言われるのか。厚労省は、医療機関の診療報酬を決める項目の一つである医療DX推進体制整備加算で、10月からマイナ保険証の利用率が高いほど診療報酬が高くなるように、

利用率が高い順に加算点数を、7から11点、6から10点、4から8点と3区分に設定をしています。加算点数が上がれば上がるほど診療報酬も増えるため、医療機関が患者にマイナ保険証を使わせようとする圧力につながる上、患者自身の窓口負担も増えます。このことは、医療機関や薬局の窓口では、いまだに「マイナ保険証を持ちですか」の声かけなど執拗なマイナ保険証への切替えを勧めるキャンペーンが続いています。

12月2日に報道の中である医院では、システム導入段階で一部補助があるものの450万円、毎年のメンテナンスに50万円ほどかかる、結構負担は重いというふうに語っていました。なぜ、マイナ保険証導入をゴリ押しするのか。あえて言うならば、システム整備を請け負う大企業をもうけさせその業界から企業献金をもらう、やがては患者のカルテの情報までマイナンバーカードとひもづけて医療情報を集積しビッグデータとして大企業の商売に差し出す、究極の目的は、全国民の資産も財産も、免許や資格、特技もマイナンバーと結びつけて国が掌握する、このような意図が見えてきます。

さらにマイナ保険証は5年ごとの更新が必要で、更新するには自治体の窓口に出向く必要があります。更新を忘れれば医療機関にかかっても資格情報は無効になり、無保険状態に陥ります。5年もたてば顔認証での本人確認では、登録時と病気等で顔の様子が変わってくることもあります。今朝の新聞では眼鏡を変えただけで顔認証ができないというようなこともありました。また、高齢になれば暗証番号を忘れてしまうこともあり、この場合認識されないこともあると言われます。マイナ保険証には様々な問題があると思います。

私はこの問題を解決するには、現行の健康保険証を残すべきと考えています。12月2日にある自治体は朝から問合せの電話が鳴りっ放しだったと報じられています。今後、様々なトラブルの発生が予想されます。このようなマイナ保険証によるトラブルの発生について、町はどのように把握し、どのように対応しようとするのか次の4点について伺います。

1点、町民のマイナ保険証の作成割合及びマイナ保険証の使用割合は直近でどのようになっていますか。

2点、医療機関でのマイナ保険証によるトラブルや不具合があることが問題になっています。その情報は把握をしていますか。マイナ保険証利用を押しつけていませんか。

3点、現行の健康保険証は引き続き有効期限が切れるまで使用できる、期限が切れた後は保険者から、これは自治体ですね、から資格証明書が交付されることを窓口や広報紙で説明をしていますか。

4点、11月現在、38都道府県222議会が現行の健康保険証の存続を求める請願採択を行い、請願署名も145万筆に上っている。こういった自治体の動きについて町はどのように考えていますか。

以上4点について質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、町民のマイナ保険証の作成率につきましてお答えをします。

健康保険には社会保険等複数ありますが、町民のマイナ保険証の作成率について町で把握しておりますのは、国民健康保険と後期高齢者医療保険加入の方となります。それぞれのマイナ保険証作成率につきましては、令和6年9月時点で国民健康保険が登録者3,995人、作成率約63%、後期高齢者医療保険が登録者3,249人、作成率約59%となっております。また、使用割合につきましては、同じく令和6年9月時点で国民健康保険が約20%、後期高齢者医療保険が約13%となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、医療機関でのマイナ保険証によるトラブルや不具合の情報は把握しているか、マイナ保険証利用を押しつけていないかにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、全国で発生していますマイナ保険証、オンライン資格確認に関するトラブルについての情報は把握しておりますが、本町においてマイナ保険証に関する町内医療機関でのトラブルや苦情等についての報告は受けておりません。なお、今月2日からの保険証の新規発行の停止を受けて、マイナ保険証の利用増加に伴いまして、万が一トラブルが発生した場合は、厚生労働省、熊本県などが発出しています対応マニュアル等に沿って町民の方の不利益にならないように対応してまいります。

また、マイナ保険証の利用促進につきましては、これまで国や熊本県と一緒にテレビコマーシャル、ポスター、新聞掲載等による周知、広報等を行ってきたところですが、町が町民の方に利用を押しつけているようなことはないと認識しております。

次に、一つ目の御質問の3点目、現行の健康保険証は引き続き有効期限が切れるまで使用できること、期限が切れた後は保険者から資格確認書が交付されることを窓口や広報紙で説明しているかにつきましてお答えをします。

現行の健康保険証は、議員御説明のとおり有効期限が切れるまで御使用いただけます。本町の国民健康保険証、後期高齢者医療保険証につきましては、通常は令和7年7月31日までは現行の保険証を使用することができますが、その後はマイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書を使用していただくこととなります。資格確認書は、現行の健康保険証の有効期限が切れる前に対象者の方に送付をいたします。また、その周知方法につきましては、昨日の一般質問でも答弁いたしました。これまで現行の健康保険証更新時にリーフレットを同封し、町ホームページ、広報紙等でも広く周知を行っているところです。

最後に、一つ目の御質問の4点目、現行の健康保険証の存続を求める請願採択などの自治体の動きについて、町はどのように考えているかについてお答えをします。

議員より御説明がありました現行の健康保険証の存続を求める請願・意見書等について、全国の多くの自治体で採択されていることは承知しております。本町ではこれまで請願・意見書等は提出されたことはありませんが、現行の健康保険証をなくしてほしくないとの御意見があることは十分周知を承知しているところです。町としましては、国の施策であることから、町民の方が安心してマイナ保険証を使用していただけるように努めていくことが責務と考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） ただいま町長の答弁では、益城町でのマイナ保険証の作成割合は国民健康保険の方で3,995人いらっしゃって作成率は63%、後期高齢者保険では3,249人で作成率59%のようで、約6割の方がマイナ保険証を持っている。しかし、マイナ保険証の医療機関での使用割合は、国保の方が20%、後期高齢者は13%と低くなっている、このような答弁だったと思います。

12月2日以降は使用される方が増加傾向にあるのではと思われます。しかし、マイナ保険証の使用についてのトラブルや不具合については町内医療機関からは報告は受けていない。マイナ保険証の使用が増加することでトラブルが発生した場合でも、対応マニュアル等に沿って町民の方が不利益にならないように対応していく。利用促進は、国や県と一緒に周知、広報を行ってきたが、利用を押しつけることはしていないと。現行の健康保険証は有効期限までは使用することができる。マイナ保険証を持っていない方は資格確認書が有効期限前に送付される。周知方法は、更新時にリーフレットを同封、ホームページ、広報等で広く周知をしている、このようなことでした。現行の健康保険証の存続を求める請願・意見書等については、全国多くの自治体で採択されていることは承知している。しかし、町としては、国の施策でありマイナ保険証を使用させていただくよう努めることが責務と考えている、このような答弁だったと思います。

私が思うには、やはり現行の健康保険証を廃止せず併用して継続をすれば、今のような問題は起きていないと思います。マイナ保険証にはひもづけなどに誤登録があるなど構造的欠陥があり、従来の健康保険証が使用できること、有効期限前には保険者から資格確認書が送られてくることから手続は不要です。マイナ保険証は5年ごとに更新手続が必要で、本人が自治体の窓口に出向き手続するのが原則であります。高齢者の方は手続ができずに更新を忘れて無保険者になることも考えられます。

町は保険者として、マイナ保険証の押しつけはしていない。仮にトラブルがあった際にもマニュアルに沿った対応を行っていくとの答弁がありました。今後も町民の方に周知徹底されることを望んで、この質問を終わります。

次に、2番目の質問に移ります。住宅用火災警報器の交換について、購入費用の助成を求めるについて質問いたします。

住宅用火災警報器とは、住宅内に設置し、発災時に熱を感知する、煙を感知する、炎を感知するなどの3種類を感知する警報器があると言われます。住宅用火災警報器は、2004年に消防法の改正が行われ、一戸建てを含めた全ての住宅に火災警報器を設置することが義務となりました。まず、2006年6月に新築住宅への設置が義務化され、2011年6月までには全国全ての既往住宅が対象になっています。義務化された背景には、逃げ遅れによる死者数の多さが一つの要因として挙げられています。消防庁の消防白書によれば、逃げ遅れによる死亡者は火災による死者数の約半数に上っているという報告があります。最近では連日のように住宅火災により亡くなられた方の報道がなされています。

ここ益城町では既存の住宅向けに無償で火災警報器が配布されました。この火災警報器の交換の目安は10年と言われております。現在は配布から10年以上経過しています。町民の方から、警報器が「電池切れです」と鳴ったので今取り外しています、交換しようと思い電気店に行ったら

1台4,000円以上する、町では再度配布する計画はないのだろうかとの問合せがありましたので、今回取り上げた次第であります。

ある電気店とDIY店に行ってみました。無償配布を受けた警報器は既に旧型となっております。新型の警報器は約4,000円以上の値札がついていました。旧型の警報器を売っている店もありましたが、それでも3,000円以上の価格がついていました。

消防庁の報告では、火災による死者の多くは住宅火災により発生しているようです。住宅用火災警報器の設置率は年々上昇をしているようです。昨年6月時点で全国の設置率は84.3%、設置が義務づけられている住宅の部分全てに設置されている世帯の割合を条例適合率というようですが、これは67.2%となっているようであります。

この条例適合率とは、例えば2階建ての住宅で寝室が1階と2階にある場合は、1階の寝室と2階の寝室に至る階段上部に設置する必要があるとされています。ほとんどの住宅は2階建てが多く、子ども部屋などが2階になっている住宅が多いのではないのでしょうか。その場合は最低2個を設置すべきところ、1階に1個のみしか設置していないケースが多いのではないかと、そのことで条例適合率が低いというふうに思います。

ちなみに消防白書では、住宅火災警報器の設置後の住宅火災100件当たりの死者数は設置前の6.6人から1.9人に減少したとの報告がありました。このように警報器を設置することで、死者数がおよそ3分の1まで抑えられることが分かったと言われています。

益城町は2016年に熊本地震によって、全壊家屋が3,488戸、大規模崩壊が991戸など、多くの住宅が崩壊しました。既に熊本地震から8年経過しております。崩壊した家屋を新築しておられる方も多いと思います。新築した家屋では住宅用火災警報器が義務づけられていますので、条例に適した警報器を設置しておられると思います。地震の被害が少なかった既往住宅では、既に設置後10年以上が経過しています。交換時期が来ても、複数の交換費用を考えて交換せずそのまま設置されているお宅もあるのではと危惧しているところでもあります。条例では複数設置が義務づけられていることから負担が重いのではないかと。

地震後の新築住宅もそろそろ10年目の交換時期が到来すると思います。住宅火災による死者が、警報器を設置することで被害を最小限にとどめることができる効果が認められていることから、住宅用火災警報器の設置促進のため、負担軽減となる設置費用に対する助成制度を設けてはどうかと考えます。

県内では水上村が2020年から、購入費用の50%、上限2,000円、1人2個までの助成を申請方式で行っているようであります。益城町でも住宅用火災警報器を交換設置しなければならない住宅が増加してまいります。ぜひこの助成制度を設けることを求めたいと思います。以上、質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問、住宅用火災警報器の交換について購入費用の助成助成を求めるにつきましてお答えをします。

住宅用火災補警報器につきましては議員御承知のとおり、消防法の改正により平成18年6月に

新築住宅への設置が義務化され、既存の住宅につきましても平成23年6月から設置が義務化されております。このような状況を踏まえ、本町では平成21年に、国の緊急地域安全対策事業、地域活性化・生活対策交付金を財源としまして、町内の全住戸に住宅用火災警報器の無償配布を行いました。

議員御提案の購入費用の助成につきましては、既に御自身で設置されている方との公平性の観点、また、助成に係る財源の確保などを踏まえながら検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 住宅用火災警報器の交換については、消防法により設置が義務化されたことから、国の緊急地域安全対策事業の地域活性化・生活対策交付金を活用して、全住宅に無償配布したとのこととあります。既に火災警報器の交換の目安、10年が経過をしています。既に自費で交換された方や新築により取り付けた方も多くおられると思いますが、設置から再び交換時期がここ数年で到来することから数個の設置が必要なこともあり、助成があれば助かる方も多くおられると思います。町としても助成について検討したいとのことですので、ぜひ助成に踏み出すことを求めて、この質問を終わります。以上で私の質問を終わります。

○議長（中川公則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1番坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番、坂井金次郎でございます。お昼後で眠いのですが、立ち寝をしないように頑張らせていただきます。私の質問は三つございます。

一つ目の質問が工事の検査と監査についてです。これは、工事完成品質の向上及び職員の技術向上、併せて対外的な透明性等を求めるために質問するものです。

二つ目が、木山仮設団地跡の開発についてです。これは2024年9月、前回の議会の終わりに資料をいただきました。その資料の中で疑問を感じた点について質問するものです。

三つ目は、文書の保存期間についてでございます。

では、質問席に移らせていただきます。

では、一つ目の質問でございます。一つ目の質問は工事の検査と監査についてです。

益城町においては、地震からの復旧復興工事も山場を過ぎ、建設工事も減少しつつあるのではないかと思います。社会の急激な変化に応じた様々な工事や公共施設の維持管理、ライフサイクルコスト低減のための長寿命化工事など、技術的専門性はさらに重要になるものと考えます。

以下の質問はこの視点によるものです。

まず、工事検査からです。工事検査には、会計法に基づく給付完了の確認と、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく技術検査があります。国土交通省「公共工事の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引（平成22年度版）」では、技術検査目的を適正かつ能率的な施工の確保、技術水準の向上とし、技術検査を行う者は技術検査適任者から選ぶとしています。

益城町工事検査規程では、検査員として専門家の外部への委嘱を除き六つの課の長を指定していますが、益城町においても工事完了水準の向上と技術系職員の育成が重要であると思い、工事検査について次の質問をいたします。

1点目、技術検査を適正に行うための研修などは行っているのか。また、各課長は、工事設計施工を十分経験しており研修などの必要性はないと判断されるのか。

2点目、工事担当者の課の長が検査員となるのか、別の課の長が検査員となるのかです。なお、2点目の質問は、工事担当課以外の検査員が検査することによる客観性の確保並びに客観的評価を工事設計担当者へ還元することが職員の資質向上に資すると考えたものです。

次に、工事監査でございます。工事監査は、公共工事の法規性、経済性、効率性、有効性を監査・評価するものですが、このためには業務の技術的側面の妥当性を検証する必要があると考えております。この技術的側面の妥当性の検証結果を、工事設計担当者、さらには町役場の共有により技術系職員全体の資質向上が図られるものと思います。また、これは工事完了水準の向上にもつながるものでございます。これについて町の考えを伺いたく質問いたします。

なお、3点目の質問につきましては、質問要旨説明の2、町の工事監査は財務監査が主であるとお聞きしましたので質問を取り下げ、4点目の質問をいたします。町の考えとして、今後、外部組織への技術調査委託業務などの必要性を感じないかを伺います。

以上三つの質問について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目、検査員の研修などは行っているのかにつきましてお答えをします。

検査員である各課長に限らず、役場の課長は行政におきまして担当する業務組織の長であり責任者です。このため、町民の負託に応じて適切に業務を行うには、その職責に見合う知識と経験が必要で、そのような観点などから私は各課長を任命しているところです。

議員御質問の検査員である各課長は工事設計施工に関する知識と経験を有しており適切に検査を行っているところで、現時点で検査に関する研修の必要性はないと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、工事担当者の課の課長が検査員となるのか、別の課の長が検査員となるのかにつきましてお答えをします。

本町発注の公共工事の検査につきましては特に規定はありませんが、原則として工事を担当している課の課長が検査員となり検査を実施しております。

次に、一つ目の御質問の4点目、外部組織への技術調査業務委託などの必要性はないのかについてお答えをします。

まず、工事監査につきましては監査委員の所管となりますので、私からの回答は差し控えさせ

ていただきます。工事検査につきましては、工事設計施工に関する知識と経験を有した各課長が適切に検査を行っており、外部委託の必要性はないと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

様々な社会変化の中であって、他の分野と同じく技術力の必要性は高まると考えています。国を含めて財政が逼迫する中、また、人口は減少、二つ目の質問で御回答いただいておりますけれども、益城町の見通しでは人口は増加する見込みとありますが、人口の偏りは避けられないと考えています。

人口は減少する中、インフラの整備には、職員の技術力、技術昇華力を向上させる必要があると思います。また、税金による公共工事であり、限られた費用の中で高い品質を求めなければなりません。当然のことながら工事施工においても、各段階での透明性、客観性、合理性などが重要だと考えています。

まず、1点目の御回答に対して、2回目の質問です。インターネット上で工事検査基準を調べますと、国土交通省の地方整備局土木工事検査基準（案）があり別表1から別表2までいろいろ書いてあるんですけれども、これは長くなるので少し省略させていただきます。別表1、別表2の中に様々な検査内容、検査密度等が書いてあります。

熊本県土木の分についても、工事検査基準そのものは見つけられなかったのですが、熊本県土木部所管検査規程取扱要綱は検査に関する諸通達、工事検査基準等に言及してあります。また、熊本県の農業土木工事検査基準では、やはりいろいろな工種、検査内容、規格値があり、規格値には具体的数字が書かれています。熊本市にも土木工事検査基準などがあります。

工事の成績評定についても、国土交通省の先ほど申しました「公共工事の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引」には審査項目別運用表があり、評価対象項目、判断基準と細かく記述してあります。

以上、長々と例を述べましたが、これらは全て工事品質の確保とともに、検査過程の透明性や客観性、検査結果の一義性を確保するためと考えております。

各課長の知識と経験により工事検査は適切に行われているとの回答をされました。これは、工事に対する文書化された標準的内部検査基準を持ち、各課長はこれに精通しており、品質確保、透明性、客観性、一義性を確保しているということでありましょうか。または、標準的内部検査基準はないが各課長の知識と検査により工事検査は適切に行われているかというのが、1点目の2回目の質問です。

次に、4点目についての2回目でございます。

おっしゃるように、知識と経験を有した各課長が適切に検査を行われていると思います。しかしながら公共工事であり、技術的観点からのみならず、対外的な透明性、客観性、合理性の確保には第三者的視点の導入が不可欠であります。また、技術者への、これは監査なので検査とは直接の関係はございませんが、その監査員のほうに提出されています工事調査報告書を作成委託し

ている他自治体を見ますと、有益な指導、意見、要望が出ているように見受けられます。

町長が、職責に見合う知識と経験を十分に考えて各課長を任命されていることは納得するところではありますが、そのことは職員の資質向上のための教育を否定するものでなく、変化する社会や様々な事例に対応するためには、第三者的視点からの意見や研修が必要であると考えます。

4回目2点目の質問ですが、4の2回目、対外的な透明性、客観性、合理性の確保には第三者的視点の導入が必要であり、そのことが職員のさらなる資質向上に役立つと考えますが、町はどのように考えておりますか。以上、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目の2回目、工事に対する文書化された標準的内部検査基準を持ち、各課長はこれに精通しており、品質確保、透明性などを確保しているということか、または標準的内部検査基準はないが、各課長の知識と経験により工事検査は適切に行われているとのことかにつきましてお答えをします。

現在、本町には明文化された標準的内部検査基準はございません。なお、工事検査は熊本県が制定している熊本県土木工事成績評定実施要領等を参考に、検査員である各課長がその知識と経験により適切に行っており、このことで検査に対する透明性、客観性などを確保できていると考えております。

次に、一つ目の御質問の4点目の2回目、第三者的視点の導入についてお答えをします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、工事設計施工に関する知識と経験を有した各課長が適切に検査を行っており、外部委託の必要性はないと考えております。また、職員の資質向上につきましては、引き続き様々な研修等への参加を促し、職員のさらなる資質向上に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。3回目の質問を考えておったのですが、今の御回答は、今のままで十分であるという回答だったろうと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は木山仮設団地跡の開発についてであります。

先ほど申しましたように、8月議会後に「木山仮設団地跡地等における住宅地、公園、生活便利施設の一体的な開発」とされた資料をいただきました。かなりの規模の開発であり、それなりの費用も予想されますので、町民の一人としてこれは聞いておきたいと思う事柄について若干の質問をいたします。構想途中だということは承知しておりますので、分かる範囲で結構でございます。

まず1点目は、木山エリアデザイン室の構成についてです。17億円を今議会に上げられております。益城町における次の一手であり大事な事業でありますので、どのような体制、人員で行われているのか、気になるところです。

1点目の質問は、総務課木山エリアデザイン室のメンバーは誰がやっているのか。土地開発の専門家、人口見通しの専門家が入っておられるのでしょうかが1点目の質問です。

2点目の質問は、整備予定の公園についてです。開発構想の根拠として、公園面積が不足とあります。益城町は市街化区域が東西に延び、熊本市側を除いて田園地帯であることを考慮する必要があるのではないのでしょうか。少し行けば緑が広がっております。市街化区域の公園面積をそのまま当てはめてよいのでしょうか。子どもとボール遊びをする、ベンチで世間話をするための歩いて行ける公園としての小規模公園であれば十分理解できますが、開発構想にありますある程度の規模を持つ公園であれば、利用者として対象とする地域は広範囲にわたり、潮井公園、木山城址公園、総合運動公園などと競合します。また、町道を挟んで対面にある複合施設はかなりの規模を持ち、防災公園、広い駐車場など、イベントスペースとしても利用可能ではないのでしょうか。

そこで2点目の質問です。このような中であって、ある程度の規模を持つ公園の必要性は何か2点目の質問です。

3点目の質問は、生活利便施設についてであります。

生活利便施設として消費の場を考えておられる場合、気になりますのは利便性向上と経済循環は別だと思われることです。経済循環と申しましたのは、この構想の経済循環ですね、益城町の経済循環に幾らぐらい入って、幾らぐらい循環して、幾らぐらい出るのというのは書いてあります。そのために経済循環という言葉を使っています。

今言いましたように、利便性向上と経済循環は別だと思われることです。消費が、賃金、資本所得、地域内生産物の需要増加として地域へ還流しなければ、固定資産税は別としまして経済効果はないと考えます。地域内顧客の奪い合いとして既存小売店への悪影響すらあり得るのではないかと考えています。

そこで3点目の質問として、町としてはどのような生活利便施設を考えておられるのかであります。これが3点目の質問でございます。

4点目の質問は、益城町の将来推計人口についてです。

令和6年、2024年の今年の10月1日、熊本県の推計人口は169万6,145人、11月1日時点が169万5,745人です。熊本県人口ビジョン、令和3年3月改定の熊本県将来展望では、2045年に152万1,000人まで17万5,000人程度減少する見込みです。また、生産年齢人口は15歳から64歳までで、住居を定める年齢層はこの中にあるのではないかと思います。生産年齢人口は2025年90万5,000人、2045年度は77万1,000人で、13万4,000人程度減少すると見込まれています。

なお、熊本県人口ビジョンの中に書いてありますことは、県の施策がうまくいった場合にこのような人口まで減ると。国の研究所の社人研ですね、あそこの予想では2045年の熊本県人口の予想は140万2,000人でございます。2019年の益城町の転入超過数は195人です。そのうち県内が159人であり、県内からの転入が主であります。県内の生産年齢人口が減少する中、県内からの転入超過は続くのでしょうか。

4番目の質問ですが、いただいた資料にある今後の人口推移に関する見通しのよう、2030年に3万6,000人を超えて、そのまま増え続けるとする木山エリアデザイン推進室の独自分析の根拠は何か、これが4点目の質問です。

以上の4点についてよろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、総務課木山エリアデザイン推進室のメンバーにつきまして、お答えをします。

当開発は本町にとりまして大変重要な事業であり、役場、庁内一丸となって取り組む必要があると認識をしているところです。そのため、組織体制の充実が不可欠と判断し、8月1日付で総務課兼務とする木山エリアデザイン推進室を立ち上げ、従前の3名体制から開発に係る職員を10名体制へと強化を図っております。

内訳としましては、町の重要課題に対する施策推進や庁内調整を担う町長公室の3名をはじめ、各施策の企画立案や土地開発公社を所管する企画財政課から1名、農振除外や農地転用許可事務を所管する産業振興課から2名、開発に関する業務を所管する都市計画課から2名、用地取得業務を担う復興整備課から2名となっております。

加えまして、町長の補佐役として重要政策全般をマネジメントする立場である政策審議監が、県をはじめとする関係機関との調整や各種復興事業とのすり合わせを行い、土木行政や開発事業に精通する土木審議監が、技術的事項について助言及び指導を行う体制を整えております。また、木山エリアデザイン推進室以外の職員に対しましても、当開発に一丸となって臨むよう指示を出しており、関係部署間での情報共有体制を整えるなど推進体制の構築に取り組んでおります。

なお、議員御質問の土地開発の専門家及び人口見通しの専門家など職員だけではカバーが難しい領域につきましては、外部のコンサルタント会社の知見を得ながら詳細に調査分析等を進めているところです。

次に、二つ目の御質問の2点目、ある程度の規模を持つ公園の必要性につきまして、お答えをします。

公園は、日々の生活における周辺住民の憩いの場、コミュニティ形成、醸成の場となりますとともに、有事の際には避難地となるなど、重要な機能を有する都市施設の一つです。そのため、利用者である町民のニーズを踏まえた適正な配置と整備を進めているところです。

議員御指摘のとおり本町には、潮井自然公園、木山城址公園、総合運動公園など既に様々な公園を有しております。一方で、過去の町民アンケート調査などでは、公園の充実を訴える御意見が多数寄せられていることも事実です。例えば、子どもたちが外で遊べるスペースが少な過ぎる、ボール遊びができるような広い公園が欲しい、小さい子どもから大きな子どもまでみんなが遊べて一日時間をつぶせる公園が欲しいといった意見が見受けられます。町民の皆様からの御意見を丁寧に読み解くと、単に公園面積を増やしてほしいという意見だけではなく、家族や友人など身近な人と充実した時間を過ごせる居場所を求めていることがうかがえます。

併せまして、近年、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、町民の皆様が公園に求める機能も、子どもの遊び場だけではなくて、家族で余暇を過ごす場、地域コミュニティの場、多世代交流の場、自然と触れ合う場など多様化しているように感じているところです。例えば、公園と商業施設が一体的に整備された空間で、広場で親子で遊ぶといったこと以外にも買物を楽

しんだりレストランやカフェで食事をしたりという、様々な活動を同じ空間でできる利便性の高い場所が求められているように感じます。

このようなニーズの変化に対しまして、既存の公園だけで対応するのは限界がありますことから、民間のノウハウを活用しながら公園と生活利便施設が一体となった質の高い空間を創出できますよう、検討を進めてまいります。

次に、二つ目の御質問の3点目、どのような生活利便施設を考えているのかにつきまして、お答えをします。

今回の開発のポイントは、行政と民間が従来はそれぞれで開発をしていた住宅地、公園、生活利便施設を同じ空間の中に一体的にデザインすることで、利便性や快適性が高く、町民の皆様喜んで過ごしてもらえる場所をつくることにあります。

本町の課題は、熊本市のベッドタウンとして発展する一方、商業施設や余暇を過ごせる場所などが少なく、消費活動は町外で行う傾向が強いことです。魅力ある公園や生活利便施設を増やすことで、町民の皆様が町内で消費活動を行うようになれば、現既存店舗も含めた活性化につながり、地域内の経済循環に寄与するものと考えております。

なお、議員御指摘のとおり、地域経済循環を改善するには地域内に資金が還流する仕組みを整えなければなりません。そのためには、例えば地元資本の事業者による生活利便施設を誘致するなどの工夫も必要かと考えております。

また、議員から御指摘のありました既存の店舗との顧客の奪い合いがないよう、どのような生活利便施設を配置するかにつきましては、既存の店舗とのバランスも考慮しながら慎重に検討する必要があります。

一方で、木山地区の人口が年々減少する中、現在のままでは、既存店舗の経営も徐々に厳しくなるのではないかと考えております。住宅地を整備して生産年齢人口の定住を念頭に置く当開発は、木山地区などの商圈人口の増加につながり、公園や生活利便施設は地域全体の集客力向上につながりますので、そのような観点から既存の店舗への相乗効果が図られるよう検討してまいりたいと考えております。

最後に、二つ目の御質問の4点目、町独自で分析している人口推移の根拠についてお答えをします。

当開発の企画立案に当たりましては、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が5年に一度発表しています地域別将来人口推計をベースに、熊本県内の生産年齢人口の減少要因も加味しながら、将来の人口見通しの試算に取り組んだところです。社人研の推計値は推計時点の現状趨勢をそのまま将来に反映したもので、定住促進策や子育て支援策などの施策効果は考慮されていません。そのため、復興を進める本町の場合、近年は社人研の推計値を上回る社会増が続いております。今後もこの趨勢を保つための努力が重要であり、適時適切に必要な施策を展開すべきと考えております。

なお、現在、人口ビジョンの改定に取り組んでおり、より詳細な分析を行った上で、今後目指すべき人口の将来展望をお示ししたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 町長の答弁ありがとうございます。

単純に人口の将来を見ているのではなく、町の施策によって増やすということだったろうと考えております。

それでは、三つ目の質問に移らせていただきます。三つ目の質問は文書の保存期間についてであります。

益城町文書規程第38条には、保存期間が満了した保存文書については、総務課長は、関係課に合議の上、廃棄するものとするがあります。憩の家の存続問題で、これは平成24年だと思いますが、公の施設あり方検討委員会の、その平成24年の答申に言及がありました。このため、文書開示請求により当時の答申を請求いたしました。文書保存期間を過ぎていたため、福祉課でコピーされて保存された結論の2ページだけが開示されました。

そこで質問いたします。保存期間終了後、廃棄前に文書の必要性を再度検討しないのかであります。御回答よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番坂井議員の三つ目の質問、保存期間終了後、廃棄前に文書の必要性を再度検討しないのかにつきまして、お答えをします。

本町では益城町文書規程第32条第1項の規定によりまして文書の保存年度を定めており、一番短いものが1年、一番長いもので30年保存としております。原則としまして、益城町文書規程第38条の規定により保存期限が満了したものについては、文書主管課と合議の上、総務課長が文書を廃棄するものとなっております。また、益城町文書管理規程第32条第3項の規定により、文書主管課長が完結文書の延長が必要と判断した場合は、総務課長と協議の上、保存期限を変更することができるものとしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

その決めるのが、実を言いますと文書主管課の課長か総務課長かよく分からないのですが、基本的にちゃんと見ておられるという回答であったらと思います。ただ、前回申しましたように、例えば憩の家というのは今現状、廃止、存続とかいろいろやっておりますが、その中で、前回の公の施設のあり方委員会の答申に何回も触れられているわけですね。それに要した議論は、答申でございますから、いろんな意見があるものをまとめ、切り捨て、そのうちで重要と思われたものに対して意見を付け加えるという形になっております。

住民の権利関係に大きな変動を及ぼすものについては、慎重な検討を要するのではないかと、特にその文書が影響を及ぼすだろうというものについては、できる限り文書の保存を考えていただきたいと思っております。

一昨日の憩の家の設計をお願いする五百何十万円と出ておりました。その折に、同僚議員のほうから、設計文書にはそんなに要らないんじゃないか、憩の家設計書を見ればそこまで要らないのではないかとということが出ておったように思います。

権利関係に関する討論の記録であれ、何ですか、建物の設計に関する記録であれ、これから将来残る、残して価値があるものについては、精査をしていただきたいと思います。

以上私の質問でございました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。ちょっとスクランブル発進ですけれども、いつも私の話は前置きが長いと言われますが、これが私のスタイルですので御容赦願いたい。

さて、今、世界では二つの大きな戦争が終息しないまま長期化しています。人道無視のやり方が非難を浴びているが、いつ終わるのだろうか。国連で、アメリカ、中国、ロシア、イギリス、フランスの5か国のうち、過大な影響力のある三大国の常任理事国が拒否権を持っているのだから、どうしようもありません。

また、国内においてはさきの衆院選において、自民党が歴史的な敗北に追い込まれました。さらに兵庫県知事解散選挙において、想定外のネット情報の影響が勝敗の決め手となったと言われておりますが、しかし、今日その取扱い方法が公職選挙法に抵触しないか取りざたされている状況です。顔も見ずSNSで誇張拡散された情報で投票されるなら、候補者はたまったものじゃない。今後の選挙活動に大きな変革をもたらすであろうと言われております。

さらに、本町においては、TSMCの影響が様々な問題に大きく関わっております。朝夕の道路の停滞、優良農地の買収問題等、本町の開発行為に対しても地価の上昇が徐々に影響を及ぼしています。県道高森線の完了を間近に控え、木山地区復興区画整理事業の進捗とともに、町民の関心は町長はどこに大型商業施設をつくってくれるのだろうか。高齢者にとって一番の関心は、医者と買物に安心していけることです。町長に課せられた町民の思いをしっかりと町政に反映させていただきたい。

さて、今回の一般質問は4項目を用意させていただきました。一つ目は益城町の地下水の安全確保について、二つ目は認知症対策について、三つ目は困窮世帯の小中学生、高校、大学生の現状について、四つ目は特別職と議員報酬引上げについて、以上4項目について質問させていただきます。町長、非常に答弁しづらい項目もありますが、しっかりと腹をくくってよろしく願いいたします。

まだ本日の傍聴席には、いつも毎回一生懸命傍聴されている方のお顔を見られまして、安心いたしました。いつもありがとうございます。また、モニター傍聴の皆さんにおかれましては、日頃から町議会に対する関心と御理解をいただきありがとうございます。本議会最後の質問ですので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、まず一つ目の質問に入ります。益城町の地下水の安全確保について質問いたします。この問題は、非常に行政的に分野が多岐にわたり、答弁に困られるところが出てくると思います

が、何分我々町民の人体に影響があるかもしれない問題であるので、町長、真摯に答えていただきたい。

先日、熊本県は、東海大阿蘇臨空キャンパス内の浅井戸から、国の基準値を上回る有機フッ素化合物が検出されたと発表しました。キャンパスでは井戸水を水源とする専用水道が整備されており、主に畜舎や農場で使っていたとされます。また、食堂は益城町の上水道を使用しているから安心だと言っています。県は飲用しても直ちに健康に悪影響が出る数値ではないとしています。

P F A Sは全国各地の浄水場や河川で検出されており、国は全国で水道水の調査に着手、県内では339の専用水道の設置者や水道事業者などが調査対象となっていると報道されております。本町においては、本年3月議会において私の地下水汚染の問題に対して、水質管理目標値以下であり何ら問題ないと答弁されているが、令和6年度水質検査結果によれば、有機フッ素化合物は、国が定める水質管理目標値を、本町の水源地17本は全て基準値以下のものであるが、ただ、今回検出された東海大学の浅井戸で検出された有機フッ素化合物との関連が疑われます、高遊原地区の駄貫原や北池久保水源地、二つの井戸の水源地も検査結果はオーケーでありました。しかし、この二つの井戸との関連づけは県レベルでないと行われたいと思われたい。

そこで、本町としては、1点目、令和6年度水質検査計画では、有機フッ素化合物について水源地17か所での原水検査が年1回計画されているが、7年度以降も毎年検査を行い、検査結果を公表していくのか。

2点目、同一汚染源であれば広範囲にわたって汚染されている可能性がある。私設井戸について、検査への補助の考えはあるのか。ちなみに嘉島町は検査の補助をしているようであります。嘉島町においては一部簡易水道で、ほとんどの家庭、施設が井戸水に頼っているという現状があります。また、嘉島町は地下水が豊富なため、水道事業が進まなかったと聞いております。

3点目、地下水保全の問題は、T S M Cの関連で地下水の保護が俄然注目され、熊本地下水財団に、地下水環境の調査、水質保全対策、地下水涵養等が実施されていると思うが、財団の事業計画書の地下水水質保全対策事業に有機フッ素化合物対策を加えることはできないか。熊本地下水財団には理事として副町長も参加されております。この問題を喫緊の課題として答申していただきたい。

以上3点、現在の状況、あるいは対応について伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番議員の一つ目の御質問、益城町の地下水の安全確保の現在の状況あるいは対応につきまして、お答えをします。

議員御指摘のとおり、今年8月23日に東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸から発がん性が懸念される有機フッ素化合物の一つであるP F O S及びP F O Aが検出され、国の暫定目標値50ナノグラム・パー・リットルを超える82ナノグラム・パー・リットルであったと熊本県が公表されました。

その後、熊本県は、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸から半径500メートルの範囲にある井戸及び該当キャンパスの排水の放流先の河川である木山川の水質調査を実施され、全

ての地点において指定目標値を超えていなかった旨の調査結果が公表されております。なお、国の暫定目標値を超えていた東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸につきましても、今回の再度の調査では15ナノグラム・パー・リットルと、国の暫定目標値を下回っていたとのことです。

また、本町の上水道につきましては、町内における水道水の安全性を確認するため、本年度有機フッ素化合物の水質検査を行い、全ての地点において国の暫定目標値未満という検査結果でした。なお、この結果につきましては町ホームページに公表をしております。

令和7年度以降も毎年検査を行い、県検査結果を公表していくのかにつきましては、町としましては、今後とも毎年度水道水の水質検査を実施しますとともに、検査結果を町ホームページ等で住民の皆様に公表し、安心して安全なおいしい水の提供に努めてまいります。

次に、私設井戸についての補助の考えはあるのかにつきまして、お答えをします。

私設の井戸設置者に対する水質検査費の補助につきましては、お隣の嘉島町では、検査費の2分の1、上限2,000円を補助していると伺っております。本町においては、私設井戸に対する検査費の補助は現在のところは考えておりませんが、他自治体の動向も注視してまいります。

最後に、熊本地下水財団の地下水水質保全対策事業に有機フッ素化合物対策を加えることはできないかにつきましては、熊本地下水財団が担当を実施している水質保全対策事業は硝酸性窒素等汚染物質に係る削減対策が主であり、有機フッ素化合物対策について、その原因究明を含め抜本的かつ有効な削減対策が確立しているわけではありません。

こうした状況の中で対策の実施を求めていくことはなかなか難しいのではないかと考えます。現時点では、地下水の調査、公表しか打つ手がないというのが実情です。しかしながら、地下水を守ることは本町だけの問題ではなく、熊本都市圏における重要かつ喫緊の課題だと認識しておりますので、国や県、熊本地下水財団等と連携しますとともに、他自治体の動きや意見などを踏まえながら引き続きしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 答弁ありがとうございました。町独自でできることとできないことがあります。

まず、1点目についてですが、各年検査とし、必ずホームページ等で公表し、また、どこかに異常が出た場合には、水道水に限らず必ず速やかに公表していただきたい。国も1万2,000か所の水道水について、PFASの検出状況の調査を始めたと聞いております。

2点目については、嘉島町や、先日も熊本市が、私設井戸の対象者に対して希望者があれば検査補助すると報道しておりました。本町においても同等の検査補助を実施していくよう検討していただきたい。これは同じ私設井戸でもあくまでも飲用に用いている場合に限ると思います。町民の不安を払拭するためにもぜひやってほしい。

3点目の問題は、県や市、あるいは関係市町村と連携して、これだけ国中の問題になっている事象でありますからしっかりとやっていただきたい。また、昨日、熊本市で2倍の濃度の有機フッ素化合物が検出されたとニュースで言うておりました。営業に影響があるので、場所の公表は

控えたいと。だから、どこにあるか分からんようになってきました。本当に重篤な問題となっております。しっかりとした対応を望みます。

それでは、二つ目の質問に入ります。認知症対策について。この認知症と子どもの貧困問題は、私がずっと追いかけている問題であります。まず、認知症について、先日、中央社会保険医療協議会は、アルツハイマー型認知症新薬ドナネマブ、商品名はケサンラとありますが、20日から公的医療保険を適用すると発表されました。これは、エーザイのレカネマブ、商品名はレケンビだそうです、と並んで国内2例目の認可となります。

軽度認知障がいと軽度の認知症患者が対象で、患者の自己負担は高額療養費制度があるため70歳以上で、平均収入の方の患者負担は年14万4,000円ほどだと言います。しかし、この薬のいずれも確認されているのは症状の進行抑制効果で、認知機能を回復させることはできないと言われます。そんな中で、2060年には認知症患者が3人に一人と言われます。この前2025年には5人に1人と言われてきたのが、物すごいスピード感で迫っております。治らないのなら、かからない、かかっても軽度で抑えていく、この方法しかないのではなかろうか。以前、認知症患者を地域みんなまで支えていくと言っておりましたが、3人に一人となってしまう患者だらけになってしまいます。他人を支える余裕などなくなってしまうと思います。

先日の新聞報道でいいものを見つけました。「認知症疑い検出容易に」、これですよ。「慶應大、質問三つ、早期治療期待」と新聞にありました。軽度認知障がいのある人を、一つ、困っていることはあるか、二つ、楽しみはあるか、三つ、最近の気になるニュースは何かという三つのキーワードで質問し、容易に検出する手法を開発したとありました。慶應大の伊東教授は、介護施設でも実施でき、早期発見に役立つはずだと言っております。

これは朗報です。この手法のノウハウを早く取り入れてほしいと思います。この手法により早期発見して、先ほど言った新薬により軽度の状態で進行を抑え、増え続ける認知症患者を救う道筋ができたと思うが、町長の見解を伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番議員の二つ目の御質問、認知症疑いを容易に検査できる手法に対する今後の対応、対策についてお答えをします。

議員御指摘の認知症の検査が容易にできる手法を開発したとの報道につきましては、慶應大学と済生会横浜市東部病院の研究チームが認知症のアルツハイマー病やその前段階である軽度認知障がいの疑いがある人に、困っていることはあるか、楽しみはあるか、最近の気になるニュースは何かという三つの質問で、容易に病気の兆候を検出する手法を開発したという報道のことと認識をしております。

研究チームの報告書を引用しますと、本研究により、医療機関のみならず、介護施設、家庭でも可能であり、アルツハイマーの強力な第一次スクリーニングとして役立つ可能性があることが示されたと今後の展望が記載されており、アルツハイマーの兆候を把握する方法として役立つと思われま。

このように、アルツハイマー病や軽度認知障がいの疑いがある人の早期発見、早期治療介入の

重要性が認識をされている中、町としましても、今後の研究成果や国、他自治体の動向を注視しつつ、町の保健師、看護師、社会福祉士等の専門職の面談への導入や物忘れ相談室での活用を検討しますとともに、町内の介護支援専門員、いわゆるケアマネジャー等が町民からの相談に対応する場面で認知症の兆候を把握するツールとして役立てられるよう、情報共有を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 答弁ありがとうございました。

この認知症問題は永遠のテーマになってきました。これからも、難しいが地域皆で支えていくにはどうしたらいいか。これは机上の論でなく、国の施策はちゃんとやっていますよじゃなく、本町独自の地域に密着した施策をしっかりと考えて、地域皆で支え合っていくにはどうしたらみんなが賛同できるか。この核家族化した現代においては非常に難しいと思いますが、介護施設が今悲鳴を上げている状況において、少しでも、家庭で、地域で支える施策の構築が急務だと思います。この方法を、町から県へ、県から国に広がるような施策を益城から発信していけたらすばらしいと思うが、町長、よろしくをお願いします。

続いて、三つ目の質問に入ります。貧困家庭の小中学生、高校、大学生の現状について伺います。

1点目、先般の新聞報道で、貧困世帯の子、学校楽しくないと感じる子どもが28%に上るとありましたが、子どもの貧困対策に取り組む公益財団法人あすのばの調査で分かりました。

調査は、昨年11月から12月、生活保護受給世帯や住民税非課税世帯などを対象に行い、小学生以上の子ども・若者1,862人と保護者4,012人が回答したとあります。また、保護者の世帯年収は平均で178万円だったとありますが、この報道で驚いたのは、28%が学校に行きたくない、約3割が消えてしまいたいと思っていることであります。この調査対象が貧困家庭を対象にしていることの由縁が私はもどかしい。この現状を本町においてはどう捉えているかについて伺います。

2点目、大学進学などのために日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用している学生の半数近くが返済に苦慮している現実に対する対策、あるいは行政としての支援を伺いたい。

調査によると、この奨学金対象者のうち半数近くが、返済が日常的な食事や医療機関の受診などに影響していることが、労働者福祉中央協議会の調査で分かりました。協議会は所得に応じた無理のない返済制度や救済制度の拡充を求めています。

受け取った奨学金の総額は平均344万9,000円、返済状況は、現在返済している人が60.3%で、返済猶予制度を利用中が13.1%、延滞中が3.3%となっております。年齢別では40から45歳で返済を終えた人は3割に満たないと言われております。

低所得者世帯で成績がよく経済的な困窮世帯の学生を何らかの救済制度を用いて助けないと、負のスパイラルから抜け出せないと思われまます。この問題は、以前私が一般質問したハーレムチルドレンと関連してくる。貧困家庭の子どもの援助と家庭自体の援助は生活保護と住民税非課税世帯の2種類かと思いますが、大学生本人には奨学金以外の助成制度はないのか。困ったときの相談窓口など本町における独自の支援体制はできないか。対象者は限定されるが、卒業したら益

城の企業に勤めるとか企業がないか。町の今後の益城の人材育成の方向性を伺います。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番衆議員の三つ目の御質問の1点目、困窮世帯の子、学校が楽しくない28%をどう捉えているかについてお答えします。

議員が先ほど言われましたように、困窮世帯の子、学校が楽しくない28%の数値につきましては、公益財団法人あすのばが生活保護などを受けている世帯を対象にアンケート調査を実施し得られた数値であると認識しております。そのアンケートの結果によりますと、回答を得た小学生のうち、「学校は楽しいか」との問いに対し、約11%が全然楽しくない、約17%があまり楽しくないと回答しております。また、全然楽しくないと答えた小中学生のうち約88%が生活の苦しさを訴えておりまして、生活困窮と学校生活には一定の関連性があると考えられます。

国におきましては、本年10月から児童手当について、保護者の所得制限の撤廃、高校3年生までの支給対象の拡大、第3子以降の支給額を一律3万円に増額、支払い回数を年6回へ増加など大幅な拡充がなされ、保護者負担の軽減が図られました。また、本町におきましては、生活困窮世帯への支援といたしまして、義務教育に係る費用のうち教材費、学校給食費、修学旅行費などを就学援助費として保護者に支給することで、一定の負担軽減を図っているところでございます。

しかしながら、アンケートの結果を踏まえますと、その背景には、生活困窮により経済的な不安を抱え、部活動や学習塾、さらには進学についても自分の希望を控え、思い悩む子どもたちが一定数在籍していると推察されます。そのような状況の中で、今後は多様な課題を抱える家庭に対しまして、医療や教育、福祉が垣根を越え連携して対応することが求められています。特に学校においては、担任の先生を中心にして学校に来やすい雰囲気づくりや、一人一人の生活背景を十分配慮して、児童生徒が「学校は楽しい」と言えるような丁寧な取組を行ってまいりたいと考えます。

次に、三つ目の御質問の2点目、大学進学などのために日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用している学生の半数近くが返済に苦慮している現実に対する対策、あるいは行政としての支援についてお答えします。

本来、奨学金は教育の機会を確保して、その人の可能性を最大限に生かすために必要なものがあります。ところがその返済に苦慮し、逆に大きな負担となってその後の人生のハンデとなるようなことが、日本学生支援機構の貸与型奨学金返済で発生している現状があります。

その背景には、高額な学費負担や雇用の悪化による収入の減少が奨学金に頼らざるを得ない状況を生み出し、有利子奨学金の拡大等による利用者負担の著しい増大があります。また、卒業後の雇用環境の悪化、物価、光熱費の高騰等により、奨学金を返したくても返せない人たちが急増しました。返済が困難な理由としましては、低所得、失業中、無職、病気療養中、借入金の返済、親の経済困難などが挙げられます。

日本学生支援機構では、奨学金の返済が困難となった場合は、その相談者に応じて返還期間の猶予や減額返還制度などの救済制度があり、個々の状況に応じた助言や解決策の提示など、各種

相談業務を行っております。まずは個々の状況に応じ日本学生支援機構へ御相談いただき、実現可能な解決策を検討することが重要であると考えます。

熊本県には、ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度があります。この制度の趣旨に賛同し参加する県内企業等と県が、参加企業に就職する際に所定の手続を経ることによって、貸与型奨学金を利用している35歳以下の新卒者、既卒者、県外の社会人経験者を対象に、赴任旅費や奨学金返還等を2分の1ずつ負担し支援するものであります。なお、所定の手続につきましては、この制度への事前の登録後、支援候補者の決定、支援対象の決定等の手続を行うこととなっております。

本町においては現在、貸与型奨学金を利用し返済に苦慮している学生に対しまして支援する制度はございません。しかしながら、そのような方々からの相談を受けることは十分可能であると考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番 榮議員。

○17番（榮 正敏君） 教育長、ありがとうございました。

この、あすのぼという調査会社、何か一方的というか、一部だけの調査のように感じられるところがあります。帳簿上だけの数字だけのようにも思われます。子ども全体の数値の何%なのかも分からない。地域ごとの数値も出してもらわねば本当のところはまだ不明のままと思います。また、困窮世帯の小・中学生については、私が追求していますヤングケアラーの問題、また、高校、大学生の現況においてもハーレムチルドレンの問題に付随してくると思います。いずれも行政としてしっかり現状を把握し、子どもたちが相談しやすい、また、支援等がスムーズに行われるような体制を今後とも充実させていただきたいと思います。

最後に四つ目の質問に入ります。ちょっと入れ歯の調子が悪くて滑舌が悪いんですが、すみません、これが一番大事です。

4番目、先日の新聞報道で、大津町が特別職の減額解除と議員報酬の引上げの検討に入ったと書いてありました。改定後の町長の報酬83万円、副町長63万8,000円、教育長58万3,000円、議員報酬は29万3,900円、18%増としたとありました。

ここに県内の令和5年度の町長と議員報酬の資料がありますので、トップファイブをちょっと紹介させていただきます。

町長報酬は益城町が83万400円で1番。芦北町79万8,000円が2番。3番が山都町79万1,900円。4番が和水町79万1,000円。5番が甲佐町79万700円。それから大津町が83万円ちょうど。益城町長と400円の差です。2番手に来ました。

それから議員報酬が、1番が長洲町25万1,000円。2番が南関町25万円。3番が益城町24万9,100円。4番が大津町24万9,000円。5番が菊陽町24万9,000円。大津町は今度値上げして29万3,500円とトップに出ました。こういう状況です。

ここで、大津町特別職報酬等審議会は、台湾積体電路の集積や宅地造成や、道路や鉄道などのインフラ整備を控え特別職の責任が最大化しているとし、減額措置の解除が妥当と判断し、また、議員報酬も18%増が妥当と判断したとあります。

我々益城町も、熊本地震以来、翌年の豪雨に続き、また昨年7月豪雨災害と息つく暇もなく、震災復旧、復興、高森線4車線化工事や木山中央区画整理復興事業、テクノ工業団地企業誘致、益城工業団地造成工事企業誘致等、町長以下、町議会としても行政の執行に寸断なく協議調整してきました。益城の町長は、熊本県内で一番忙しく、また頑張っている町長だと誰しも思うし、我々議員から見ても、国、県との協議が一番スムーズにできている町長だと自負しております。

これからも益城町はT SMCで後れをとることなく、菊陽町、大津町、合志市に次いで企業誘致の話がすぐかかってくる町だと思われまふ。これから、益城町民のために、優良企業、大型商業施設等の誘致に全力を注がなければならない。それが新たな税収を生み、町民生活の安定につながっていくわけでありまふ。

今まで益城町の町長報酬は83万400円でありまふ。これは熊本県内でトップ報酬でありまふ。それは、益城町は今まで県内最高の人口の町だったからだと思われまふ。今も商業人口ならば地場人口はトップクラスと思いまふ。当然、町として吉田町長からの流れを踏襲していかなければなりません。県内トップの町として町長報酬もまたしかりでありまふ。また、我々益城町議も、大津町同様、前回町議選の無投票を念頭に、なり手不足の解消を狙う、また、議員活動の活性化を促すためにも、情報発信強化と政務活動費導入も同様に要望していきたいと思いまふ。

この大津町の英断により、当然菊陽町も黙っていないと思いまふし、他の町村も動き出すと思われまふ。大学卒の初任給と同等ぐらいの議員報酬であれば若い議員の増加は望めまふ。今回、人事院勧告により大幅な国家公務員給料の改定が行われるようでありまふが、そこで議員報酬の20%以上の引上げをお願いするものでありまふ。

以上、町長の英断を伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の四つ目の御質問、本町における特別職の給与は今のままでいいのか、町長の見解を伺うについまふしてお答えをしまふ。

議員御質問の大津町の特別職の減額解除と議員報酬の引き上げ、また、菊陽町や御船町の動向についまふしては詳細を把握しておりまふませんので、答弁を差し控えさせていただきたいと思いまふ。

まふ、本町の特別職の給料についまふしては、議員御指摘のとおり令和6年4月1日時点で県内町村で最高額となっております。民間の給料引上げや物価上昇などを受け、自治体によりまふしては特別職の給料や議員報酬の引上げを行うことが考えられまふますが、現時点において本町の特別職の給料を引き上げることは考えておりまふせん。また、議員報酬の引上げについまふしては議員の皆様で御検討いただくことになるかと思いまふしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 最後になりますが、我々としても今後の議会運営に関わる重大な事案であることに変わりはありません。早急に益城町特別報酬等審議会を立ち上げるように準備していきたいと思いまふますが、町議会に40代50代の新しい風を吹き込むように、若者が参加できるような環境をつくっていくかなければいけないと思いまふ。

町長、報酬引き上げ、本音はどげんですか。町長給与の大幅な増額は。一言。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の2回目の質問ということで、本音は現状の引上げは考えておりません。以上です。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） これで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） 17番榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後2時49分

12 月 17 日（火曜日）

令和6年第4回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年12月9日午前10時00分招集
2. 令和6年12月17日午前10時00分開議
3. 令和6年12月17日午後0時01分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第2 議案第104号 副町長の選任同意について

日程第3 議案第105号 教育委員会委員の任命同意について

日程第4 益福第2353号の2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第5 益福第2353号の3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第6 益福第2440号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議員派遣の件

日程第8 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君

危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

議員定数18名、本日出席議員18名です。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、上村幸輝委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） おはようございます。総務常任委員長の上村でございます。ただいまから、総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

令和6年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第80号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第89号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。議案第90号、工事請負契約の締結について。議案第91号、工事請負契約の変更について。議案第92号、工事請負契約の変更について。議案第93号、工事請負契約の変更について。議案第94号、工事請負契約の変更について。議案第99号、指定管理者の指定について。議案第100号、物品の購入について（追認）。議案第101号、物品の購入について（追認）。議案第102号、物品の購入について（追認）。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年12月10日。

②審査状況。令和6年12月13日午前9時55分から総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から全委員出席の下、益城町地域共生センター、木山仮設団地跡地等の開発事業予定地及び飯野町民グラウンド新設工事地を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第77号ほか11件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第80号、議案第89号から議案第92号まで、議案第94号及び議案第100号から議案第102号までについては、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第77号、議案第93号及び議案第99号については、賛成多数で可決することに決定した。

②審査の主な内容。

議案第77号については、債務負担行為補正での木山仮設団地跡地等開発事業用地費について、財源の手当てによる町負担の軽減や、住宅建築後の通学手法、町買戻し後の開発費用の負担、既存市街地の取扱いに関する質疑があり、担当課長より、住宅部分については民間に一括売却する方向で検討しており、その後の住宅建築により固定資産税さらには住民税収入が見込まれること、通学については今後検討課題であり、官民連携事業として開発手法を検討していること、政策審議監より、県道熊本高森線4車線化や木山地区益城台地の区画整理によるにぎわいが今後見込まれる、また、当開発により木山市街地のにぎわいづくりを目指すとの説明を受けた。

歳入では、20款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと納税について、益城産米の返礼品の状況、担当部署の体制、返礼品開発に関して質疑があり、担当審議員より、益城産米はあまり出ていない状況である、また、企画財政課財政係において、新規返礼品の開拓や体験型の返礼品の企画も行っているとの説明を受けた。

次に、23款諸収入5項雑入2目弁償金1節弁償金、益城中央土地区画整理事業、単県工事補償金について質疑があり、担当課長より、県施工工事において撤去される文化会館北側の門扉等に対する補償であるとの説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費6目文化財保護対策費16節公有財産購入費、駐車場用地購入費について質疑があり、担当課長より、布田川断層帯堂園地区の既存駐車場の拡張用地の購入であるとの説明を受けた。

議案第80号については、消防団員の退団年齢及び勤続年数の状況や上限年齢を撤廃することによる高齢者の消防団活動に対する懸念、消防団の活動経費である分団班運営交付金を増額する考えはないか及び団員の資格取得助成に関する質疑があり、担当課長より、退団年齢は様々だが、勤続年数は20年から25年が多く、以前よりも延びている状況である、また、入団については、任用要件を満たすものであれば本人の意思を尊重する考えであり、団員の各種資格取得助成は3年以上の団員活動が要件で、今年度は12名に対し助成しているとの説明を受けた。

議案第89号については、特段の意見はなかった。

議案第90号については、後期財源及び袴野地区在住者の有無等について質疑があり、担当課長

より、工期は2期、財源は緊急自然災害防止対策事業債を活用することで充当率が100%となり、そのうちの元利償還金の70%が交付税措置されること、袴野地区の在住者について、現在はいないとの説明を受けた。

議案第91号については、当初契約の際の予見可能性について質疑があり、担当課長より、土木工事については、掘削してみないと分からないことがあるとの説明を受けた。

議案第92号については、変更理由であるアスベストの除去に関連して、町のほかの施設の状況について質疑があり、担当課長より、今回は壁の改修に伴い判明したものであり、また、ほかの施設の露出部の処理は済んでいるとの説明を受けた。

議案第93号については、当初設計の際に排水管敷設の必要性は想定できなかつたのかとの質疑があり、担当課長より、当初の段階では想定できなかつたとの説明を受けた。

議案第94号については、床材の変更に至った経緯について質疑があり、担当課長より、今回整備する複合施設は、熊本地震で被災した旧中央公民館の災害復旧を含むことから、当初設計においては原形復旧が原則となるためフローリングでの設計となっていたが、避難所等での使用を見越した保温性のある床仕上げに変更するものであるとの説明を受けた。

議案第99号については、財源、複数年契約期間中の契約金額変更の有無、企業体の構成員について質疑があり、担当課長より、財源は一般財源、契約金額については原則変更はないが、施設の修繕等については協定書に基づくことになる。指定管理者企業体は株式会社パブリックビジネスジャパンを代表する代表とする3社で構成されているとの説明を受けた。

議案第100号から議案第102号については、教員が選定するのかとの質疑があり、教育長より、10年ごとの大幅な学習指導要領の改定とその間の教科書改訂による違いがあり、教員の要望を受け、教育委員会で教師用指導書を選定するとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。

視察した現場のうち、益城町地域共生センターについては、現地において担当職員より、施設の概要、工事の進捗率が95%であるとの説明を受けた。

木山仮設団地跡地等の開発事業予定地については、現地において担当職員より、開発の概要について説明を受けた。

飯野町民グラウンド新設工事地については、現地において担当職員より、施設の整備状況について説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和6年12月17日。総務常任委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

次は福祉常任委員会報告、吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。福祉常任委員長の吉村建文でございます。福祉常任委員会報告書を読ませていただきます。

令和6年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第78号、令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第79号、令和6年度益城町水道事業特別会計補正予算（第1号）。議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。議案第82号、益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。議案第83号、益城町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第84号、益城町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第85号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第86号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年12月10日。

②審査状況。

令和6年12月13日午前9時59分から、役場庁舎2階会議室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から全委員出席の下、益城町立第4保育所（木山地内）、広崎の杜保育園（広崎地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第77号ほか8件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第78号、議案第79号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第77号、議案第81号については、賛成少数で否決した。

②審査の主な内容。

議案第77号については、3款民生費1項社会福祉費5目社会福祉施設費12節委託料に関し、憩の家解体設計委託料について質疑があり、施設の閉鎖日や跡地利用が決定した後、解体設計を行うべきではないかとの意見が出された。また、解体設計を急ぐ理由について質疑があり、担当課より、建物の老朽化が進んでおり、災害時の危険性もあることから、解体は迅速に行う必要があると考え、今回、廃止条例の上程とともに、解体に関わる設計委託料を計上するもので、跡地利用については、今後速やかに検討したいとの説明があった。

議案第79号については、41款水道事業資本的支出1項建設改良費2目拡張事業費及び2目改良事業費に関し、水道管の長寿命化計画について質疑があり、担当課より、配水管敷設工事の工期は令和9年度を目途に考えており、長寿命化については、そちらが落ち着いてから対応していきたいとの説明があった。

議案第81号については、町民憩の家は入浴施設としての再評価が必要ではないか、存続を求める人たちは、20年、30年間のことを言っているわけではなく、2、3年間のことを言っているので、長寿命化改修で1億8,350万円もかけず、部分改修を行い、2年間運営を延長できるのではないか、また、跡地利用も決まっていない段階で条例を廃止し解体設計を進める必要はなく、福祉の観点から運営を継続すべきであるといった意見が出された。

議案第84号については、青少年問題協議会の設置目的や活動内容について質疑があり、担当課

より、青少年の指導・育成・保護・矯正について、関係機関での情報共有や連携を図ることを目的とし設置していると説明を受けた。

議案第86号については、手数料に関する質疑があり、コンビニエンスストア等に設置のキオスク端末を利用する場合に限り減額するとの説明を受けた。

議案第78号、議案第82号、議案第83号、議案第85号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した益城町立第4保育所については、現地において担当係員より説明を受けるとともに、公私合同保育の状況及び撤去する看板を確認した。また、入園手続や保育料に変更がないこと、保育士もほとんど変更がないことを確認した。

広崎の杜保育園については、施設長より、園施設や開所時間の説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和6年12月17日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は建設経済常任委員会報告、松本昭一委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） おはようございます。建設経済常任委員長の松本です。委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和6年第4回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第87号、益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第88号、益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。議案第95号、工事請負契約の変更について。議案第96号、町道の路線廃止について。議案第97号、町道の路線認定について。議案第98号、町道の路線認定について。議案第103号、訴えの提起について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年12月10日。

②審査状況。

令和6年12月13日午前10時から益城町議会建設経済常任委員室において、全委員中5名の委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、12月16日午前10時から、全委員中5名の委員出席の下、益城東西線（3工区）（木山地内）、南北線（宮園地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第77号ほか7件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決・認定した。

②審査の主な内容。

議案第77号については、8款土木費4項都市計画費8目街路事業費14節工事請負費の都市計画道路改良費の内訳について質問があり、担当課長から、南北線、第2南北線及び東西線の予算の内訳及び発注箇所についての説明を受けた。

また、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費2目農地災害復旧費14節工事請負費の農地災害復旧工事費の増額の理由について質問があり、担当課長から、災害査定において国庫補助に該当しなかった軽微な復旧分を計上しており、一般単独災害復旧事業債を活用して復旧を行うとの説明を受けた。

議案第95号については、大幅な請負契約の変更に伴い入札要件も変更になるのではとの質問があり、担当課長から、Aランクの町内業者が受注しており、法令的には問題がないため入札要件の変更はないとの説明を受けた。

また、本契約の変更に伴い受益者負担が増えるのではないかととの質問があり、受益者には当初から説明を行っており、今後も丁寧に説明をしていくとの説明を受けた。

なお、委員から、国との災害査定協議を行っているものの、町としてさらなる慎重な設計を行うよう要望があった。

議案第96号については、道路台帳の整理方法と、益城中央被災市街地復興土地区画整理地内の路線認定と廃止は仮換地指定が終了したため議案として提出しているのかとの質問があり、担当課長から、道路台帳は、起点・終点の地番、延長幅員、面積等を路線ごとに整理しており、また、復興土地区画整理事業内の路線の廃止・認定は仮換地指定後に議案として提出しているとの説明を受けた。

議案第97号については、復興土地区画整理に伴う路線認定の路線名は幅員の拡幅等により変更しているのかとの質問があり、担当課長から、仮換地指定前は町有道路で、仮換地指定により路線認定を行い路線名を付けているとの説明を受けた。

議案第98号については、議案第97号との違いについて質問があり、担当課長から、議案第97号は仮換地指定による路線認定で、議案第98号は町有道路が新たに整備されたことで認定要件を満たしたとの認定理由が異なるためとの説明を受けた。

議案第103号については、補助金の交付要件や返還に至った経緯について質問があり、担当課長から、本事業は新規就農される方に補助金を交付する事業であり、1年目の申請は該当していたが2年目以降の申請が非該当であることから申請者へ補助金の返還を求めており、町顧問弁護士と協議して今回の提案となったとの説明を受けた。

議案第87号及び議案第88号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した益城東西線の3工区については、現地において、担当課から事業の概要について説明があり、委員から現在の工事進捗状況について質問があり、担当課から、現在実施している下水道工事と水道工事の進捗状況についての説明を受けた。

また、委員から交差点の形状に関する質問があり、担当課から、現在の工事は暫定施工であり、完成型については警察協議を進めながら工事を進めているとの説明を受けた。

次に、南北線については、現地において担当課から事業の概要について説明があり、委員から水路の大きさについて質問があり、担当課から水路の大きさ等の説明を受けた。

また、水路兼用道路については、現地において担当課から現況について説明があり、委員から境界や延長等に関する質問があり、担当課から説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和6年12月17日。建設経済常任委員長、松本昭一。益城町議会議長、中川公則殿。

以上で終わります。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会の報告に対する質疑を許します。

各常任委員長の報告に対する質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。

今日も傍聴席に、朝から本当にありがたいことだと思います。

では、質問に入らせていただきます。私は、福祉常任委員長と建設経済常任委員長に質問します。

まず、福祉常任委員長にお尋ねします。

先ほどの委員長の報告の中で、議案第77号の民生費で憩の家解体設計委託料の質疑の際、解体設計を急ぐ理由についての質問に対して、担当課より、建物の老朽化が進んでおり、災害時の危険性もあることから、解体は迅速に行う必要があるとの答弁があったとのことですが、これは、現在使用している施設が危険な状態であるとの認識の上での説明であったと思いますが、現在、利用・使用している皆さんも非常に心配されるものですから、もう一度、委員会の審議の中で、解体を急ぐ背景についての説明等について、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

次に、建設経済常任委員長にお尋ねします。

今回、都市計画道路南北線の水路状況も含めて御視察いただいたようで、本当にありがたいことだと思います。今回視察いただいた南北線沿いの水路の問題は、地元安永の農家さんも本当に心配されておられる事項であり、確認をさせていただきます。

委員長からの報告の中で、南北線に沿う水路兼用道路のことについて、現地において担当課から水路の大きさ等についての説明と、委員さんからの境界や延長等についての質問があったようですが、担当課が行った水路の大きさの説明内容や、委員さんが行った境界や延長の質問内容、さらにその質問に対する執行部からのお答えが何かあったのならば、それも含めてお話をいただければと思います。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長、吉村建文殿。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番宮崎委員の御質問にお答えいたします。

町民憩の家の解体設計委託料についてということで、建物の老朽化が進んでおり災害時の危険

性もあることから解体は迅速に行う必要があると考えということで、分かる範囲でお答えしていただきたいということでございますが、この問題に関しては、今回もそうですし、9月議会でもそうなんですけれども、様々な老朽化の写真等もを見せていただいて共通認識はあったと思います。ですから、それについて今回また深掘りをしたということはございません。以上です。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員長、松本昭一議員。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 11番宮崎議員の質問にお答えします。

現地視察において南北線の視察にまいりました。そこにまた地元の業者もおられまして、南北線の下流部の排水について質問がありまして、30センチメートル程度の側溝では水を拾い切れないため改修をお願いしたいとの要望がありました。

町としては水路に関しては適切に維持管理をしていくとの説明がありました。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 両委員長から答弁がございました。非常に大切な答弁で、分かりやすかったかというところちょっと問題があるんですが、非常に大切な答弁でした。

まず、憩の家の解体設計費用なんですけど、この問題で、要は、執行部のほうから、建物の老朽化が進んでおるから危険だから、災害時の危険性もあるから早く取り壊すと。その気持ちは分かるんですけども、現在あそこを使用しているんですよ。だったら、使用している人には特に危険ではないという話なんですかね。もしくは、4月1日から非常に危険になると、だからそれから壊す、それに間に合わせて壊すというお話か。

要は、それとも、まだ別の意図があって存続そのものを息の根をとめるという話ではないのではないかと思うんですよ。そこまではないと思うんですけども、ただ、本当に危険だったらどこどこが危険だからこれは早く工事しなければいかんというのを、やっぱり使用者もしくは町民にきちんと話さなければいかんと思うんですよ。それから初めてこういう議案というのが出てくるのかなど。でなかったら、みんな不安でしようがないというふうに感じます。

そういう危険であるというのは、写真とかでずっとこれまでも言われていたんでしょうけれども、ただそれはあくまでも一般的な話の中だったものですから、具体的にこうやって予算が計上されると、やっぱりちょっとニュアンスがかなり変わってくると。

で、もう一度委員長に説明していただきたいんですが、そのときの質疑応答では、先ほど言いましたように、そういう話はなかったんですか。もう一度、その点をお答えいただきたいと思います。

それから、2点目の建設経済常任委員長にお尋ねした内容なんですけど、東西線に沿う水路、特に下流部、これが30センチメートル四方、上のほうが皆さん御承知のように1メートル40センチメートル掛ける1メートル20センチメートルの大きさの水路になっているんですけど、下のほうの水路だけが吸い切れません。そして周りの畑に水が流れ込んでしまう。

ということで、下の地権者さんたちが非常にやっぱり心配しているんですけども、現地を見てよくお分かりになったとは思いますが、町が適切に対応すると言う、その「適切」

というのがどういうことなのか、もう少し具体的に。大水が出たら、もしくは何か被害が出たらやり直すと言っているのか、それとも何もしないというのを「適切」という話なのか、ちょっとそこら辺りを、ニュアンスがよく分からないので、地域の人に説明するのに非常に困るので、分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員長、吉村建文議員。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

「施設の老朽化が進んでおり災害時の危険性もあることから、解体は迅速に行う必要があると考へ」という部分に関して、もっと具体的に突っ込んだ話はなかったのかということでございますけれども、別な突っ込んだ話はありませんでした。

○議長（中川公則君） 建設経済常任委員長、松本昭一議員。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 11番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

南北線の下流の水路兼用道路ということで、もともとが水路でございます。ですから、道全体が水路ということになっておりまして、もともと道が水路兼用道路である道全体が水路でありますので、これ以上の改良は考えていないということです。一般質問でもそれは答えているところでございます。雨が降っていないときには道路として使っていただいて、雨が降って水路としての用に供する場合については道路として使えませんということで、今までどおりの使い方をしてもらわなければ難しいのではないかと考えているということでございます。

もし、こういうことは最終的に排水末端から水路を広げていくということが原則になるということで、もし広げるとするということであれば下流からやっていくというのが原則になるということでございます。

下流のほうを見ながら対策を練っていくと必要があるのではないかと考えているということで、それぞれ検討をやっていきたいという町のお話でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） 両委員長の答弁ありがとうございました。

大体これで3回目の最後の質問にはなるんですけれども、特に質問するあれもありませんが、福祉常任委員長の報告の中で特に深まった議論はなかったということなんですが、あとは常任委員会の議事録を後で見せていただいて、そういう話の中がどういうのが出ていたか、これについてはちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから水路の話ですが、建設経済常任委員長のほうで……。確かに水路兼道路なんですけれども、ただ、あそこに南北線の道路が通ると非常に水量が増える、今までと状況が変化をするから、地元が心配をして町にお願いしているんです。そこらあたりも現地で見させていただいたので分かると思うんですけれども、何らかのやっぱり対策をしないと、これからあそこあたりで農業を営む人たちが非常に困るんじゃないかなというふうに思います。

そういうことで質問をしましたが、あんまりよく分かりませんでした、そういうことで私の質問は終わります。

以上、ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8 番吉村議員。

○8 番（吉村建文君） 8 番吉村でございます。

議案第80号、消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会での質疑に関してお尋ねをいたします。

この案件は、年齢制限を取り払うということでございますけれども、「年齢18歳以上60歳未満の者」を「年齢18歳以上の者」に変更する部分でございますけれども、私は年齢制限をかけるべきだという立場をとっております。この件に関して、多分、今まで団員であった方が60歳で定年して退職されてという形でそれ以降は消防団に関わることはできないということになると思うんですけれども、この年齢制限を取り払ったことによる退団については、自己申告によるものなのか、その辺の審議がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（中川公則君） 総務常任委員長、上村幸輝議員。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。8 番吉村議員の質問にお答えします。

質問内容は、議案第80号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この中で、上限年齢を撤廃することで不具合が起きる、不具合というか、そういったことが起きるのではないかとということでの審議の内容ですが、それについては委員会審議の中で、まず、現在の消防団員がどれぐらいで、勤続何年ぐらいで退団されているのか、年齢についてとか、そういったことで1点伺われております。

それによると、大体、現在延びてはいるけれども、入団してから20年から25年ぐらいで退団されていると。大体25年目と言いますと、50歳前ぐらいの年齢かと思います。50歳前ぐらいで退団したとしても、それ以前の年齢制限があった場合は60歳までだったんですけれども、それまでの間の50歳から60歳ぐらいまでは再入団もできるわけですが、その間ではこれまでも入団の要望はなかったということです。

あとは、郡内は全て年齢制限がないんですが、実際、甲佐町に61歳の方がいらっしゃるという話がありました。

益城町については、現在、60歳以上の方で入団されたいという具体的な話というものはあってはおりませんが、ほかの市町村の状況等見ますとそこまで多くの高齢者の方が入団されるということではないというふうに考えているということでした。以上です。

○議長（中川公則君） 8 番吉村議員。

○8 番（吉村建文君） 総務常任委員長の1回目の回答、ありがとうございました。

私が知りたいのは、退団について自己申告制によるものかということを知りたいんです。結局、60歳以上の方で消防団の団員を経験された方で、まだ65歳、70歳ぐらいまでは大丈夫だと思うんですけれども、ただ、退団する条件が自己申告なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中川公則君） 総務常任委員長、上村幸輝議員。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） 総務常任委員長の上村です。すみません、先ほどは。

8番吉村議員の質問にお答えします。

消防団の退団については自己申告かどうかという質問ですが、今回、自己申告かどうかということについては審議の中では出てきておりません。ただ、私も25年入っておりましたけれども、あくまで私が入っていた当時は全て自己申告でした。団員さんからの申出により退団を受け入れる、こういったことでやっておりました。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。福祉常任委員長にお尋ねします。

議案第77号の質疑の中で、憩の家解体設計委託料582万1,000円そのもの、予算582万1,000円の内容、中身の内容の説明等があれば教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員長、吉村建文殿。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の質問にお答えいたします。

議案第77号の解体設計費用について、その内容の説明はあったのかということでございますけれども、特段、内容の説明はございません。以上です。

○議長（中川公則君） 10番野田委員。

○10番（野田祐士君） 2回目です。すみません。

582万1,000円の中身について、内容の説明がないというお話でした。これは総括質疑の中でも、副議長ですかね、誰かの質問の中で執行部から中身についてアスベストの処理だとかいろんな回答があったものですから、委員会の中でも質疑があったものだと思って伺ったところです。

総括質疑の中でも少し高いのではないかというお話がございました。私もそう思っております、この582万円の予算そのものの算出根拠、積算根拠について、どのような形で出したのかというのは多分質疑があったと聞いておりますので、それについてお答えいただければ助かります。よろしく願いいたします。

（拍手する者あり）

○議長（中川公則君） 拍手はやめてください。

福祉常任委員長、吉村建文殿。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

この580万円相当の金額ですけれども、この金額について、事業の説明としては、1社から見積もったということでございますので、それを今後、二、三社からまた見積りを取りたいという話がありました。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の御回答、ありがとうございました。

私も同じようなことを伺ってしまして、議会上に上程される予算の積算については、役場でできるものについてはやる、役場でやれないもの、業者からの見積りが必要であるというものについては業者から見積りをいただき、それを予算化する、そして上程していただくということについては何ら問題ないと思いますけれども、今、委員長がおっしゃいました1社での見積りというの

は、一般的には慎重な審議ができない可能性がある。要するに、今言われたように最低でも相見積りを3社あたりから取っていただくというのが一般的であろうと思っております。

今、委員長のほうから、二、三社からまた取るというお話が委員会の中で出たということですので、それは、また取っていただいて、下がったり上がったりするかもしれませんけれども、慎重な解体の設計委託をお願いするものであります。

今後、予算を立てられた後に、また見積りを取り直して予算を変えるという、予算というか、今の金額を変えるというような委員長の回答であったのであれば、審議としてこれはどうなのかなと思っておりますけれども、その辺の、今、回答が少し、すいません、私的に理解ができませんでしたので、もしよければ、本当にまた3社等で見積りを取るのかのところの回答ですか、審議の中身を教えていただくと助かります。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員長、吉村建文殿。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 10番野田議員の3回目の質問にお答えいたします。

町民憩の家の跡地利用については、令和5年度の基本構想の中で、例として健康増進を図る目的とした公園、多世代が集まる公園という提案があります。この後は、この意見も含め住民の意見を聞く場を令和7年度に設けて検討を進めていく、解体設計委託料については見積りを1社から取っており、御承認いただければ今後競争見積りにより精査をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで各常任委員会報告に対する質疑を終わります。これから討論を行います。

初めに、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」から議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までに対して、原案に反対の方の発言を許します。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田でございます。

私は、議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）に反対する立場から意見を述べます。

私は、今回の補正予算の民生費中、憩の家解体設計委託料582万1,000円が計上されていることのみ次に2点から反対し、その他の補正項目については反対するものではありません。

まず1点目は、なぜこの憩の家設置及び管理に関する条例の廃止に関する議案を審議する前に、憩の家の解体設計が審議されるのか、議会の進め方について全く理解できません。本件は議案の説明でも何らその点に関する断りや説明もなく、どうせ後で憩の家を廃止する条例を可決されるのだから、ただ前後しただけで全く問題ないと考えておられるのではないのでしょうか。これは完全に議会を無視したやり方です。議員の皆様も、ぜひもう一度、議会の役割についてお考えいただきたいと思い、反対します。

反対の2点目は、今回の憩の家設置及び管理についての条例の廃止については、議案として提出されており……。

○議長（中川公則君） 下田議員、条例はまだ。

○6番（下田利久雄君） ちょっとその関連して。よかですか。議案として提案されており、議決されれば令和7年4月1日より憩の家は廃止されることとなります。しかし、総括質疑の中で、憩の家跡地については町民の皆様意見を聞いてその活用方法を決めるとの答弁でした。さらに、憩の家跡地で道路建設や災害対策などのための工事等も近々予定されていないとのことなのに、なぜ憩の家の解体を急ぐ必要があるのか理解できないし、町民も疑問に感じられると思います。よって、憩の家解体費を含む補正予算に賛成することはできません。

以上の2点から、町民憩の家の解体委託料を含む平成6年度益城町一般会計補正予算に反対します。皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

2番木村議員。

○2番（木村正史君） 2番木村です。

議案に賛成の意見を述べたいと思います。

令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）については、債務負担行為で木山仮設団地跡地等の開発事業の用地取得に関する予算や空港周辺地域を対象とした地域エネルギー会社設立に要する支出金、都市計画街路事業と福富地区への避難路整備事業、また、古閑北地区への駐輪場整備事業など、町がこれから発展し町民生活の利便性向上に資する予算を計上しています。

また、議員のほうから反対意見がありました町民憩の家の解体設計につきましては、解体後の跡地利用に早期に着手できるよう計上しているものであり、跡地の活用方法については、今後、町民の皆様意見を踏まえできるだけ早く進めていくことが重要であると私は考えております。そのために必要な予算であると考えます。議員一同、皆様の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） ほかにありませんか。

1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 議員番号1番坂井でございます。

私は、議案第77号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第4号）について反対するものがあります。この予算書中、民生費の中の憩の家解体設計委託料についての反対であります。その他については賛成でございます。

憩の家解体設計委託料につきましては、先ほど同僚議員からありましたように、やはり、この後上程されています憩の家のための条例廃止が決まった後これを出すのが順当な手続であると思います。

2点目は、先ほどからこの憩の家解体を急ぐ理由を「危険である」とおっしゃいますが、憩の家の周りを見ておきますと、道路を挟んで民家が1軒、で、東側は田んぼ、南側は用水路を挟んで山地です。こちらの西側のほうは駐車場が広がっていて。そのあとは民家はございません。そういう中で、例えば、憩の家廃止条例は決まって、そこを立入禁止にしておいて、どのような危

険が発生するのかが理解できません。また、先ほどから何度も出ております令和5年度の基本構想を再度読み直しましたが、この憩の家の建物自体の用途変更等はどうも考慮されていないようがあります。

中にありますように、憩の家が建っている場所はほんの一部ですけれども、崖崩れですか、警戒地域に入っておりますが、それは北側の角地、ほんの一部です。あとは集落内開発制度の中に入っておりますので、通常考えれば、この憩の家の建物本体は用途変更ができる可能性がございます。

これからどうするか、例えば、今の町の考えでは、町民が使うための公園ということを前提に進めておりますが、これから跡地の利用を検討する中では、この施設を残したままの一括売却という可能性が消えたとは思っておりません。そういう意味において、この時点で解体設計料を上げますのは時期尚早であると思っております。以上、御賛同をよろしく願います。

○議長（中川公則君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許します。

ほかにありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、次に、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、原案に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、次に、議案第81号「益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」に対して、本案に対する委員長報告は否決でありますので、まず、原案に賛成の方の発言を許します。

3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 3番西山でございます。

私は、議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案に対して賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、廃止に至るまでの経緯につきましては、これまでもる詳細な説明がっておりますが、まず、現在の運営でも、毎年およそ約2,000万円の財政負担が生じております。長寿命化改修工事を行うといった場合には、少なくとも約1億8,000万円の費用が発生することが予想されております。これは町の財政にとりまして非常に、これから将来に向けて大きな負担となるものと思われれます。

次に、公の施設のあり方検討委員会の答申にもございましたけれども、町民憩の家の機能はほかの公共施設で代替が可能であるという点を強調したいと思えます。総合体育館や復興まちづくりセンターにじいろ、保健福祉センターはびねす、交流情報センターミナテラス、それに加えて、来年3月完成予定の地域共生センターなど、ほかの公共施設で、町民憩の家の機能を十分に補完していけるものと考えております。また、温泉施設につきましても町内には民間企業によって営業を行っている施設も存在しております。これらを今後うまく活用することで、町民の皆様の一層に支えることができるというふうに考えており、また、今後、代替案を検討されるというこ

とでございました。このように、代替施設を利活用することで、現状とは異なったサービスにはなると思いますが、利用者の皆様、町民の皆様の御理解が必要だと、いただきたいというふうに思っております。

以上のような理由から、町民憩の家の廃止は、町の財政負担を考慮しても必要な措置であると考えております。よって、議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案に対して賛成するものであります。議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（中川公則君） 続いて、原案に反対の方の発言を許します。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番日本共産党の甲斐康之でございます。

議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、福祉常任委員会委員長の報告は、条例を廃止する議案については賛成少数で否決となりました。この福祉常任委員会が否決したことに支持する賛成討論を行います。

執行部が町民憩の家の廃止の理由として、公の施設のあり方検討委員会が答申した内容に、施設の安全性、将来的な利用、財政負担、施設の機能、利用者への配慮、この5点を示して、増設の改修費用や維持管理費用による財政負担、将来的な利用者増加が見込めないこと、施設機能の代替可能性の観点から現行での憩の家の存続は適当でない判断しております。こういった答申を公の施設のあり方検討委員会は行いました。

この答申は、自治体が取らなければならない住民の福祉の増進や現在の温泉を利用されている方々への配慮について、十分に触れているとは言えません。執行部はこの答申を受け憩の家存続を早々に断念し、今議会で条例を廃止する議案を上程したものであります。

この議案は福祉常任委員会で慎重審議され、私を含め、福祉施策がおざなりになっているのではないかと、温泉機能の代替施設に民間施設を挙げているが、移動距離、入浴料などに難がある、高齢者の負担が重いこと、閉館時間が16時30分という早い施設もある、これらの意見が出されました。

執行部は次の3点を施設廃止の理由として示しています。

1点目の施設の安全性では、指定管理の終了する来年3月末を廃止としているが、施設は本当にあと3か月しか安全性が保てないのか。これ以上の使用が不可能と言えるのか。

2点目の将来的な利用者については、小学生以下は無料などの施策をとっているが、指定管理者による利用者増を図るための、さらなる憩の家の利用を図る各種のイベントや物産販売などの集客策を強める必要があるのではないかと。しかし、この取組は、コロナ禍の中で人々の接触が制限され利用者減少があり、取り組めなかったとも思われます。

3点目の理由として、財政負担の問題を挙げています。町の財政は、この施設を維持することができないほど疲弊しているのか、町の財政について健全性を検証する必要があります。町の監査委員意見書は令和6年7月30日に審査され、令和5年度の健全化判断比率審査意見書で示され

ています。

普通会計の各健全化判断比率と呼ばれる4つの比率があります。1つ目の実績赤字比率、2つ目の連結実質赤字比率は、それぞれ赤字なしとして良好。3つ目の実質公債費比率は、町の借金と言える地方債の残高に対する負担割合の3か年平均を表したもので、町は10%です。イエローカードとなる早期健全化基準の25%と比較すると、まだ健全な状態であると言っております。4つ目の将来負担比率は22.4%であります。早期健全化基準の350.0と比較すると健全な状態にあるとの報告であります。町は地震からの復旧・復興に多くのインフラ整備を地方債で賄ってきており地方債は増加傾向にありますけれども、まだ町の財政は健全な状態であると判断できます。

4点目の施設の機能については、交流や健康の増進といった機能では、町の公共施設である体育館、保健福祉センター、交流情報センターなどの代替施設があるということで、可能と判断しているものの、温泉機能について、町の公共施設では代替可能な施設は存在しない。民間企業があり、そちらに誘導するほうが適切としているものの、閉館時間、移動距離、利用料金等に難があると考えます。

公の施設のあり方検討委員会の答申では、今後の公の施設について、住民の福祉を増進するという目的と、財政面のバランスなどを十分に検討して未来のまちを見据えた判断が求められると結論づけています。

執行部が施設の長寿命化改修をして、20年から30年間運営する場合、改修費用は1億8,350万円の費用を要すると強調しますが、存続を求める会の皆さんの請願では、2年間の運営を行って、施設の耐用年数、町財政への影響、運営成果等から存続できるかどうか見極めることが可能であると判断をして、当面、2年間の運営を希望しております。20年から30年間の運営を求めているわけではありません。長寿命改修に1億8,350万円の費用が町の財政の負担を重くすると言いますが、町の年間の一般財源総額は230億円から240億円です。町の年間財源額の僅か0.8%でありますから、特にこの費用が過大だとは考えていません。

町民憩の家設置条例第1条では、「町民の健康と福祉の増進を図り、もって生き生きと地域の活性化に資する」とあります。この条例を廃止することは多くの町民の福祉の増進を阻害するものであると考えています。よって、憩の家の存続を求める多くの町民の方たちの思いをかなえるべく、福祉常任委員会は否決と決しています。

議案第81号、益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、不採択であるということをサポートする立場から賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、次に、議案第82号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第88号「益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」までに対して、原案に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、次に、議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第103号「訴えの提起について」までに対して、原案に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は電子採決によって行います。

まず、議案第77号について採決します。

議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」について、本案に対する総務常任委員長及び建設経済常任委員長の報告は可決、福祉常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第77号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第4号）」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号及び議案第79号の2議案について採決します。

議案第78号「令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」の2議案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第78号「令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）」及び議案第79号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」の2議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号について採決します。

議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第80号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号について採決します。

議案第81号「益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案81号「益城町町民憩の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

(傍聴席で写真撮影する者あり)

○議長(中川公則君) 傍聴席の皆さん、カメラ撮影は禁止です。よろしくお願ひします。

次に、議案第82号から議案第88号までの7議案について採決します。

議案第82号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第88号「益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」までの7議案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第82号「益城町保育所条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第88号「益城町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」までの7議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号について採決します。

議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第89号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号について採決します。

議案第90号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第90号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号について採決します。

議案第91号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第91号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号について採決します。

議案第92号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第92号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第93号について採決します。

議案第93号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第93号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号について採決します。

議案第94号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第94号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号について採決します。

議案第95号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第95号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号から議案第98号までの3議案について採決します。

議案第96号「町道の路線廃止について」から、議案第98号「町道の路線認定について」までの3議案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第96号「町道の路線廃止について」から議案第98号「町道の路線認定について」までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号について採決します。

議案第99号「指定管理者の指定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第99号「指定管理者の指定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号から議案第102号までの3議案について採決します。

議案第100号「物品の購入について（追認）」から、議案第102号「物品の購入について（追認）」までの3議案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第100号「物品の購入について（追認）」から、議案第102号「物品の購入について（追認）」までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号について採決します。

議案第103号「訴えの提起について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第103号「訴えの提起について」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、濱田副町長の退場を求めます。

日程第2 議案第104号 副町長の選任同意について

○議長（中川公則君） 日程第2、議案第104号「副町長の選任同意について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第104号、益城町副町長の選任同意について御説明を申し上げます。今回の提案は、副町長として濱田義之氏を再任したく提案しております。

濱田氏は令和3年3月に副町長に就任され、以後、約3年9か月にわたり熊本地震からの復旧・復興に尽力され、多大な貢献をしていただいております。濱田氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第104号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第104号について採決します。

この採決は電子採決によって行います。

議案第104号「副町長の選任同意について」、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第104号「副町長の選任同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

濱田副町長の入場を許します。

日程第3 議案第105号 教育委員会委員の任命同意について

○議長（中川公則君） 日程第3、議案第105号「教育委員会委員の任命同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第105号、教育委員会委員の任命同意について御説明申し上げます。

令和7年1月3日に益城町教育委員会委員の任期が満了しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、新たに後任の委員を任命する必要があります。

そのためには議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。

今回、提案しております佐藤浩介氏の略歴につきましては、参考資料として履歴書を添付しております。佐藤氏は人格高潔で、教育に関し深い識見を有しており、適任者と考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 議案第105号の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第105号について採決します。

この採決は電子採決によって行います。

議案第105号「教育委員会委員の任命同意について」、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第105号「教育委員会委員の任命同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第4 益福第2353号の2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川公則君） 日程第4、益福第2353号の2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2353号の2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は人権擁護委員法により、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、任期が令和7年3月31日に満了になることに伴い、滝川朋子さんを再任として提案するものです。滝川朋子さんの履歴につきましては、履歴書を添付しておりますので御確認をください。長らく高齢者の在宅ケア等の業務に関わられ、退職後も高齢者支援に関する職を歴任され、委員として適任だと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 益福第2353号の2の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第2353号の2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件」、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第5 益福第2353号の3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川公則君） 日程第5、益福第2353号の3「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件」を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの質問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2353号の3、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、先ほど申し上げましたとおり、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など適切な処置を講ずること、その他、人権擁護に進めることが主な職務となっております。

今回、任期が令和7年3月31日に満了になることに伴い、谷川淳子さんを再任として提案するものです。谷川淳子さんの履歴につきましては履歴書を添付しておりますので御覧ください。長らく幼稚園、保育所の業務に関わられ、退職後も男女共同参画や子育てに関する職を歴任され、委員として適任だと考えております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 益福第2353号の3の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第2353号の3、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件」はこの諮問の通り適任ということで答申したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第6 益福第2440号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中川公則君） 日程第6、益福第2440号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件」を議題といたします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づく町長からの諮問です。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2440号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、先ほど申し上げましたとおり、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報を収集し、法務大臣への報告、関係機関への勧告など、適切な処置を講ずること、その他、人権擁護に努めることが主な職務となっております。

今回、前任者の任期満了に伴い、林眞二さんの新任を提案するものです。経歴につきましては履歴書を添付しておりますので御確認ください。熊本地震に関する講演をされるなど、ボランティア活動を長年行っておられ、委員として適任だと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 益福第2440号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本件に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

益福第2440号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件」は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、適任ということで答申することに決定しました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 日程第8、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。12月9日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和6年第4回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員